

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認東京地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	85 件
国民年金関係	65 件
厚生年金関係	20 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	115 件
国民年金関係	49 件
厚生年金関係	66 件

東京国民年金 事案 3493

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月から51年3月まで
申立期間の国民年金保険料は、私の妻が納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と短期間であり、申立人は申立期間後の保険料をすべて納付している上、申立人の国民年金保険料と一緒に納付していたとする申立人の妻は、昭和50年4月以降、申立期間を含め自身の保険料をすべて納付しているなど、申立期間について、申立人の保険料のみが未納となっていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間において国民年金の保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 3494

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年10月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年10月から47年3月まで
私は、申立期間の国民年金保険料を、社会保険事務所から送付された納付書を使用して妻の分と一緒に郵便局で納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の国民年金保険料の納付方法、納付場所、納付時期等、納付の状況に関する申立人の記憶は具体的であり、申立期間は6か月と短期間である上、申立期間の保険料と一緒に納付したとする申立人の妻は、申立期間の自身の保険料を納付済みであるなど、申立期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年10月から42年6月までの期間、47年4月から48年3月までの期間及び49年10月から51年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年10月から42年6月まで
② 昭和47年4月から48年3月まで
③ 昭和49年10月から51年3月まで

私は、昭和54年に就職した際に、上司から、未納となっている過去の国民年金保険料をすべて納付するようにとの指示を受け、申立期間の保険料をまとめて納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保険料をまとめて納付したとする昭和54年4月は、第3回特例納付の実施期間であり、特例納付したとする金額は、当時の保険料の額とおおむね一致している上、申立人は、特例納付をすることとなった契機、納付時期に関して具体的に記憶している。また、申立人が特例納付の相談をしたとする区の出張所は、申立期間当時、特例納付の相談を受け付けていたことが確認できるほか、申立人は、国民年金の加入期間について、申立期間及び免除期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年3月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年3月から62年3月まで

私は、昭和61年1月に会社を退職して1年以上経った22歳ごろに、市役所で国民年金の加入手続をした。そのころ、申立期間の国民年金保険料が未納であるとの連絡を受け、市役所で保険料をまとめて納付したと記憶している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後は、国民年金保険料をすべて納付しており、厚生年金保険から国民年金への切替手続も適切に行っている。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立人が加入手続をしたと説明する時期である昭和63年1月ごろに払い出されていることが確認できるとともに、この時点で、申立期間は、保険料を現年度納付及び過年度納付することが可能な期間である上、申立人が納付場所と説明する市役所では、当時、国民年金係の窓口と同じフロアーに金融機関が所在し、現年度及び過年度保険料の納付が可能であったことが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和62年1月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年11月から60年9月まで
② 昭和62年1月から同年6月まで

私は、市役所の窓口や金融機関で国民年金保険料を納付してきた。
申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、6か月と短期間であり、当該期間前後の期間の国民年金保険料は過年度納付により納付済みとなっている。また、申立人は、昭和62年12月に年金手帳の再発行を受けており、当該期間直前の期間の保険料を平成元年1月に納付していることが確認でき、この時点で、当該期間は、保険料を過年度納付することが可能な期間であるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付方法、納付金額等の納付状況等に関する記憶が不明確であり、また、当該期間は、上記の年金手帳再発行の時点では時効により保険料を納付することはできない期間であるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和62年1月から同年6月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年7月から47年9月まで
② 昭和48年10月から同年12月まで

私は、会社を退職後、元夫に国民年金の加入手続をしてもらったはずである。その後、国民年金に未加入であることが分かったため、あわてて区役所で任意加入の手続をした記憶がある。国民年金保険料は、納付書が送付される度に、区役所で納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、3か月間と短期間で、当該期間前後の期間の国民年金保険料は納付済みであり、また、申立人は、国民年金に任意加入した経緯、保険料の納付場所、納付方法等について具体的に記憶している上、昭和47年10月に任意加入した以降、当該期間を除き保険料をすべて納付しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金に未加入であることが分かったことから、任意加入の手続をしたと説明しているなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、上記の任意加入した際に払い出されており、任意加入者の納付義務は資格取得日から発生するため、制度上、申立期間の保険料をさかのぼって納付することはできず、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年10月から同年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 3504

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 12 月から 62 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 12 月から 62 年 2 月まで
私の申立期間の国民年金保険料は、私の母親のボーナス等で、まとめて納付したはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除いて国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は3か月と短期間である上、また、申立人は、昭和 61 年度分保険料を 63 年以降に過年度分の保険料として納付しているのが確認できるが、当該過年度分の保険料の納付に関して充当記録の取消及び納付記録の再度変更がなされていることなど、行政側において申立人にかかる納付記録の管理が適切に行われていなかった状況が見られるなど、申立期間の保険料が未納とされていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成元年12月から2年3月までの期間、3年8月及び同年9月、同年11月及び同年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年7月から58年3月まで
② 平成元年12月から2年3月まで
③ 平成3年8月及び同年9月
④ 平成3年11月及び同年12月
⑤ 平成4年3月から7年9月まで
⑥ 平成8年4月から9年7月まで

私の国民年金保険料は、平成4年ごろまでは元妻が夫婦2人分を一緒に納付しており、平成4年以降は私の母親に納付してもらっていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②、③及び④については、当該期間前後の国民年金保険料は納付済であり、当該期間はそれぞれ4か月、2か月と短期間である。また、②及び③の期間は夫婦一緒に2人分の保険料を納付していたとする元妻も納付済みであり、平成4年ごろまでの期間は元妻が、引き続き申立人の保険料を納付していたと説明をしているなど、当該期間の保険料が未納となっているのは不自然である。

しかしながら、申立期間①、⑤及び⑥については、申立人や申立人の母親が申立人の当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、①の期間について、申立人は追納時期、納付場所、金額等の記憶が曖昧であり、当該期間は申立人の元妻も保険料を追納していないことが確認できるなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立期間⑤及び⑥については、申立人は保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする申立人の母親からは当時の納付状況等を聴取

することが困難なため、当時の状況が不明確であるなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成元年12月から2年3月までの期間、3年8月及び同年9月、同年11月及び同年12月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年7月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年7月から41年3月まで
私は、区の出張所の職員に勧められて国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後の国民年金保険料をすべて納付している上、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和41年7月に払い出されており、申立期間の保険料を過年度納付することが可能であったなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から同年6月までの期間及び46年10月から47年3月までの期間の国民年金の付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年4月から同年6月まで
② 昭和46年10月から47年3月まで

私は、昭和36年4月に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付しており、付加保険料については、46年3月に申出をして以降納付してきた。申立期間の付加保険料が未納になっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度発足当初の昭和36年4月以降、国民年金保険料をすべて納付しており、付加保険料納付の申出をした46年3月以降、申立期間を除き付加保険料を含めた保険料を納付している上、申立人が一緒に納付したとする夫は、昭和46年9月以降、付加保険料を含めた保険料をすべて納付している。

また、申立人が所持する申立期間当時の46年分及び47年分の給与所得に対する所得税源泉徴収簿に記載された社会保険料控除額は、付加保険料を含めた保険料の額にほぼ合致する。

さらに、申立期間当時、申立人が居住していた区では、付加保険料納付の申出者に対しては、定額保険料と付加保険料の合計額を記載した納付書を発行していたことから、申立人の申立期間の保険料については当該合計額を記載した納付書が送付されていたと考えられ、付加保険料のみが未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の付加保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年8月から47年1月まで
② 昭和48年1月
③ 昭和51年11月から53年1月まで
④ 昭和60年5月から同年9月まで
⑤ 昭和60年11月から61年7月まで

私は、会社を退職した都度、区役所か出張所で厚生年金保険から国民年金へ、健康保険から国民健康保険への切替手続を同時に行い、保険料を滞納することなくきちんと納付した。申立期間が未加入又は未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人は、当該期間の直前の期間の国民年金保険料を納付している上、当該期間は1か月と短期間であり、申立人が保険料を納付していたとする区役所出張所は当時開設していたことが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①、③、④及び⑤については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人が所持する国民年金手帳には、「被保険者となった日」が昭和47年10月25日、「被保険者でなくなった日」が48年2月5日、続いて「被保険者となった日」が55年10月1日と記載されているのみで、退職した都度切替手続を行っていたならば、本来記載されるべき申立期間①、③、④及び⑤に係る加入記録の記載がなされていないなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年1月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 1 月から同年 3 月までの国民年金付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 1 月から同年 3 月まで

私は、申立期間は付加保険料を含めた国民年金保険料を納めていた。申立期間の付加保険料だけが未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入した昭和 44 年 10 月以降、国民年金保険料をすべて納付しており、付加保険料の申出をした 47 年 11 月から 56 年 5 月までの期間は、申立期間の 3 か月を除き付加保険料を含めた保険料を納付している。

また、申立期間当時、申立人が居住していた区では、付加保険料納付の申出者に対しては、定額保険料と付加保険料の合計額を記載した納付書を発行していたことから、申立人の申立期間の保険料については当該合計額が記載された納付書が送付されていたと考えられ、付加保険料のみが未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の付加保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年10月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年8月から49年3月まで
私の申立期間の国民年金保険料については、私の妻が夫婦二人分の保険料を納付していたにもかかわらず、妻の保険料だけが納付済みとされている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和46年10月から49年3月までの期間については、申立人は当該期間後の国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の保険料を納付したとする申立人の妻の当該期間の保険料は納付済みとなっているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和46年8月及び9月については、当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人夫婦は、当該期間の保険料の納付状況に関する記憶が曖昧である上、申立人の保険料を納付していたとする妻は、当該期間が国民年金に未加入となっているなど、妻が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和46年10月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 3517

第1 委員会の結論

申立人は、昭和38年4月から40年12月までの期間及び41年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年4月から40年12月まで
② 昭和41年1月から同年3月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を国民年金の加入手続をした昭和40年4月ごろにさかのぼって納付し、その後は夫の保険料と一緒に納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後の国民年金保険料をすべて納付している上、申立人が保険料と一緒に納付していたとする夫は、申立期間の自身の保険料が納付済みとなっている。また、区の集金人を通じ国民年金に加入し、保険料を納付したとする説明は、申立人が居住していた区の実施状況と合致しており、納付したとする保険料の金額は当時の保険料額と一致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、昭和38年4月から40年12月までの期間及び41年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年4月から同年6月まで

私は、国民年金に加入した昭和50年3月に、国民年金保険料を夫の分と一緒にさかのぼって納付し、その後も夫婦二人分の保険料を漏れなく納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している上、申立期間は3か月と短期間である。また、申立人の保険料を納付したとする申立人の夫は、申立期間の自身の保険料が納付済みとなっている。

さらに、申立人が昭和50年3月に夫婦二人分の保険料を納付したとする金額は、申立人及びその夫の第2回特例納付により納付済みとなっている期間、これらの期間後から申立期間を含む50年3月までの期間の保険料を第2回特例納付、過年度納付及び現年度納付により納付した場合の保険料額とおおむね一致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年1月から60年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年1月から60年6月まで

私は、昭和61年4月ごろに、前の妻と一緒に区役所に行き、国民年金の加入手続をした。その際、さかのぼって国民年金保険料を納付できると言われ納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後の国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立期間の保険料は、国民年金手帳の記号番号が払い出された時点では、現年度及び過年度納付することが可能であり、国民年金の加入手続の時期、場所及び保険料の納付方法についての申立人の記憶は具体的である上、申立人がまとめて納付したとする金額も申立期間の保険料額とおおむね一致するなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年1月から53年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年1月から53年5月まで

私は、昭和51年4月に区内に転入し、区役所出張所で国民年金の加入手続を行い、その場で納付書を発行してもらい、区役所出張所の窓口か郵便局で間違いなく数か月分の国民年金保険料を納付した。その後は、送付されてきた納付書により郵便局で保険料を納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後の厚生年金保険から国民年金への切替手続を適切に行っており、申立期間当時、区内への転居に伴う国民年金の住所変更手続も適切に行っている上、厚生年金保険から国民年金への切替手続後から60歳に達するまで、国民年金保険料をすべて納付しているなど、申立人が国民年金の加入手続後に申立期間の保険料を納付しなかったと考えることは不自然である。

また、申立人の保険料の納付状況については、①区役所の出張所で国民年金の加入手続を行った際、その場で納付書が発行され保険料を納付したことなどを具体的に記憶しており、当該出張所は申立期間当時に保険料の収納事務を行っていたこと、②納付書により保険料を納付していたとする郵便局も申立期間当時、保険料の収納事務を行っていたこと、③国民年金の加入手続の際に数か月分を納付したとする金額は当時の保険料額とおおむね合致するなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年4月から44年3月までの期間及び45年8月から46年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和11年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和36年4月から38年12月まで
② 昭和40年4月から44年3月まで
③ 昭和45年8月から46年3月まで

私の申立期間の国民年金保険料は、申立期間①については父が、申立期間②及び③については、夫又は義母が、婦人会の支部を通して納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②及び③については、申立人が居住していた村では、申立期間当時、国民年金保険料の集金を婦人会が行っていたことが確認できる上、当該期間の前後の保険料は納付済みとなっており、申立人と同居し、申立人の保険料を納付していたとされる申立人の夫及び義母も、国民年金加入期間の自身の保険料をすべて納付しているなど、申立人の夫及び義母が当該期間の申立人の保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

しかしながら、申立期間①については、申立人の父親が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとされる父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確であるなど、申立人の父親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和40年4月から44年3月までの期間及び45年8月から46年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和15年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年7月から同年9月まで

私は、区役所から申立期間の国民年金保険料が未納であると指摘され、納得はしなかったが特例納付により保険料を納付した。しかし、申立期間当時、私の保険料は母親が納付してくれており、申立期間の保険料も納付済みだったはずであり、それに応じて申立期間の記録を訂正してほしい。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和55年3月に第3回特例納付により申立期間の国民年金保険料を納付し、当該保険料は納付時点で未納期間であった37年4月から同年7月までの保険料として収納処理されたため、申立期間の保険料は未納とされていることが確認できる。

申立期間は、3か月と短期間であり、前後の期間の保険料は納付済みである上、当時、申立人と同居し、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付をしたとする申立人の母親は、申立人の国民年金手帳の記号番号と連番で手帳記号番号が払い出されており、申立期間の自身の保険料を納付しているなど、申立人の申立期間の保険料のみが未納とされていることは不自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から同年9月まで

私は、母親と相談して同じ時期に国民年金に任意加入し、区の集金人に国民年金保険料を支払ってきたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は6か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付しており、納付したとする保険料の金額及び納付方法等に関する説明は具体的で、当時の状況と合致していることが確認できる上、申立人と同時期に国民年金に任意加入したとする母親も申立期間の自身の保険料を納付しているなど、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年6月から同年11月までの期間及び53年4月から54年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年6月から54年3月まで

私は、市役所から国民年金の加入案内が来たので、夫婦二人分の国民年金の加入手続を行った。その際、市役所の職員から、国民年金保険料をさかのぼって納付するように言われたため、私は夫婦二人分の保険料として20数万円を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和44年6月から同年11月までの期間及び53年4月から54年3月までの期間については、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された55年1月ごろは、第3回特例納付の実施期間中であり、手帳記号番号が連番で払い出されている申立人の夫は、当該期間の国民年金保険料を第3回特例納付及び過年度納付により納付している上、申立人が納付したとする金額は、当該期間及び納付済みである昭和54年度分の夫婦二人分の保険料の合計額とおおむね一致するなど、当該期間の保険料が未納となっているのは不自然である。

しかしながら、申立期間のうち、昭和44年12月から53年3月までの期間については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が納付したとする金額は、申立期間の保険料を第3回特例納付で納付した場合の保険料額と大きく異なる上、夫も当該期間の自身の保険料が未納となっているなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和44年6月から同年11月までの期間及び53年4月から54年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成11年4月から同年9月までの期間、11年11月から13年3月までの期間及び14年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年7月から6年1月まで
② 平成11年4月から同年9月まで
③ 平成11年11月から13年3月まで
④ 平成14年3月
⑤ 平成16年3月から17年3月まで
⑥ 平成17年5月から19年12月まで

私たち夫婦は、夫婦二人分の国民年金保険料を金融機関やコンビニエンスストアで納付していた。また、結婚する前の期間は、私が金融機関で保険料を納めていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②、③及び④については、申立人が所持する平成11年から15年までの確定申告書（控）の社会保険料控除欄には、夫婦二人分の国民年金保険料の支払額が記載されており、その金額は当時の保険料額と一致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①、⑤及び⑥については、申立人が保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間①は、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付状況に関する記憶が曖昧であり、当該期間の記録が整備された平成11年1月時点では、時効により保険料を納付することができない期間であり、申立期間⑤及び⑥は、申立人が所持する16年から19年までの確定申告書（控）の社会保険料控除欄に、申立人の妻の分の保険料額のみが記載されているなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成11年4月から同年9月までの期間、11年11月から13年3月までの期間及び14年3月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成11年4月から同年9月までの期間、11年11月から13年3月までの期間、14年3月、16年3月から17年3月までの期間、18年4月から19年3月までの期間及び19年5月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成11年4月から同年9月まで
② 平成11年11月から13年3月まで
③ 平成14年3月
④ 平成16年3月から17年3月まで
⑤ 平成18年4月から19年3月まで
⑥ 平成19年5月から同年12月まで

私たち夫婦は、夫婦二人分の国民年金保険料を金融機関やコンビニエンスストアで納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成11年から19年までの確定申告書（控）を所持しており、11年から15年までの社会保険料控除欄には、夫婦二人分の国民年金保険料の支払額、16年からは申立人の保険料の支払額がそれぞれ記載されており、その金額は当時の保険料額とおおむね一致している。また、申立人は、申立期間を除き保険料を納付しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年1月から同年3月まで
私の申立期間の国民年金保険料は、夫婦のいずれかが夫婦二人分を納付していたはずである。夫の保険料が納付済みで、私の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和42年1月以降、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間前後の期間の保険料は納付済みであり、申立期間は3か月と短期間である。また、保険料を一緒に納付していたとする申立人の夫は、申立期間の保険料は納付済みであり、申立期間及びその前後の期間を通じて申立人夫婦の仕事や住所に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないなど、申立期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 3544

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から同年9月まで

私は、新聞で国民年金の特例納付の記事を見て、夫婦で国民年金の加入手続をし、夫が二人分の国民年金保険料を納付した。夫が納付済みであるのに、私の申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は6か月と短期間である上、申立人と国民年金手帳の記号番号が連番で払い出されている申立人の亡夫は、申立期間の自身の保険料を昭和55年12月に第3回特例納付により納付し、保険料を完納しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年6月から47年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年6月から47年6月まで

私は、昭和42年4月に区役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を41年6月までさかのぼって納付し、その後は夫婦二人分を一緒に前納するなど漏れなく納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立人が一緒に納付していたとする妻は、申立期間の大部分の期間の自身の保険料を納付している。また、申立人は、昭和42年4月に区役所で、長女の出生届、国民健康保険の資格取得手続と同時に、厚生年金保険から国民年金への切替手続を行ったことを具体的に説明している上、申立人が所持する国民健康保険被保険者証の資格取得日は申立人が説明する時期であることが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年10月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年10月から48年3月まで
私の国民年金保険料は、昭和40年1月に結婚して以来、夫が夫婦二人分を一緒に納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和40年4月以降、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間前後の期間の保険料は納付済みであり、申立期間は6か月と短期間である。また、申立期間及び前後の期間を通じて、申立人の生活状況に大きな変化は見られない上、申立期間の夫の保険料は、社会保険庁により未納から納付済みに職権訂正されているなど、申立期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から同年8月まで
② 昭和37年8月
③ 昭和49年3月から同年5月まで

私は、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付しており、夫の厚生年金保険から国民年金への切替手続きもしたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③のうち、昭和49年4月及び同年5月については、当時、申立人は、夫の厚生年金保険から国民年金への切替手続きと同時に自身の国民年金の加入手続きをしたものと考えられ、その際、国民年金の加入手続きのみを行い、国民年金保険料を納付しなかったと考えることは不自然である。

しかしながら、申立期間①及び②については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が国民年金の加入手続きをしたとする区役所出張所は昭和37年9月に開設されており、保険料の納付状況に関する記憶も曖昧である上、申立人の夫も当該期間の自身の保険料は未納となっているなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された44年7月時点では、当該期間は、時効により保険料を納付することはできない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

申立期間③のうち、昭和49年3月については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、平成3年に当該期間の加入記録が追加されたものであることが確認でき、当時は無資格期間であったと考えられるなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和49年4月及び同年5月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年1月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年1月から38年3月まで

私たち夫婦は、昭和35年11月29日に結婚し、その後しばらくして、夫婦二人の国民年金の加入手続を区役所で行い、以後、国民年金保険料を区の集金人に納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、申立期間前後の期間の国民年金保険料を納付している上、申立人の国民年金手帳の記号番号は妻と連番で昭和37年4月ごろに払い出されていることから、申立期間の保険料を現年度納付することが可能であり、また、集金人に納付したとする方法は、申立人夫婦が居住していた区の納付方法と合致し、納付したとする保険料の金額も、当時の保険料額とおおむね一致するなど、申立人内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年1月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年1月から38年3月まで

私たち夫婦は、昭和35年11月29日に結婚し、その後しばらくして、夫婦二人の国民年金の加入手続を区役所で行い、以後、国民年金保険料を区の集金人に納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、申立期間前後の期間の国民年金保険料を納付している上、申立人の国民年金手帳の記号番号は夫と連番で昭和37年4月ごろに払い出されていることから、申立期間の保険料を現年度納付することが可能であり、また、集金人に納付したとする方法は、申立人夫婦が居住していた区の納付方法と合致し、納付したとする保険料の金額も、当時の保険料額とおおむね一致するなど、申立人内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から同年6月まで
私の妻は、申立期間の夫婦二人分の国民年金保険料を納付してきた。私だけ申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き昭和40年4月から60歳まで国民年金保険料の申請免除を受けるか、又は保険料を納付しており、申立期間は3か月と短期間である。また、申立人夫婦は、申立期間を除き、納付済み期間、申請免除期間及び未納期間がおおむね同じであり、申立人の保険料を納付したとする妻は、申立期間の保険料が納付済みとなっているなど、申立内容に不自然さは見らない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年3月まで
私は、申立期間の夫婦二人分の国民年金保険料を納付してきた。私だけ申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和40年4月から60歳まで国民年金保険料の申請免除を受けるか、又は保険料を納付しており、申立期間は12か月と短期間である。また、申立人夫婦は、申立期間を除き、納付済み期間、申請免除期間及び未納期間がおおむね同じであり、申立人が自身の保険料と一緒に保険料を納付したとする夫は、申立期間の保険料が納付済みとなっているなど、申立内容に不自然さは見らない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和37年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和12年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和37年4月から48年9月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を金融機関でまとめて納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和37年4月から48年3月までの期間については、申立人は、48年10月から60歳になるまで国民年金保険料をすべて納付している上、まとめて納付したとする保険料の金額は、当該期間及び第2回特例納付で納付済とされている期間の保険料を第2回特例納付で納付した場合の金額とおおむね一致し、申立人が保険料を納付したとする金融機関は、第2回特例納付保険料の収納業務を行っていたことが確認できる。また、申立人の夫は、申立人から第2回特例納付について相談を受けたこと、申立人が特例納付した金額及び申立人が保険料の納付のために金融機関へ行ったことを証言しているなど、申立内容に不自然さはない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和48年4月から同年9月までの期間については、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、納付時期等の納付状況に関する記憶が曖昧であるなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された51年1月時点では、当該期間は、第2回特例納付の納付対象期間ではないことに加え、時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和37年4月から48年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和9年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和41年1月から同年3月まで
私の妻は、結婚後は、夫婦二人分の国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の前後の期間の国民年金保険料を納付している上、申立期間は3か月と短期間である。また、夫婦二人分の保険料を納付したとする妻は申立期間の保険料が納付済みとされており、印紙で納付したとする方法は、申立人が居住していた区が採用していた納付方法と合致しているなど、申立内容に不自然さはない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年8月から同年12月までの期間及び47年4月から48年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年8月から同年12月まで
② 昭和47年4月から48年3月まで

私は、昭和48年に区役所で国民年金の加入手続をし、45年5月から60歳になるまでの国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料を納付しており、当時婚姻していた元夫も申立期間の保険料が納付済みとなっている。また、申立期間①については、当該期間の直前の期間が納付済みとなっており、当該期間は5か月と短期間の上、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和48年1月時点では当該期間は、過年度納付又は特例納付により保険料を納付することができる期間であり、納付書で納付したとする方法は、当時の納付方法に合致している。申立期間②については、上記払出時点で現年度納付できる期間であり、納付書で納付したとする方法は、申立人が居住していた区の納付方法に合致しており、納付したとする金融機関は当該期間当時開設されていた。さらに、申立期間①直後の期間は、平成20年2月に申立人が所持していた領収書に基づき、未納から納付済みに記録が訂正されており、行政側において申立人に係る納付記録の管理が不適切であった状況が見られるなど、申立内容に不自然さはない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年1月から47年3月まで
私は、申立期間の国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後の国民年金保険料をすべて納付している。また、夫婦二人分の保険料を納付したとする妻は、申立期間を含め自身の保険料をすべて納付しており、納付したとする区の出張所は、保険料の収納業務を行っているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月及び同年5月
私は、就職するまで継続して国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しており、厚生年金保険から国民年金への切替手続も適切に行っている上、申立期間は2か月と短期間である。また、申立人が納付書により保険料を納付していたとする方法は、申立人が申立期間当時に居住していた市の収納方法と合致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年1月
② 昭和54年10月から62年3月まで

私の元妻は、婚姻期間に夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、当該期間前後の国民年金保険料は納付済みである上、当該期間は1か月と短期間である。また、一緒に納付していたとする元妻も当該期間の保険料が納付済みとなっているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間②については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は、保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとされる元妻から当時の納付状況を聴取することができないため、当時の状況が不明確である。また、元妻は、当該期間の一部の保険料が未納となっていること、申立人が申立期間当時に居住していた区では、申立人は申立期間中に不在者として管理されており、納付書が送達されていなかったと考えられることなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和46年1月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年7月から39年3月までの期間及び40年4月から41年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年7月から39年3月まで
② 昭和40年4月から41年12月まで

私は、区の集金人に国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、昭和36年4月から60歳になるまで国民年金保険料をすべて納付している。また、申立期間①については、当該期間前後の保険料は納付済みであり、当該期間は9か月と短期間である上、申立人が集金人に印紙検認方式により納付したとする方法は、申立人が居住していた区の収納方法と合致している。さらに、申立期間②については、申立人が一緒に保険料を納付していたとする妻は、当該期間の保険料が納付済みとなっている上、申立人が納付したとする保険料額は、申立期間の保険料を納付した場合の保険料額と一致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年12月から50年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年12月から50年6月まで
私の妻は、昭和54年か55年に、申立期間の国民年金保険料を納付書で金融機関に納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料を納付している上、申立人の妻が申立期間の保険料を納付したとする昭和54年又は55年は、第3回特例納付が実施されている期間であり、申立人は特例納付するに至ったいきさつを明確に憶えており、申立人の妻が特例納付保険料を納付したとする金融機関は、当時開設され、第3回特例納付の保険料の収納業務を行っていたことなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 3566

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年9月から38年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年9月から38年10月まで
私の父は、私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれていたはずである。私も数回、市役所へ行き、保険料を納付した記憶がある。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している上、第3号被保険者から第1号被保険者へなどの種別変更手続きも適切に行っている。また、申立人が市役所で印紙検認により保険料を納付したとする納付方法は、申立人が居住していた市の申立期間当時の収納方法と合致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年7月から同年12月までの期間及び57年7月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年7月から同年12月まで
② 昭和57年7月から同年9月まで

私は、区役所で夫婦一緒に国民年金に加入し、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料をおおむね納付している上、申立期間はそれぞれ6か月及び3か月と短期間であり、申立人が一緒に保険料を納付していたとする申立人の夫は、申立期間の自身の保険料を納付している。また、納付書で納付していたとする方法は、申立人が居住していた区の納付方法と合致しており、保険料を納付していたとする金融機関は、申立期間当時に開設されており、保険料の収納を取り扱っていたことが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年4月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年4月から47年3月まで
② 昭和48年4月から51年3月まで

私たち夫婦は、役所の事務処理ミスを経験してから、役所の仕事が信じられなくなり、一時期、国民年金保険料の納付を辞めていたが、その後、特例納付の案内があったので、夫婦で相談の上、定期預金を解約して夫婦二人分の保険料約30万円を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人が特例納付で国民年金保険料を納付したとする昭和53年ごろは、第3回特例納付が実施されていた期間である上、当該特例納付実施期間内に申立人の定期預金から夫婦二人分の当該期間の保険料を納付するのに十分な金額が払い戻されていることが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人が納付したとする保険料額は、当該期間と申立期間②の保険料を合わせて第3回特例納付で納付した場合の金額と異なるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年4月から51年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年7月から44年3月までの期間及び48年4月から51年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和15年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和43年7月から44年3月まで
② 昭和45年4月から47年3月まで
③ 昭和48年4月から51年3月まで

申立期間①については、私が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。申立期間②及び③については、私たち夫婦は、役所の事務処理ミスを経験してから、役所の仕事が信じられなくなり、一時期、国民年金保険料の納付を辞めていたが、その後、特例納付の案内があったので、夫婦で相談の上、定期預金を解約して夫婦二人分の保険料約30万円を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、9か月と短期間である上、申立人が夫婦二人分の国民年金保険料を納付したとしており、夫の当該期間の保険料は納付済みとなっていることが確認できる。また、申立期間③については、申立人が特例納付で保険料を納付したとする昭和53年ごろは、第3回特例納付が実施されていた期間である上、当該特例納付実施期間内に申立人の夫の定期預金から夫婦二人分の当該期間の保険料を納付するのに十分な金額が払い戻されていることが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間②については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人が納付したとする保険料額は、当該期間と申立期間③の保険料を合わせて第3回特例納付で納付した場合の金額と異なるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和43年7月から44年3月までの期間及び48年4月から51年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月から42年3月まで

私は、結婚後、夫婦二人分の国民年金保険料を納付してきた。申立期間については、夫の保険料は納付済みとなっているのに、私の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後の国民年金保険料をおおむね納付しており、申立期間は12か月と短期間である。また、当時の国民年金被保険者名簿によれば、夫婦の保険料は同一日に納付されていることが確認でき、申立人が一緒に保険料を納付していたとする夫の申立期間の保険料は過年度納付により納付済みとなっている上、申立人は、申立期間の保険料を納付するのに十分な資力があつたと考えられるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年7月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の指名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年7月から48年3月まで
私たち夫婦は、一緒に国民年金に加入し、その後、夫が、過去の未納期間の国民年金保険料を含め、保険料を納付してきた。申立期間については、夫の保険料は納付済みとなっているのに、私の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦が国民年金に加入した昭和50年7月ごろは第2回特例納付の実施期間であり、夫婦は、申立期間を除き過年度保険料、付加保険料等を含め、国民年金保険料の納付状況が同一であることが確認できる上、夫婦二人分の保険料を納付したとする夫は第2回特例納付により申立期間の保険料を納付していることが確認できる。また、夫が納付したとする夫婦二人分の保険料額は、夫婦が国民年金に加入する前の期間を第2回特例納付及び過年度納付で夫婦二人分の保険料を納付した場合の金額とおおむね一致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成17年8月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年8月から同年12月まで

私は、平成17年8月に市役所で国民年金の再加入手続きを行い、送られてきた納付書でコンビニエンスストアから国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、厚生年金保険から国民年金への切替手続きも適切に行っている上、申立期間は5か月と短期間である。

また、申立人が申立期間当初に国民年金に再加入していることが市役所の「住民異動届」等から確認でき、申立人が納付したとする保険料額は申立期間当時の保険料額とおおむね一致している上、コンビニエンスストアからの保険料の納付についても平成16年4月以降は可能であったことが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和21年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和55年1月から同年3月まで
私は、結婚後、夫が厚生年金保険に加入していたため、国民年金に任意加入して国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間前後の任意加入期間の国民年金保険料を納付しており、申立期間は3か月と短期間である上、申立期間前後の期間を通じて夫の職業及び住所に変更はなく、申立人の生活状況に大きな変化は見られないなど、申立期間の保険料のみが未納となっていることは不自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年10月から54年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和53年10月から54年4月まで
私が昭和53年10月に退職した後、私の妻は、夫婦の国民年金の加入手続をし、夫婦二人分の国民年金保険料を公営住宅の集会所で納めていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間については、申立期間を除き国民年金保険料を納付しており、申立期間後の厚生年金保険から国民年金への切替手続を適切に行っている。

また、申立期間は7か月と短期間であり、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間中に夫婦連番で払い出されていることが確認できる上、妻は申立期間の自身の保険料を納付しており、申立人が申立期間当時に保険料を納付していたとする公営住宅の集会所では、3か月ごとに市役所職員による保険料の収納業務が行われていたことが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 57 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 7 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月まで
② 昭和 57 年 4 月から同年 6 月まで

私たち夫婦の国民年金保険料は、結婚前には妻の母が、結婚後には妻が、納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立期間前後の国民年金保険料は納付済みで、申立期間は3か月と短期間である上、申立人の妻は当該期間の自身の保険料を納付済みであるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人の義母及び妻が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとされる義母から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である上、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和 40 年 2 月ごろに払い出されているが、妻は、さかのぼって保険料を納付した記憶は無いと説明しているなど、申立人の義母及び妻が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。また、申立人の手帳記号番号が払い出された昭和 40 年 2 月ごろの時点では、当該期間の一部は時効により保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 57 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの期間及び38年4月から39年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から37年3月まで
② 昭和38年4月から39年3月まで

私たち夫婦の国民年金保険料は、結婚前には私の母が、結婚後には私が、納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料を納付済みで、申立期間はそれぞれ12か月と短期間である。また、申立期間の保険料は、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和36年4月時点では、現年度納付することが可能である上、申立期間②については、当該期間前後の期間の保険料は納付済みであるなど、申立期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年8月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年2月から45年3月まで

私は、制度発足当初から国民年金に加入し、国民年金保険料を集金人に納付していた。また、一時保険料を納めていなかった期間もあるが、さかのぼって未納分の保険料を納付したこともある。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間中に昭和42年11月及び44年4月の二度転居しており、申立期間のうち、昭和40年8月から45年3月までの期間については、申立人は、当初居住していた区で国民年金に加入し、集金人に国民年金保険料を納付していたと説明しており、申立人の国民年金手帳の記号番号が当初居住していた区で昭和40年8月に払い出されていることが確認でき、集金人に保険料を納付したとする方法も、当該区の当時の収納方式と合致する。また、申立人は、一回目の転居先で納付していなかった保険料を、再転居後にさかのぼって納付したと説明しており、申立人の別の手帳記号番号が再転居先の区で44年4月に払い出されていることが確認でき、当該払出時点で一回目の転居先居住期間の保険料を過年度納付することが可能であったなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和38年2月から40年7月までの期間については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の最初の手帳記号番号が払い出された昭和40年8月時点では、当該期間の保険料の大部分は過年度分となり、集金人による印紙検認方式で保険料を納付することができない上、申立人は、当初居住していた区ではさかのぼって保険料を納付した記憶がなく、40年8月の手帳記号番号の付番より前に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和40年8月から45年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年10月から同年12月までの期間、47年4月から同年7月までの期間、55年1月から同年3月までの期間、及び56年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和45年10月から同年12月まで
② 昭和47年4月から同年7月まで
③ 昭和47年8月から54年8月まで
④ 昭和55年1月から同年3月まで
⑤ 昭和56年3月

私は、夫が厚生年金加入期間以外のおときは夫婦二人分の国民年金保険料を役所の窓口及び郵便局で納付していた。また、夫が厚生年金に加入している期間も私自身は保険料を納め続けていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②、④及び⑤については、いずれも短期間であり、申立人は、20歳のときに国民年金に加入し、申立期間を除き強制加入期間の国民年金保険料をすべて納付している上、申立期間①、④及び⑤の期間の申立人の夫の保険料は納付済みであること、申立期間②の保険料が未納であれば、昭和47年10月から48年3月までの保険料が還付された48年時点では、還付金は当該期間の保険料に充当されるべきであるが、その手続はとられておらず、当該期間は納付済みであったと考えられること、申立期間④及び⑤の期間の前後の期間の保険料は納付済みであることなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間③については、保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人が所持する国民年金手帳に「昭和47年8月25日資格喪失」の記載があることから、申立人の夫が厚生年金保険に加入したことにより申立人の資格喪失手続が行われたと考えられることなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭

和 45 年 10 月から同年 12 月までの期間、47 年 4 月から同年 7 月までの期間、
55 年 1 月から同年 3 月までの期間、及び 56 年 3 月の国民年金保険料を納付し
ていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年3月まで

私は、区役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は自宅を訪問してきた集金人に納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後の国民年金保険料をすべて納付している。また、申立人は、印紙検認による保険料の納付方法及び納付金額等について具体的に説明している上、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間前の昭和36年3月ごろに払い出されていること、申立人が居住していた区では、36年6月から区の職員による保険料の集金が行われていたことが確認できることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和57年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年4月から59年11月まで
私は、申立期間の国民年金保険料を未納なく納付書により納めていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和57年4月から同年12月までの期間については、申立人は、当該期間前の期間の国民年金保険料を長期間にわたって納付している上、申立人が同年12月に転居するまで生活状況に大きな変化は認められないなど、当該期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

しかしながら、申立期間のうち、昭和58年1月から59年11月までの期間については、申立人は、57年12月に転居しているが、前住所を管轄する社会保険事務所において、58年1月時点で不在者となっていることが確認でき、当該時点以降納付書を受け取っていなかったものと考えられる。また、申立人が国民年金第3号被保険者として届け出られた62年6月に申立人に新たな国民年金手帳の記号番号が払い出されているなど、申立人が同年6月以前に国民年金に係る住所変更手続きを行い、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情が見当たらず、また、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和57年4月から同年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年2月から48年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年2月から48年6月まで
私の夫は、私の申立期間の国民年金保険料を区役所の出張所で納付してくれていたはずである。私の申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入期間について、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している上、厚生年金保険から国民年金への3回の切替手続をいずれも適切に行っている。

また、保険料を納付していたとされる申立人の夫は、申立期間の自身の保険料が納付済みとなっているなど、申立人の申立期間の保険料のみが未納となっていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年11月から38年3月まで
② 昭和44年4月から同年9月まで

私の両親は、私が20歳になった昭和36年12月ごろ、国民年金の加入手続を行い、申立期間①の国民年金保険料を納付していたはずであり、また、申立期間②の保険料は私自身が納付していたはずである。私の申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人の国民年金手帳の記号番号が昭和38年6月に払い出されているため、当該期間の国民年金保険料を現年度納付することが可能な期間であり、当該期間は6か月と短期である上、当該期間前後の期間の保険料が納付済みとなっている。また、当該期間及びその前後の期間を通じて申立人の職業に変更はなく、申立人の生活状況に大きな変化は認められないなど、当該期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

しかしながら、申立期間①については、申立人が国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとされる申立人の両親（既に死亡）から当時の納付状況等を聴取できないため、当時の状況が不明確であり、申立人が当該期間当時に国民年金に加入し、申立人の両親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情が見当たらず、また、申立人の両親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和44年4月から同年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年7月から37年3月までの期間及び同年5月から38年4月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年7月から37年3月まで
② 昭和37年5月から38年4月まで

私は、昭和35年に国民年金の加入手続を行い、母親が私の申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたはずである。私の申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入期間について、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している上、厚生年金保険から国民年金への2回の切替手続をいずれも適切に行っている。

また、申立期間①及び②は、それぞれ9か月、12か月と短期間であり、申立人の国民年金手帳の記号番号が昭和35年10月から36年4月ごろに払い出されているため、申立期間の保険料を納付することが可能であるなど、申立期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和54年1月から56年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年1月から61年3月まで
私は、父の経営する会社で経理担当をしていた時に毎日会社に来ていた銀行員に納付書と国民年金保険料を渡して納付していた。
申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和54年1月から56年8月までの期間については、申立人は、結婚後の53年4月に転居し、勤務する会社に来ていた銀行員に納付書で国民年金保険料を納付していたと説明しており、当時申立人が居住していた市において、当該方式による保険料の納付が行われていたことが確認できる上、当該期間直前の53年4月から同年12月までの期間については、当該期間と同じ納付書方式により申立人の国民年金保険料が納付されていることが確認できるなど、当該期間の保険料が未納とされていることは不自然である。

しかしながら、申立期間のうち、昭和56年9月から61年3月までの期間については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、56年9月に転入した市では、57年3月までは印紙検認による納付が行われており、納付書は発行されていなかったこと、申立人は57年4月の納付方法の変更、納付金額についての記憶が曖昧であることなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和54年1月から56年8月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 3600

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から38年3月まで
② 昭和40年4月から41年3月まで

私の国民年金保険料は、区の集金人に納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、当該期間前後の期間の国民年金保険料は納付済みである上、12か月と短期間であり、また、当該期間以降の期間のうち、昭和42年10月から43年3月までの期間は、当初未納期間とされていたが、平成5年2月に申立人が所持していた領収書により、納付済みに記録が訂正されるなど、行政側において、申立人にかかる納付記録の管理が適切に行われていなかったことがうかがわれるなど、当該期間の保険料が未納とされていることは不自然である。

しかしながら、申立期間①については、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、当該期間の保険料を集金人に納付したと説明するが、当時申立人が居住していた区では、集金人による保険料の徴収は、昭和37年4月からであったことが確認できるなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和39年10月時点では、当該期間の過半は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和40年4月から41年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 3601

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年11月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年11月から40年3月まで
私の父親は、私が20歳になった時に、私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれていた。結婚後は、私が引き続き国民年金に加入し、区役所に行って保険料を納付してきた。年金手帳に保険料納付の検認印があるのに、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する国民年金手帳の検認印により、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことが確認できる。また、当時作成された申立人の特殊台帳においては、昭和39年11月に申立人が強制被保険者の資格を喪失したと記録されたため、申立期間の保険料を還付することになり、納付済みから未納に記録訂正されているが、申立人は、申立期間の保険料の還付を受けた記憶が無く、当時の還付に関する文書にその記録は見当たらず、申立人が所持する手帳にも還付の記録が無いなど、申立期間の保険料は還付されていないものと認められる。

さらに、申立人は、昭和39年11月の婚姻後も保険料を納付し続けていることから、旧国民年金法附則第6条の2において、任意加入として扱うべきものであったと考えられ、申立期間について、保険料を納付していたとするのが相当である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 3602

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年10月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年6月から46年3月まで
私の国民年金の加入手続は、結婚後に夫が行い、夫婦2人分の国民年金保険料に関し、払える分について未納が無いように、夫婦いずれかが納付を続けてきた。
申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和44年10月から46年3月までの期間については、申立人は、当該期間以降、60歳に達するまでの国民年金保険料をすべて納付済みであり、当該期間の夫の保険料も納付済みである上、申立人の手帳記号番号が払い出された昭和47年1月時点において、当該期間の保険料は、過年度として納付が可能であるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和42年6月から44年9月までの期間については、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人及びその夫は、申立人にかかる国民年金の加入手続及び保険料の納付状況に関する記憶が曖昧であるなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。また、手帳記号番号が払い出された昭和47年1月時点では、当該期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和44年10月から46年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 3603

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年7月から59年3月までの国民年金保険料については納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年7月から59年3月まで
私は、引っ越しを機に、将来のことを考えて夫婦二人で国民年金に加入した。夫婦二人分の国民年金保険料を納付書や口座振替により納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入して以降、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は9か月と短期間である。また、申立人は、時期は分からないが、口座の残高不足により保険料を納付できず、後に納付書で納めたことがあると説明しており、昭和59年11月に申立期間に係る納付書が作成されていたことが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年10月から3年3月までの期間、3年11月から4年3月までの期間及び5年10月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年10月から3年3月まで
② 平成3年11月から4年3月まで
③ 平成5年10月から同年12月まで

私の国民年金保険料は妻が納付していた。平成2年から4年までの期間の所得税の修正申告書（控）及び5年の確定申告書（控）に国民年金保険料の納付額を計上している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間はそれぞれが短期間である上、申立期間①及び②については、各期間の前後は国民年金保険料が納付済みであり、申立期間③については、申立人の保険料を納付していたとする妻は、当該期間の自身の保険料を納付している。

また、申立人から提出された平成2年、3年及び4年の所得税の修正申告書（控）の社会保険料控除欄には、当時の国民年金保険料として必要な額を含む社会保険料の納付額が記載されている。さらに、平成5年の確定申告書（控）の社会保険料控除欄には、国民年金保険料の支払額が記載され、その金額は当時の国民年金保険料額とおおむね一致しており、当該確定申告書を作成した申立人の妻は、保険料の領収書を確認して確定申告書を作成していたと説明するなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 3606

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年5月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年5月から40年3月まで
私は、昭和37年5月に国民年金の加入手続をした時から国民年金保険料を集金人に納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料をおおむね納付している。また、申立人は、区の集金人から勧奨を受けて国民年金に加入したことを具体的に記憶しており、申立人が居住していた区の出組と合致するほか、所持していたとする国民年金手帳の様式は、当時交付されていた手帳と合致する上、同居していた申立人の姉夫婦は、申立期間の自身の保険料が納付済みとなっているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成8年11月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年10月21日から同年11月21日まで
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた申立期間についての加入記録が平成6年8月1日から8年10月21日までとの回答をもらった。A社には平成8年11月20日まで継続して勤務していたことは間違いないので、被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び申立人が保有している「平成8年分給与所得の源泉徴収票」から、申立人がA社に平成8年11月20日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成8年10月の社会保険事務所の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届の記録から、18万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間においてA社（現在は、B社。）に勤務し、A社共済組合の組合員であったことが認められることから、申立人のA社共済組合員としての資格を取得した日に係る記録を昭和58年4月1日、資格を喪失した日に係る記録を同年8月1日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額を17万304円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年4月1日から同年8月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に入社した昭和58年4月1日から同年8月1日までの加入記録が無いとの回答をもらった。同社には、大学を卒業後、新卒で入社し、継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の在籍証明書及び同社が申立人の父にあてたあいさつ状から、申立人が申立期間に同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社は、「正社員として勤務した者は、共済組合に加入させる取扱いであった、申立人は当時、正社員として勤務していたので、共済組合員であったはずである」旨の回答をしている。

さらに、申立人が同期入社として記憶している社員2人については、昭和58年4月1日に共済組合員の資格を取得していることが確認できる上、そのうち連絡のとれた1人の同僚は、「申立人は同期入社である」旨を供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間にA社共済組合の組合員であったことが認められ、A社共済組合員であった期間は、平成9年4月1日から厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成8年法律第82号）附則第5条の規定により厚生年金保険の被保険者であった期間とみなされることから、申立人のA社共済組合員として資格を取得した日に係る記録を昭和58年4月1日、資格を喪失した日に係る記録を同年8月1日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、同期入社した同僚の俸給及び国家公務員等共済組合法等の一部改正する法律（昭和 60 年法律第 105 号）附則第 9 条の規定から判断すると、17 万 304 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、昭和53年1月30日であると認められることから、同社に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を同日に訂正することが必要である。

なお、申立人の昭和52年7月から同年12月までの標準報酬月額については、28万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和40年5月1日から44年1月31日まで
②昭和52年7月25日から53年2月13日まで
③昭和59年9月26日から60年3月31日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、B社に勤務した昭和39年2月1日から44年1月31日までの期間のうちの申立期間①、A社に勤務した50年2月26日から53年2月13日までの期間のうちの申立期間②及びC社に勤務した55年4月1日から60年3月31日までの期間のうちの申立期間③の期間の記録が無いとの回答をもらった。それぞれの企業にそれぞれの申立期間継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

昭和52年7月25日から53年2月13日までの期間については、申立人は、当該期間もA社に勤務していたと申し立てている。

一方、社会保険事務所の記録では、申立人のA社における厚生年金保険の資格喪失日は一旦、昭和53年1月30日と記録されているところ、同社が適用事業所でなくなった日(52年7月25日)の後の53年2月13日付けで、さかのぼって52年7月25日に訂正されている。

また、A社の被保険者の中には、申立人と同様に昭和53年2月13日付けで、さかのぼって52年7月25日又は同月26日に訂正されている者が5人確認できる。

しかし、社会保険事務所において、かかる処理を行う合理的な理由は見当た

らない。

これらを、総合的に判断すると、申立人について、昭和 52 年 7 月 25 日に資格を喪失した旨の記録は有効なものとは認められず、申立人の資格喪失日は、訂正前の記録である 53 年 1 月 30 日であると認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、昭和 52 年 6 月の社会保険事務所の記録により、28 万円とすることが妥当である。

申立期間①については、申立人は、申立期間①当時は B 社に勤務していたと申し立てている。

しかし、B 社は、既に全喪しており、また、当時の事業主や経理担当者の連絡先も不明であるため、同社及びこれらの者から申立人の勤務状況や厚生年金保険の加入状況等について確認することはできない。

そして、B 社は、申立期間①当時は、社会保険事務所に適用事業所としての記録は無い。

また、申立人は、申立期間①当時の B 社の同僚を記憶していないことから、社会保険事務所の同社の被保険者名簿を確認したところ、32 人の被保険者のうち 30 人は、昭和 40 年 2 月 15 日に同社における被保険者資格を喪失しており、その後、同社の関連会社である D 社に異動していることが確認できる。そこで、当該異動した 30 人のうち連絡のとれた 3 人の従業員に申立人の勤務状況等を照会したところ、申立人は、D 社に移籍したとしている。そして、申立期間①当時、D 社は、社会保険事務所の適用事業所としての記録は無く、当該 3 人の従業員は、D 社では厚生年金保険に加入していないとしている。

申立期間③については、申立人は、申立期間③当時は C 社に勤務していたと申し立てている。

しかし、C 社は、既に全喪しており、また、当時の事業主や経理担当者の連絡先も不明であるため、同社及びこれらの者から申立人の勤務状況や厚生年金保険の加入状況等について確認することはできない。

そして、C 社は、申立期間③当時は、社会保険事務所に適用事業所としての記録は無い。

また、申立人は、申立期間③当時の同僚を記憶していないことから、社会保険事務所の C 社に係る被保険者名簿から、同社の全喪の直前に厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に申立人の勤務状況を確認したところ、1 人の従業員は、申立人は、同社が倒産した昭和 59 年 9 月に退職したとしている。

以上に加えて、申立人は、申立期間①及び③について事業主により給与から厚生年金保険料が控除されたとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和48年4月20日に訂正し、同年4月から同年10月までの標準報酬月額を11万円、同年11月から49年5月までの標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月20日から49年6月15日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社及びC社に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答があった。申立期間は、C社からA社B支店に転勤しただけであり、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった履歴兼労働者名簿原本等により、申立人がA社及びC社に継続して勤務し（昭和48年4月20日にC社からA社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和48年3月及び49年6月の社会保険事務所の記録並びにA社B支店の他の従業員の記録から、48年4月から同年10月までの標準報酬月額を11万円、同年11月から49年5月までの標準報酬月額を15万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主から申立期間に係る被保険者資格の取得届が提出されていた場合には、その後被保険者報酬月額算定基礎届及び被保険者報酬月額変更届も提出されていると思われるところ、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出に基づく記録を行っていないとは考え難い。

ことから、事業主が昭和 49 年 6 月 15 日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る 48 年 4 月から 49 年 5 月までの保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所本部(現在は、B事業所。)における資格取得日に係る記録を昭和34年9月12日に訂正し、申立期間に係る標準報酬月額を、34年9月から35年9月までは1万4,000円、同年10月から36年7月までは1万6,000円、同年8月は2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年9月12日から36年9月4日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A事業所本部に勤務した期間のうち、申立期間の記録が無い旨の回答を得た。
昭和28年7月30日からA事業所本部に勤務し、33年から約1年間は休職してC国へ留学していたが、34年9月12日以降は同本部に復職している
ので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和34年9月12日にA事業所本部に復職し、平成4年3月31日まで勤務したが、当該復職した時点から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、自分の厚生年金保険の資格取得日が昭和36年9月4日として社会保険事務所に提出されたため、厚生年金保険の加入期間に欠落があると主張している。

そして、A事業所本部における申立期間に係る申立人の勤務については、申立当時の同事業所の機関誌及び写真、同僚の証言等から、申立人が正規職員として同事業所本部に勤務していたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除については、B事業所では、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通

知書を確認する限り、申立人の給与から厚生年金保険料の控除を行っていないはずであるとしているが、申立期間当時の複数の経理担当者が、A事業所本部では、当時、給与から厚生年金保険料が控除されていない者はいなかったと供述していること、また、上記同僚が正規職員であれば自動的に厚生年金保険料が控除されていたはずであると供述していることから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

さらに、申立期間の標準報酬月額については、A事業所本部における他の従業員の記録から、昭和34年9月から35年9月までは1万4,000円、同年10月から36年7月までは1万6,000円、同年8月は2万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書により、事業主が昭和36年9月4日を資格取得日として社会保険事務所へ届出を行っていることが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る34年9月から36年8月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和36年5月1日に、資格喪失日に係る記録を同年10月17日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とする必要がある。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年5月1日から同年10月17日まで

社会保険事務所に船員保険の加入状況について照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間は、同社B丸に乗船していたことを証明できる船員手帳があるので、船員保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保有する船員手帳により、申立人は、昭和36年5月1日から同年10月17日までの期間にA社B丸に乗船していたことが確認できる。

しかし、社会保険事務所のA社に係る船員保険被保険者名簿では、申立人のほか、複数の被保険者については、被保険者資格を昭和36年5月1日に取得した記録及び37年4月1日付け等級変更の記録があるものの、この記録が二重線により取り消されており、そして、この取消処理については、処理日や取消理由等の記載がなく、いつこのような処理が行われたかは不明である。また、当該被保険者名簿では、当該取消の記録の約10ページ後にも、これらの被保険者について、被保険者証記号番号のみが異なる資格取得日及び等級変更に係る全く同じ記録があるが、これも同様の取消しが行われている。一方、このような取消処理により、当該被保険者名簿上は、被保険者記録がなくなっているにもかかわらず、オンラインの記録では、昭和36年5月1日に被保険者資格を取得している旨の記録のある被保険者が存在する。このため、社会保険事務所における申立人等に係る年金記録に係る管理及び処理が適切に行われていなかったものと推認される。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人に係るA社

における船員保険の被保険者資格取得等の取消しの処理を行う合理的な理由は見当たらないことから、事業主は、申立人が同社において、昭和 36 年 5 月 1 日に船員保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったと認められる。

また、申立人の A 社における被保険者資格喪失日は、当該被保険者名簿における同社 B 丸の船長等の資格喪失日であって、申立人の船員手帳に記載されている雇止年月日である昭和 36 年 10 月 17 日とすることが妥当である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所における申立人と同年齢の従業員の記録から、2 万 6,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年10月1日から39年10月14日までの厚生年金保険被保険者記録については、申立人の記録として未統合のA社における被保険者記録が社会保険事務所に存在することが判明したので、当該記録を申立人の厚生年金保険被保険者記録として訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和19年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ①昭和37年2月から38年2月まで
②昭和38年3月から39年10月まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、B社に勤務した申立期間①及びA社に勤務した申立期間②について、いずれも加入記録が無いとの回答をもらった。いずれも勤務していたのは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めて欲しい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人が記憶している同僚の証言から判断すると、申立人は、期間は明確ではないが、申立期間当時、A社に勤務していたことが確認できる。

一方、A社に係る社会保険事務所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人と生年月日が2年年上で、姓(C)が異なるものの、名前が同じであって、被保険者期間が昭和38年10月1日から39年10月14日までで、申立期間②に含まれる被保険者記録があり、しかも、この記録は、現在基礎年金番号が付番されず未統合となっている。

そして、申立人は、申立期間当時、就職に有利なように実際の年齢より2歳年上であると称し、また、のちにD社に勤務する「C」姓の同僚と生活を共にし、当該「C」姓を名乗っていたことを供述しているところ、A社の申立人の同僚は、申立人が本名及びC姓の両姓をそれぞれ用いて勤務していたとしている。このため、当該申立人と別姓同名の被保険者記録は、申立人の未統合の厚生年金被保険者記録であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所の当該別姓同

名の被保険者名簿から、1万4,000円であると認められる。

また、申立人は、申立期間②のうち、昭和38年10月1日以前の期間についても、A社に勤務していたと申し立てているが、同社は既に解散している上、同社の事業主及び役員も、既に死亡又は不明のため、同社及びこれらの者から申立人の当該期間における勤務の状況や厚生年金保険料の控除等の状況について確認することはできない。

そこで、申立人が記憶していた同僚に、申立人の申立期間当時における勤務の状況等について照会したところ、申立人が勤務していたことは記憶しているが、当該期間も勤務していたか否かは覚えていないとしている。

さらに、社会保険事務所のA社に係る被保険者名簿から、申立期間に厚生年金に加入していることが確認できる複数の従業員に申立人の勤務の状況等について照会したところ、同僚1名が、申立人は期間は明らかではないが、勤務していた記憶があるとしているが、その他の者は、申立人のことを記憶していないとしている。

加えて、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料や周辺事情は見当たらない。

申立期間①については、申立人は、B社に勤務していたと申し立てている。

しかし、B社は、既に全喪し、同社の後継会社の事業主は、B社の当時の資料を保有していないため、また、B社の事業主が既に死亡しているため、同社における申立人の勤務の有無及び厚生年金保険の取扱状況は不明であるとしている。

そこで、B社の事業主の妻に確認したところ、申立期間当時、男性社員の場合は正社員として厚生年金保険に加入させていたが、若い女性の場合には、同社では定着率が低かったこともあって、入社後一定期間、正社員とすることを見合わせ、厚生年金保険に加入させていなかった旨供述している。

また、申立人は、B社の同僚3名を記憶しているが、社会保険事務所の同社に係る健康保険厚生年金被保険者名簿では、そのうちの1名は加入記録があるものの、残る2名については加入記録が無い。このため、同社では、一部の従業員について、少なくとも一定期間は厚生年金に加入させていなかったものと考えられる。

加えて、申立期間①に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料や周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①及び申立期間②のうちの昭和38年3月から同年9月までの期間については、申立人が厚生年金保険の被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとは認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和40年7月1日）及び資格取得日（同年41年9月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を、昭和40年7月から同年9月までは4万5,000円、同年10月は6万円、同年11月は4万8,000円、同年12月及び41年1月は3万6,000円、同年2月及び同年3月は5万6,000円、同年4月は5万2,000円、同年5月から同年8月までは4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年7月1日から41年9月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間について加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、申立期間も勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった給与支払明細書及び同僚の証言により、申立人がA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、給与支払明細書の保険料控除額又は報酬額から、昭和40年7月から同年9月までは4万5,000円、同年10月は6万円、同年

11月は4万8,000円、同年12月及び41年1月は3万6,000円、同年2月及び同年3月は5万6,000円、同年4月は5万2,000円、同年5月から同年8月までは4万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から、申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が、社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間においてA事業所に勤務し、B組合（現在はC組合。）の組合員であったことが認められることから、申立人のB組合員としての資格取得に係る記録を昭和40年12月1日、資格喪失に係る記録を44年4月1日に訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、11万6,316円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年12月1日から44年4月1日まで
社会保険事務所に厚生年金保険被保険者記録を照会したところ、昭和40年12月1日から44年4月1日までの加入記録が無いとの回答をもらった。昭和44年3月末までA事業所に勤務していたので被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった申立期間に撮影された写真、同僚等の供述及び当時A事業所の寮に入居していた状況などから、申立人が同事業所に準職員として勤務していたことが確認できる。また、準職員は昭和40年11月以降、B組合員であったとの事業主の供述及び申立期間に同僚はすべて同組合員であったことから判断すると、申立人が申立期間に同組合の組合員であったことが認められる。

また、B組合であった期間は、平成9年4月1日から厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成8年法律第82号）附則第5条の規定により厚生年金保険の被保険者であった期間にみなされるから、申立人のB組合員としての資格取得に係る記録を昭和40年12月1日、資格喪失日に係る記録を44年4月1日に訂正することが必要である。

なお、申立期間における標準報酬月額については、申立人と同時期に職員として採用された複数の者の俸給及び国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第105号）附則第9条の規定から判断すると、11万6,316円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和30年12月1日から31年8月10日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社。）における資格取得日に係る記録を30年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年10月10日から31年8月10日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。当時の住所録及び給与辞令を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出のあった人事台帳カードの写し及び申立人から提出のあった給与辞令等により、申立人がA社に昭和30年10月10日から平成3年6月30日までの期間について勤務していたことが確認できる。

また、C健康保険組合及び雇用保険の記録により、申立人がA社において昭和30年12月1日に健康保険及び雇用保険に加入していることが確認できる。

そして、B社の社会保険事務担当者は、A社では、申立期間当時、健康保険と厚生年金保険は同時に加入させ、同時に給与から保険料を控除する取り扱いとしていたと当時の担当者から聞いていると供述していることから、申立人は、申立期間のうち、昭和30年12月1日から31年8月10日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、昭和30年12月から31年7月までの標準報酬月額については、31年8月の社会保険事務所の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについ

ては、事業主は、不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が昭和30年12月1日を被保険者資格取得日とする届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和30年10月10日から同年12月1日までの期間については、申立人は、C健康保険組合の健康保険及び雇用保険のいずれにも加入しておらず、また、B社の上記社会保険事務担当者は、上記取扱いのとおり、A社では、健康保険に加入させていない期間については、厚生年金保険にも加入させていないため、職員の給与から厚生年金保険料を控除していたとは考えられず、申立人については、厚生年金保険料の控除がされていなかったものとする旨供述している。

さらに、申立人の昭和30年10月及び11月に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料や周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、昭和30年10月及び同年11月に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち、昭和32年6月1日から33年1月2日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社。）における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を昭和33年1月2日に訂正し、同期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年6月1日から33年4月20日まで
② 昭和33年5月10日から同年6月6日まで
③ 昭和33年10月30日から34年12月1日まで

A社には昭和31年4月から33年4月まで勤務していたのに、申立期間①の厚生年金保険の加入記録が無い。また、A社を退職後に入社したC社には昭和33年5月から34年11月まで勤務していたのに、申立期間②及び③の厚生年金保険の加入記録が無い。これらの申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

①の期間について、申立人は、A社在職中の昭和33年年始の休暇時に、同社の車両に同僚と同乗中に交通事故を起こしていることを供述しており、このことについて、同乗していた複数の同僚が事実であると認めていることから判断すると、申立人は、同社に33年1月1日まで継続して勤務し、同期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、同期間の標準報酬月額については、昭和32年5月の社会保険事務所の記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当時の資料が保存されていないことから不明としており、この

ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、①の期間のうち、昭和33年1月2日から同年4月20日までの期間については、A社及び同社の元同僚等から、申立人に係る厚生年金保険料が控除されていたことを裏付ける関連資料や供述は得られないことから、申立人が厚生年金保険の被保険者として同期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

②の期間については、C社に申立人と同期で入社している同僚も、社会保険事務所における記録によると、同社における厚生年金保険の資格取得年月日が申立人の資格取得年月日（昭和33年6月6日）と同日となっており、同僚も同資格取得年月日以前に入社していることを供述していることから、同社では、入社後、一定期間経過後に厚生年金保険の加入手続が行われていたことが認められる。

③の期間については、申立人の記憶から申立人がC社に勤務していたことはうかがわれるものの、同社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることから、事業所に対する照会はできなかった。また、同僚からも、申立内容を裏付ける供述を得ることができなかった。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和35年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年12月1日から36年7月25日まで
昭和35年にA社に入社しており、同年12月の給与明細書を持っているが、36年7月25日までの厚生年金保険加入記録が無いので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の昭和35年12月の給与明細書、申立人が同社業務に関連し36年1月に受講した講習会の記念写真並びに元事業主夫妻の娘及び元同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間に同社に継続して勤務し、同期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社の昭和35年12月の給与明細書の厚生年金保険料控除額から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間③及び④に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、当該申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年3月1日から33年2月1日まで
② 昭和39年2月1日から41年5月1日まで
③ 昭和41年5月16日から42年5月11日まで
④ 昭和42年7月22日から44年9月18日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社又はB社に勤務していた申立期間①及びC社に勤務していた申立期間②については、厚生年金保険の加入記録が無く、また、申立期間③及び④については、厚生年金保険に加入していた記録はあるが、脱退手当金が支給されている旨の回答をもらった。

しかし、申立期間①及び②については、勤務したことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。また、申立期間③及び④については、経済的に余裕があり、脱退手当金を受給するはずはないので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③及び④については、D社の厚生年金保険被保険者名簿により、申立人が同社において被保険者資格を喪失した日（昭和44年9月）の前後各2年間に被保険者資格を喪失した女性従業員17名のうち、脱退手当金を受給しているのは、申立人を含めて2名と少ないことから、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保

険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間③より前の2回の被保険者期間及び申立期間③と④との間の1回の被保険者期間について、その計算の基礎とされておらず、未請求となっている。

しかしながら、申立人が、5回の厚生年金保険被保険者期間のうち、申立期間③及び④のみを請求し、申立期間③の被保険者期間（12か月）より長いその前の被保険者期間（13か月）を失念するとは考え難い。

さらに、申立人は、脱退手当金が支給されたとされる日（昭和44年10月24日）の約1か月前（同年9月16日）に再就職し、共済組合に加入していることが、同組合の記録により確認できることから、申立人は、将来、年金を受給するため、申立期間④以降についても、継続して年金に加入する意思があったことがうかがわれる。

これらのことから、申立人が、脱退手当金を請求する意思を有していたとは考えられない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間③及び④に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

申立期間①については、申立人はA社又はB社に勤務していたと申し立てている。

しかし、社会保険庁の記録では、A社及びB社は厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、申立人は、A社及びB社における申立期間①当時の事業主や同僚を記憶しておらず、これらの者から申立人の勤務実態や厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

申立期間②については、申立人は、C社に勤務していたと申し立てている。

しかし、C社は、当時の人事及び厚生年金保険関係の書類を廃棄していることなどから、当該期間における申立人の勤務状況及び厚生年金保険の加入状況について不明としている上、社会保険事務所の同社に係る厚生年金保険被保険者原票により、当該期間に同社で勤務していたことが確認できる従業員7名は、いずれも、住所不明のため、申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除状況について確認することはできない。

また、申立人が氏名を記憶していたC社の同僚1名についても、申立人と同様に社会保険事務所の同社に係る厚生年金保険被保険者原票に氏名が無く、厚生年金保険に加入していなかったことがうかがわれる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 2 月 2 日から同年 9 月 17 日まで
② 昭和 32 年 1 月 12 日から 35 年 11 月 20 日まで

65 歳のころ、社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について脱退手当金が支給されていることが分かった。

しかし、脱退手当金の請求や受給についての記憶は無いので、申立期間①及び②を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、脱退手当金が支給されている厚生年金保険被保険者期間の最終事業所において被保険者資格を喪失した日（昭和 35 年 11 月 20 日）の直後（同年同月 28 日）に再就職し、被保険者資格を取得していることから、引き続き勤務する意思を有していたものと認められ、脱退手当金を請求する動機が判然としない。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間①及び②の前後にある合計 2 回の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。

しかしながら、申立人が、4 回の厚生年金保険被保険者期間のうち、申立期間①及び②のみを請求し、申立期間①の被保険者期間（7 か月）より長い最初の被保険者期間（13 か月）や脱退手当金が支給されたとされる日（昭和 36 年 7 月 21 日）の約 4 か月前に被保険者資格を喪失した直近の被保険者期間（4 か月）を失念するとは考え難い上、3 回の被保険者期間が同一の被保険者記号番号で管理されているにもかかわらず、2 回の期間のみ支給されるということは事務処理上不自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立の期間のうち、昭和24年4月1日から25年5月1日までの厚生年金保険被保険者記録については、申立人の記録として未統合のA事務所における被保険者記録が社会保険事務所に存在することが判明したので、当該記録を申立人の厚生年金保険被保険者記録として訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和5年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和17年4月1日から19年4月1日まで
② 昭和20年12月16日から23年12月25日まで
③ 昭和24年4月1日から25年5月1日まで
④ 昭和28年1月4日から29年5月31日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、B社で勤務した申立期間①、C社で勤務した申立期間②、A事務所で勤務した申立期間③及びD社で勤務した申立期間④について、厚生年金保険に加入していない旨の回答をもらった。

しかし、これらの会社で勤務し、厚生年金保険料を控除されていたことは間違いないので、申立期間①、②、③及び④について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③については、社会保険事務所のA事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人と生年月日が1年相違するが同姓同名であって、被保険者期間が昭和24年4月1日から25年5月1日までと、申立期間と一致する被保険者記録が存在し、当該被保険者記録は、基礎年金番号に統合されていない。

また、A事務所は、上記の申立人と生年月日が1年相違する同姓同名の職員の記録が記載された名簿を保管しているが、その生年月日は、同事務所が誤って記載したものであり、当該記録は申立人のものであるとしている。

なお、当該期間の標準報酬月額については、社会保険事務所の同姓同名の被保険者名簿に記載されている未統合の申立人の記録から、昭和24年4月は

6,600円、同年5月から25年4月までは7,000円であると認められる。

申立期間①については、申立人は、B社に勤務していたと申し立てている。

しかし、社会保険庁の記録では、B社が労働者年金保険の適用事業所となったのは、昭和17年7月1日であり、申立期間①のうち、同年4月1日から同年6月30日までの期間については、適用事業所となっていない。

また、B社は、既に全喪しており、申立期間①当時の事業主、役員等については、連絡先不明のため、同社及びこれらの者に、申立期間①当時における申立人の勤務状況、厚生年金保険の加入状況等について確認することはできない。

さらに、申立人は、B社の上司及び同僚を記憶していないことから、社会保険事務所の同社に係る厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間①当時に同社で勤務していたことが確認できる従業員4名に照会したところ、いずれも、申立人を記憶していなかった。

加えて、B社の厚生年金保険被保険者台帳索引票及び同被保険者名簿には、申立人及び申立人と同年齢の従業員40名（男性26名、女性14名）全員が同日（昭和19年4月1日）に厚生年金保険に加入している記録があり、同社が、従業員の労働者年金保険について、従業員が15歳となる年度の年度当初に加入させていたことがうかがえる。

申立期間②については、申立人はC社に勤務していたと申し立てている。

しかし、社会保険庁の記録では、C社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和26年8月1日であり、同社は、申立期間②において、適用事業所となっていない。

そして、D社（C社が社名変更）は、申立期間②当時の人事や厚生年金保険関係の資料を廃棄していること、また、申立人は、C社におけるその当時の上司及び同僚を記憶していないことから、D社及びこれらの者から、申立期間②における申立人の勤務状況、厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

申立期間④については、申立人は、E社に勤務していたと申し立てている。

しかし、社会保険庁の記録では、E社は厚生年金保険の適用事業所となっておらず、同社の商業登記簿も見当たらない。

また、申立人は、E社における申立期間④当時の上司や同僚を記憶していないことから、申立人の勤務状況や厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①、②及び④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 2 月 21 日から同年 8 月 1 日まで
② 昭和 37 年 8 月 1 日から 40 年 4 月 21 日まで

60 歳の時、社会保険事務所で年金の裁定請求を行い、厚生年金保険の加入記録を確認してもらった際、申立期間について、脱退手当金が支給されていることを知った。

しかし、申立期間後は国民年金に加入しており、脱退手当金が支給されたとされる当時、厚生年金保険から脱退する意思は全く無かったので、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金が支給されたとされる当時（昭和 40 年 9 月）、社会保険事務所では、厚生省通知に基づき、脱退手当金を支給した場合、再交付された厚生年金保険被保険者証についても、脱退手当金を支給した旨の「脱」表示を行うこととされていたが、申立人が所持している再交付の被保険者証には、その表示が無い。

また、その当時、社会保険事務所では、脱退手当金を支給した場合、厚生年金保険被保険者原票に、「脱」表示を記載していたとしているが、申立人の被保険者原票には、その表示が無い。

さらに、申立人が厚生年金保険法の改正により脱退手当金を受給できるようになったのは、脱退手当金の支給対象となる最終事業所に係る厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和 40 年 4 月 21 日から約 1 か月後の同年 6 月 1 日であり、申立人は、同事業所を退職した時、脱退手当金の支給要件を満たしていなかったため、同事業所が代理請求を行ったとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 3 月 22 日から 44 年 1 月 30 日まで
② 昭和 44 年 4 月 1 日から 46 年 2 月 21 日まで

社会保険事務所に対して、申立期間における厚生年金保険の加入状況を照会したところ、脱退手当金を支給されている旨の回答をもらった。

しかし、脱退手当金を受給した覚えは無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立人が脱退手当金の支給対象となる最終事業所に係る厚生年金保険被保険者資格を喪失した日（昭和 46 年 2 月 21 日）から約 10 か月後の同年 12 月 17 日に支給決定されているほか、申立人が当該被保険者資格を喪失した日の前後の期間（45 年 4 月から 54 年 8 月まで）に被保険者資格を喪失した女性従業員の中で脱退手当金の受給要件を満たす者 21 名のうち、社会保険庁オンライン記録にその支給記録がある者は、2 名と少ないため、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人は、脱退手当金が支給されたとされる日より約 6 か月前の昭和 46 年 7 月 1 日から A 組合で勤務し、B 共済組合に加入していたことから、申立人がその当時、脱退手当金を請求する意思を有していたとは考えられない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 3 月 16 日から 42 年 4 月 1 日まで
② 昭和 42 年 3 月 27 日から 45 年 12 月 1 日まで

平成 19 年に、社会保険事務所において、厚生年金保険の加入状況を確認してもらった際、申立期間について、脱退手当金が支給されていることが分かった。

しかし、それまで、脱退手当金の制度があることを知らなかった上、それを受給した記憶も無いので、申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が脱退手当金の支給対象となる最終事業所の厚生年金保険被保険者資格を喪失した日（昭和 45 年 12 月 1 日）の前後 2 年以内に被保険者資格を喪失した女性従業員の中で脱退手当金の受給要件を満たす者 20 名のうち、社会保険庁オンライン記録に脱退手当金を支給した記録のある者は 3 名と少なく、このうち、2 名は被保険者資格喪失日から脱退手当金が支給されたとされる日までの期間が約 7 か月となっているため、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人の戸籍謄本から、申立人が、脱退手当金が支給されたとされる日（昭和 46 年 4 月 9 日）の 2 日前の同年同月 7 日に子供を出産していることが確認でき、その当時は、出産直前の時期であり、脱退手当金を請求できる状況ではなかったとする申立人の供述に不自然さはみられない。

さらに、社会保険庁オンライン記録の脱退手当金支給額（28,610 円）は、法定支給額（28,490 円）と 120 円相違しており、社会保険事務所では、その理由について、不明としている。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本社における資格取得日に係る記録を昭和21年6月15日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を330円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年6月15日から同年7月16日まで
② 昭和23年1月20日から同年8月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうちの申立期間①及びB社で勤務した期間のうちの申立期間②の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間①については、A社C工場から同社本社への異動であり、厚生年金保険料は控除されており、また、申立期間②については、昭和23年1月20日からB社で勤務したことは確かなので、それぞれの申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社本社で申立人と同じ部署で勤務していた同僚の供述及び同社本社で同時期に厚生年金保険の被保険者資格を取得している者の加入記録から判断して、申立人が同社に継続して勤務し（昭和21年6月15日に同社C工場から同社本社に異動）、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①に係る標準報酬月額については、昭和21年7月の社会保険事務所の記録から、330円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間①に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間②については、申立人が保有していたB社からの退職証明書及び同社からの回答書から、申立人は、申立期間②を含み同社に勤務していたことは認められる。

しかし、B社は、申立期間当時、社員は採用後一定期間臨時社員として勤務させ、この間は厚生年金保険に加入させず、正社員となってから、厚生年金保険に加入させており、また、申立人については、同社において昭和23年8月1日に被保険者資格を取得していることから、入社から23年7月までは、保険料を控除していなかったと供述している。

また、申立人は、申立期間②当時の同僚等の氏名を記憶していないことから、社会保険事務所のB社に係る厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間②に関し同社において被保険者資格を取得していることが確認できる複数の従業員に、同社での厚生年金保険の取扱いについて照会したところ、そのうち1名から、同社では入社後約6か月程度経過してから厚生年金保険に加入したことを覚えていると供述している。

加えて、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料や周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年4月1日から39年6月29日までの厚生年金保険被保険者記録については、申立人の記録として未統合のA社における被保険者記録が社会保険事務所に存在することが判明したので、当該記録を申立人の厚生年金保険被保険者記録として訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年10月1日から39年6月まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社に勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に昭和37年10月1日から39年6月まで勤務していたと申し立てているところ、社会保険事務所の同社に係る厚生年金保険被保険者名簿には、申立人とは生年月日が異なるが、同姓同名であって被保険者期間が昭和38年4月1日から39年6月29日までと、申立期間とおおむね一致する被保険者記録があるが、当該記録は、基礎年金番号に未統合の記録となっている。

そして、申立人は、A社の上司及び同僚を4名記憶していたため、上記被保険者名簿や社会保険事務所の記録により確認したところ、当該上司等はいずれも亡くなっていたが、同社において厚生年金保険に加入していることが確認できる。また、申立人に申立期間の勤務の状況等を照会したところ、申立期間当時に手の怪我を負い、同社から受け取った保険証により診察を受けたと記憶していること、また、当時の給与は1万4,000円程度であったと供述しているところ、上記被保険者名簿を見ると、申立期間当時の申立人の標準報酬月額額は1万2,000円から1万4,000円であること、さらに、申立人は、昭和39年7月頃に友人の営業する飲食店に誘われ、同社を退職し上京したとしており、当該時期は、上記未統合の記録の資格喪失日とほぼ一致していること、加えて、少なくとも自身と同姓同名の従業員は同社にいなかったと供述しており、これらの事実の説明及び上記のように複数の上司や同僚を記憶していることから判

断すると、申立人は、申立期間に同社に勤務していたと認めることができる。

これらを総合的に判断すると、上記同姓同名の被保険者記録は、申立人の記録であると認められる。

なお、申立期間における標準報酬月額については、上記厚生年金保険被保険者の記録から、昭和38年4月から同年9月までは1万2,000円、同年10月から39年5月までは1万4,000円であると認められる。

一方、申立期間のうち、昭和37年10月1日から38年4月1日までの期間については、申立人は、前職を退職後1か月も経たないうちに同社に勤務したと記憶していることから、37年10月から同社に勤務していたと申し立てたとしている。

しかしながら、社会保険事務所の厚生年金保険被保険者手帳記号番号払出簿では、上記同姓同名の被保険者記録の厚生年金保険被保険者手帳記号番号は、昭和38年4月17日に払い出されていることが確認できる。

また、同社の後継会社であるB社の担当者によると、A社では、申立期間当時は半年間程度の試用期間を設けており、一定期間は厚生年金保険に加入させていなかったと考えられるとしている。

さらに、申立人の昭和37年10月から38年3月までの厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると昭和37年10月1日から38年4月1日までの期間については、申立人は、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年11月から4年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年11月から4年9月まで
私の父が、私が20歳になったところに私の国民年金の加入手続を行い、以後就職するまでの期間の国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続及び保険料の納付を行ったとする父親も、申立人の国民年金の加入手続、保険料の納付時期等に関する記憶が不明確であるなど、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間当時に年金手帳を所持していた記憶がなく、申立人が居住していた市及び所管社会保険事務所において、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出されていた記録もない上、手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 3497

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年2月から57年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年2月から57年1月まで

私の夫は、結婚後、私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与していないため、当時の保険料の納付状況が不明確であり、申立人の保険料を納付していたとされる夫も、申立期間の保険料の納付場所、納付金額等に関する記憶はないと説明しているなど、申立人の夫が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年8月から平成4年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年8月から平成4年12月まで

私の母は、私の国民年金の加入手続をし、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとされる母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確であるなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、国民年金手帳の交付を受けた記憶はないと説明しており、申立人が居住していた区及び所管社会保険事務所において、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された記録も確認できないなど、手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年12月から47年3月までの期間及び61年10月から62年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年12月から47年3月まで
② 昭和61年10月から62年3月まで

私の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付は、すべて夫が行って来ていた。夫から、昭和46年2月ごろ、市役所の職員に催促されて、夫婦共に国民年金に加入して、申立期間①については、送付された納付書により市役所等で夫婦二人の保険料を納付し、また、申立期間②については、免除の手続をした記憶はなく、保険料を納めていたと聞いている。申立期間の保険料が未納及び申請免除とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿・確定申告書等）が無く、申立人の国民年金の加入手続をし、保険料を納付していたとする夫は、加入時期等の加入手続及び保険料の納付金額等の納付状況に関する記憶が曖昧であるなど、申立人の夫が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立期間①については、申立人夫婦の保険料は共に未納であり、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和47年6月ごろに夫婦連番で払い出されているとともに、申立人及びその夫が所持する47年6月15日発行の国民年金手帳によると、申立人の資格取得日は、46年4月1日と記載されていることが確認できることから、当該期間のうち、同年3月までは、国民年金に加入していない期間であり、制度上、保険料を納付することはできないこととなる上、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間②については、当該期間前後の期間の保険料が過年度納付された昭和 62 年 11 月及び 63 年 3 月時点で納付可能であったものの、納付とされておらず、免除期間を確認の上で記録管理が行われたことがうかがわれ、社会保険庁の記録においても、当該期間は、昭和 61 年 11 月に申請免除の手続が行われていたことが記録されており、当該免除記録に不自然な点は見られず、記録管理の不備をうかがうこともできない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年12月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年12月から47年3月まで

私は、昭和46年2月ごろ、市役所の職員に催促されて、夫婦共に国民年金に加入し、送付された納付書により市役所等で、夫婦二人の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿・確定申告書等)が無く、申立人は、国民年金の加入時期等の加入手続及び保険料の納付金額等の納付状況に関する記憶が曖昧であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立期間の申立人夫婦の保険料は共に未納であり、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和47年6月ごろに夫婦連番で払い出されているとともに、申立人及びその妻が所持する47年6月15日発行の国民年金手帳によると、申立人の資格取得日は、46年4月1日と記載されていることが確認できることから、申立期間のうち、同年3月までは、国民年金に加入していない期間であり、制度上、保険料を納付することはできないこととなる上、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から46年3月まで

私は、結婚した翌月に国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付した。時期は忘れたが、自宅に来ていた集金人に今だと46年からさかのぼって3年間分を納付できるとの説明を受け、納付できる時に来てもらい分割で3年分の保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人は、当該期間の国民年金の加入手続に関する記憶が曖昧である。また、申立人が納付したとする金額は実際の保険料額と大きく異なることなど、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払出された昭和47年7月時点では、当該期間の過半は時効により保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年1月から47年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年1月から47年12月まで

私の義父は、私の申立期間の国民年金保険料を信用金庫の担当者を通じて納付していた。私が区役所又は銀行窓口へ納付書を持参し納付したこともある。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及び申立人の義父が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人の義父から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である。また、申立人は、保険料を義父が信用金庫の担当者を通じて納付し、あるいは申立人自身が区役所又は銀行窓口へ納付書を持参して納付したと説明するが、申立期間のうち、昭和41年1月から46年3月までの期間については、当時申立人が居住していた区では印紙検認方式による保険料の納付を行っており、保険料を信用金庫の担当者を通じて納付することはできなかつたことが確認できる。

さらに、申立人の所持する国民年金手帳には、申立人が夫の厚生年金加入に伴い、昭和40年4月1日に国民年金の強制加入資格を喪失したことが記載されており、以降の保険料を支払うためには任意加入の手続を取ることが必要となるが、同日以降に任意加入資格を取得したことが記載されていないなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年8月、50年11月から55年5月までの期間、56年3月、57年7月から同年12月までの期間、59年6月から60年3月までの期間、61年6月から同年8月までの期間、62年8月から同年10月までの期間、平成13年4月から同年7月までの期間及び13年9月から14年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和50年8月
② 昭和50年11月から55年5月まで
③ 昭和56年3月
④ 昭和57年7月から同年12月まで
⑤ 昭和59年6月から60年3月まで
⑥ 昭和61年6月から同年8月まで
⑦ 昭和62年8月から同年10月まで
⑧ 平成13年4月から同年7月まで
⑨ 平成13年9月から14年1月まで

私は、平成13年の年末ころ、市役所で国民年金と厚生年金保険の年金記録を統合してもらった際に、国民年金保険料の未納期間を調べてもらい、手元にあった現金で保険料を一括納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人は市役所の国民年金担当窓口で国民年金保険料の未納分を現金で直接納付したと説明しているが、当該申立人が居住していた市では、国民年金の担当窓口で職員が保険料を受け取ることはなかったこと、また、当該期間の保険料を納付する場合には、納付書が必要となるが、

申立人は納付書についての記憶が無く、当該期間にかかる保険料の納付方法及び納付金額等に関する記憶が曖昧であるなど当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間①から⑦については、平成13年末の年金記録の統合時点では過年度分の保険料となるため、市役所の窓口において保険料を納付することは困難であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情が見当たらない上、当該時点では、申立期間①から⑦は時効により保険料を納付することはできない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から47年6月までの期間、52年3月から同年6月までの期間、53年1月から同年3月までの期間、及び昭和53年7月から平成8年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年4月から47年6月まで
② 昭和52年3月から同年6月まで
③ 昭和53年1月から同年3月まで
④ 昭和53年7月から平成8年10月まで

私は、申立期間①については、昭和43年4月に転居した際に区の集金人に勧められて、国民年金に加入し、集金人に国民年金保険料を納付していた。申立期間②、③及び④については、48年10月に他の区に転居した後、当初は集金人に、その後は納付書で保険料を納付していた。これらの期間が保険料の未納又は申請免除の期間となっているが、申請免除をしたこともなく、昭和の終わりか平成の始めごろにそれまでの未納期間の保険料200万円を集金人に来てもらって納めた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間①については、申立人の国民年金の加入^{あいまい}手続及び保険料の納付に関する記憶は曖昧であるなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、他の区に転居した昭和48年10月ごろ払い出されており、この払出時点では、当該期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見られない。

申立期間②、③及び④については、申立人は、昭和の終わりか平成の始めごろに未納期間を解消するために集金人にまとめて保険料を納付したと説明しており、これ以前に保険料未納の期間があったものと考えられること、また、当該納付をしたとする時点では、特例納付制度は実施されておらず、居住していた区では当時は集金人による保険料収納は行われていなかったことなど、当該期間の保険料をまとめて納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。さらに、申立期間④のうち、昭和55年度、57年度から59年度まで及び平成2年度から平成8年10月までの10年7か月間は申請免除期間とされており、申立人は免除申請した記憶はないとしているが、オンライン記録に各年度の申請日及び処理年月日の記載があり、年度ごとに審査が行われ、承認されていたと考えられ当該免除記録に不自然な点は見られない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 8 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月から同年 9 月まで

私は、父から国民年金制度が始まったところに「国民年金に入った方がよいからね」と言われたことを記憶しており、父が国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付してくれたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間の国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとされる父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である。また、申立人と連番で国民年金手帳の記号番号が払い出されている姉、義兄、妹、次妹及び従業員 3 名のいずれも申立人と同様に 37 年度は 6 か月未納であることが確認できるなど、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年2月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年2月から49年3月まで

私の父は、私の国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は、保険料納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする父親から当時の納付状況を聴取することができないため、当時の状況が不明確である。また、申立人と当時同居していた姉の国民年金手帳の記号番号は申立人とほぼ同時期の昭和49年10月に払い出され、申立期間の保険料が未納となっているなど、申立人の父親が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の手帳記号番号が払い出された昭和49年9月時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月から42年3月まで

私は、昭和42年7月に、申立期間の国民年金保険料と42年4月から6月までの保険料を、夫の保険料と一緒に、区の集金人に納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人が申立期間の保険料を集金人に納付したとする昭和42年7月時点では、申立期間の保険料は納付書により過年度納付する必要があるが、申立人は、保険料の納付方法に関する記憶が曖昧であり、また、申立人が居住していた区の集金人は、当時、納付書により納付される保険料の収納を取り扱っていないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年4月から39年3月までの期間、40年1月から42年3月までの期間、同年10月から43年3月までの期間及び44年4月から47年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年4月から39年3月まで
② 昭和40年1月から42年3月まで
③ 昭和42年10月から43年3月まで
④ 昭和44年4月から47年3月まで

私は、昭和53年から55年まで毎月、夫婦2人分の国民年金保険料として1万6,000円ずつ特例納付していたにもかかわらず、夫の保険料だけが納付済みとされている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、納付したとする金額は、第3回特例納付により納付されている夫の保険料と申立期間の申立人の保険料とを第3回特例納付により納付した場合の金額と大きく異なるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年5月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年5月から52年3月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を納付書により納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金加入手続の時期、保険料の納付金額、納付場所及び納付方法の保険料の納付状況に関する記憶が曖昧であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和54年8月時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から50年3月まで

私は、昭和42年12月に結婚する前は、大家にお金を預け、国民年金保険料を納付してもらっていた。結婚後は、夫が任意加入の手続きをしてくれて、保険料は私が納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、申立期間を通じて保険料を納付したとする時期、納付場所、納付金額についての記憶が曖昧である上、申立人は、昭和36年3月に払い出された国民年金手帳により昭和42年11月以前の保険料を納付したとしているが、その年金手帳は不在処理されており、申立人が結婚前の期間の保険料を預けていたとする申立人の大家から事情を聴取することができないため、当時の状況が不明確であるなど、申立人の大家が、申立期間のうち昭和42年11月以前の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、2回目の手帳記号番号が払い出された昭和50年10月時点では、48年7月から50年3月までの保険料を過年度納付により、また第2回特例納付により申立期間のすべてについて納付が可能な期間ではあるが、申立人はまとめて保険料を納付した記憶がない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から47年5月までの期間、48年8月から51年1月までの期間及び51年5月から同年11月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年4月から47年5月まで
② 昭和48年8月から51年1月まで
③ 昭和51年5月から同年11月まで

私は、会社を退職後は必ず、厚生年金保険から国民年金への切替手続きをして、国民年金保険料も金融機関に納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、国民年金の加入^{あいまい}手続、保険料を納付したとする時期及び納付金額に関する申立人の記憶は曖昧であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和51年12月に払い出されており、申立人の夫は48年4月から58年7月まで厚生年金保険の被保険者であるため、申立人の、申立期間の国民年金への加入は任意加入となり、加入時からさかのぼって保険料を納付することはできず、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年2月から49年7月までの期間及び58年9月から平成4年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年2月から49年7月まで
② 昭和58年9月から平成4年3月まで

私は、申立期間①については、昭和41年にA区役所で国民年金の加入手続をし、同年2月ごろから49年7月まで区役所窓口で半年分か1年分の国民年金保険料を納付しており、申立期間②については、58年10月ごろ、B区役所に電話して国民年金に再加入することを伝え、後日納付書が送られてきたので、銀行で保険料を納付し、その後は毎年1回送られてくる納付書で平成4年3月ごろまで納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間①については、申立人が当該期間に居住していた区では、当該期間の当初には印紙検認方式による保険料の収納を行っていたが、申立人は、印紙検認による納付の記憶が無い上、当該期間に納付していたとする金額等の保険料の納付状況に関する記憶が曖昧であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和49年7月時点では、申立期間の過半は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

申立期間②については、申立人は、厚生年金保険から国民年金への切替手続を行ったとする区に居住していないことが住民票により確認できる上、納付したとする金額等の保険料の納付状況に関する記憶が曖昧であるなど、申立

人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年1月から47年3月まで

私は、市役所で国民年金の加入手続きを行い、夫の分と一緒に国民年金保険料を納付してきたはずである。申立期間の保険料が、夫の分は納付済みであるのに、私の分のみが未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、保険料の納付方法、納付場所等に関する記憶が曖昧である。また、申立人の居住していた市では、昭和47年3月以前は、印紙検認方式による保険料の納付が行われていたが、申立人が所持する国民年金手帳の申立期間の検認欄には検認印が無く、印紙検認台紙が切り離されておらず、申立人は申立期間の保険料をさかのぼって納付したことはないと説明しているなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から48年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から48年9月まで

私は、35年ほど前、特例納付をするために夫と一緒に国民年金に加入し、夫婦二人分で14万円から16万円くらいの国民年金保険料を、区又は町内会の集金人に一括で納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が特例納付により納付したと説明する金額は、申立期間の保険料を第2回特例納付で納付した場合の金額と大きく異なるほか、申立人が申立期間当時に居住していた区では、区または町内会の集金人が、第2回特例納付の保険料の収納を行っていないなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から49年3月まで

私は、35年ほど前、特例納付をするために妻と一緒に国民年金に加入し、夫婦二人分で14万円から16万円くらいの国民年金保険料を、区又は町内会の集金人に一括で納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が特例納付により納付したと説明する金額は、申立期間の保険料を第2回特例納付で納付した場合の金額と大きく異なるほか、申立人が申立期間当時に居住していた区では、区または町内会の集金人が、第2回特例納付の保険料の収納を行っていないなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年4月から5年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月から5年4月まで

私は、退職後に国民年金に加入し、国民年金保険料を口座振替により納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、申立期間の保険料を口座振替により納付していたとしているが、申立人名義の銀行口座の取引記録から、申立期間に引き落とされている保険料は、申立人の妻及び二女の保険料であることが確認できるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、国民年金の加入手続に関する記憶が曖昧^{あいまい}であり、申立人が居住していた市及び所管社会保険事務所において、国民年金手帳の記号番号が払い出されていた記録も無い上、手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年9月から43年3月までの期間、44年3月から同年7月までの期間及び47年2月から56年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年9月から43年3月まで
② 昭和44年3月から同年7月まで
③ 昭和47年2月から56年9月まで

私は、いつごろか覚えていないが、未納となっていた国民年金保険料を特例納付により納付し、その後は欠かさず保険料を納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、特例納付をしたとする時期、場所、納付金額等の保険料の納付状況に関する記憶が曖昧であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和58年11月時点は、特例納付の実施期間外である上、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年3月まで

私は、区の国民年金推進委員だったアパートの大家に国民年金の加入手続をしてもらい、区の集金人に国民年金保険料を納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は国民年金の加入手続に関与しておらず、加入手続をしたとする家主から当時の加入手続の状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和42年7月時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年5月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年5月から58年3月まで

私の国民年金保険料は、私の父親が納付してくれていたはずであり、父親の確定申告書にも、当時、社会保険料が控除されていたことが記載されている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親の確定申告書の社会保険料控除欄に記載されている金額は、当時の申立人の世帯の国民健康保険料及び父親の国民年金保険料の合計額とおおむね合致し、申立人の申立期間の国民年金保険料が控除されていたことは確認できない上、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料は無い。また、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとされる父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確であるなど、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和59年2月時点では、申立期間の大半は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から49年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から49年11月まで

私は、昭和49年12月の結婚を前に、父親から未納となっていた国民年金保険料を納めるようにとお金を渡され、母親に勧められた特例納付により、区役所の出張所で保険料をさかのぼってすべて納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、第2回特例納付により納付したとする金額に関する記憶が曖昧であり、保険料を区役所の出張所において納付したと説明しているが、当時、当該出張所では保険料の収納事務は行っていないことが確認されるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年9月から8年2月までの期間、11年8月及び同年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年9月から8年2月まで
② 平成11年8月及び同年9月

私は、自宅に郵送されてきた振込用紙を使って、国民年金保険料を区役所又は金融機関で納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人から、申立期間当時の保険料の納付状況等に関する説明について、電話及び文書による照会に対する協力が得られないため、当時の納付状況等が不明確であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人が国民年金の加入手続をした平成10年9月時点では、申立期間①は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年4月から61年3月までの期間及び62年4月から63年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年4月から61年3月まで
② 昭和62年4月から63年6月まで

私は、申立期間①については、送られてきた納付書により国民年金保険料を納付したはずであり、申立期間②については、その時点でさかのぼって納付することができる保険料を、区役所の出張所で数回に分けて納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された昭和56年から63年分までの確定申告書又は損失申告書については、58年から60年分までの損失申告書及び63年の確定申告書の社会保険料控除欄には控除額の記載が無いこと、56年及び57年分の確定申告書の当該控除欄には国民年金に係る記載が無く、当該控除欄に記載されている控除額は国民健康保険料のみの金額であると考えられること、61年及び62年分の確定申告書の当該控除額は申立期間の保険料額とは大きく異なることなどから、申立人の申立期間の国民年金保険料が控除されていたことは確認できない。また、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料は無く、申立人は、保険料の納付時期、納付場所、納付金額等に関する記憶が曖昧であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年12月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年12月から53年3月まで

私の妻は、市役所から国民年金の加入案内が来たので、夫婦二人分の国民年金の加入手続を行った。その際、市役所の職員から、国民年金保険料をさかのぼって納付するように言われたため、妻は夫婦二人分の保険料として20数万円を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、妻が納付したとする金額は、第3回特例納付で納付済みである昭和44年6月から11月までの期間の保険料と申立期間の保険料を合計した保険料額と大きく異なるなど、妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年10月から45年1月までの期間、45年9月及び51年2月から58年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年10月から45年1月まで
② 昭和45年9月
③ 昭和51年2月から58年8月まで

私は、20歳になったころに国民年金の加入手続を納付組織である婦人会で行った。国民年金保険料は、主に私が、申立期間①は婦人会の集金人に、申立期間②は納付書により町役場で、申立期間③は町役場において特例納付でそれぞれ納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、申立期間当時の保険料の納付金額等に関する記憶が曖昧であり、申立期間①及び②については、申立人は、申立期間②後に就職していた事業所で大けがをして、当該事業所を昭和48年3月に離職した後に国民年金の加入手続を行った記憶があると説明している上、当該期間は基礎年金番号に統合されるまでは無資格期間で保険料を納付することができない期間であった。また、申立期間③については、53年4月以降の期間は第3回特例納付により納付することができない期間であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和48年10月時点では、申立期間①及び②は時効により保険料を納付できない期間であり、49年1月に国民年金の資格が喪失されている上、平成7年3月ごろに払い出された手帳では、すべての申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、

別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年10月から42年9月までの期間及び49年12月から50年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年10月から42年9月まで
② 昭和49年12月から50年6月まで

私の夫は、会社を退職した昭和49年12月ごろに、夫婦二人分の国民年金の加入手続を行った。夫が区役所の職員から国民年金保険料をさかのぼって納付できることを聞き、私は婚姻前の保険料をさかのぼって納付した。その後は、夫婦二人分の保険料を私が納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間①については、申立人は、さかのぼって納付したとする保険料額に関する記憶が曖昧であり、申立期間②については、国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和52年9月時点で納付することが可能だった当該期間直後の期間の保険料をさかのぼって納付していることが確認できるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、上記手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、申立人は上記手帳以外の手帳を所持していた記憶が無いと説明しているなど、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から43年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から43年12月まで

私は、市役所で夫婦二人の国民年金の加入手続をし、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。申立期間が未加入とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人は、保険料の納付方法、保険料額等の納付状況に関する記憶が曖昧である上、申立人が一緒に納付したとする夫も申立期間が国民年金に未加入であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は、国民年金に加入した記録が無く、国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から43年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から43年12月まで
私の妻は、市役所で夫婦二人の国民年金の加入手続をし、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。申立期間が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人及び保険料を納付したとする申立人の妻は、保険料の納付方法、保険料額等の納付状況に関する記憶が曖昧である上、妻も申立期間が国民年金に未加入であるなど、申立人の妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は、国民年金に加入した記録が無く、国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年4月から12年3月までの期間、平成12年7月から13年3月までの期間及び平成13年10月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成10年4月から12年3月まで
② 平成12年7月から13年3月まで
③ 平成13年10月から同年12月まで

私は、夫婦二人分の国民年金保険料の納付書が来れば、一緒にもれなく納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、手元にあった納付書で夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付したと説明しているが、申立人は、納付頻度、納付時期、納付金額等の納付状況に関する記憶が曖昧である。また、申立期間①について、申立人が所持する確定申告書(控)の社会保険料控除の欄に記載されている金額は申立人及び妻の当該期間の実際の保険料額と異なっていることなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から55年3月まで

私は、母に生活費とともに国民年金保険料を渡して納付を頼んでいたのですが、母が、保険料を納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人に代わって保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である上、申立人と同様に母親が保険料を納付していたという申立人の実弟も申立期間の保険料は未納であるなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和55年6月時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間である上、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 3574

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月から48年3月まで
私の国民年金保険料は、母が納付してくれていたと聞いている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確であるなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年10月から56年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年10月から56年12月まで

私の妻は、結婚後に私の国民年金の加入手続をし、毎月集金人に国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金保険への加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする妻は、加入手続、保険料の納付方法、保険料額等の記憶が不明確であるなど、申立人の妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年12月から45年4月までの期間、45年7月、45年9月及び同年10月、47年3月から49年5月までの期間、50年4月から同年10月までの期間、51年3月から同年5月までの期間、51年8月、52年4月から57年11月までの期間、59年11月から60年3月までの期間並びに60年11月から61年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年12月から45年4月まで
② 昭和45年7月
③ 昭和45年9月及び同年10月
④ 昭和47年3月から49年5月まで
⑤ 昭和50年4月から同年10月まで
⑥ 昭和51年3月から同年5月まで
⑦ 昭和51年8月
⑧ 昭和52年4月から57年11月まで
⑨ 昭和59年11月から60年3月まで
⑩ 昭和60年11月から61年1月まで

私と父は、私が昭和63年に上京するまでの間、当時居住していた市で私の国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及び申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手

続及び申立期間当初の保険料の納付に関与しておらず、加入手続及び当初の保険料を納付していたとされる申立人の父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である上、申立人も申立期間中の保険料の納付方法、保険料額及び厚生年金保険から国民年金への切替手続についての記憶が曖昧であるなど、申立人及び申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 63 年 9 月時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間である上、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで
私が結婚するまでの国民年金保険料は、当時の住み込み先の事業主が集金人に納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の住み込み先の事業主が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとされる当該事業主から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確であるなど、当該事業主が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年5月から41年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年5月から41年5月まで

私は、昭和41年5月に、市役所で婚姻届を出した際に、職員から国民年金に加入していないと言われたので、加入手続を行い国民年金保険料をまとめて納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、昭和41年当時は特例納付の実施期間外であり、4年分の保険料を納付することは制度上できず、申立人が納付したとする保険料額は、申立期間当時の保険料額と異なる。また、申立人は、国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和49年7月時点から約2年分の保険料を過年度納付していることが確認でき、保険料をさかのぼって納付したことは一度だけであると説明しているなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の手帳記号番号が払い出された昭和49年7月時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年10月から63年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年10月から63年6月まで

私は、昭和57年に、経営していた会社の経理担当者に国民年金の加入手続をしてもらい、その後の国民年金保険料を納付するよう依頼していた。また、63年に未納があることを知らされたので、経理担当者に2年分の保険料をまとめて納付してもらった。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が経営する会社の経理担当者が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとされる経理担当者から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確であり、当該期間直後の昭和63年7月から平成2年3月までの保険料は、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された2年8月時点から、時効期限いっぱいにかかのぼって過年度納付されているなど、経理担当者が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年11月から52年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年11月から52年6月まで

私は、昭和36年3月ごろ、当時は学生であったが国民年金に加入した。当初は納付書により金融機関から国民年金保険料を納付し、41年からは口座振替で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、印紙検認方式で保険料を納付した記憶が無いと説明しているほか、申立人が当時居住していた区では、昭和41年には口座振替による保険料の納付制度は開始されていない上、国民年金手帳の記号番号が払い出された54年9月時点において過年度納付することが可能であった52年7月以降の保険料を納付し、55年2月に第3回特例納付で受給資格期間を満たす43か月分の保険料を納付していることが確認できるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和54年9月時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、申立人が現在所持している年金手帳には、婚姻後の姓及び53年5月に転居した住所が最初に記載されている上、申立人は、現在所持している年金手帳以外には手帳を所持していたことはないと説明しているなど、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 1 月から同年 9 月までの期間及び 53 年 9 月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 1 月から同年 9 月まで
② 昭和 53 年 9 月から同年 12 月まで

私は、はっきりと時期を憶えていないが、重複納付した国民年金保険料の還付を申し出た際に区役所窓口で、還付金請求期限が経過しているので還付できないとの説明を受けたが、現在の記録上は当該保険料が還付された記録となっている。私は還付された記憶が無いので、申立期間の保険料が還付されないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する領収証書により、申立人の昭和 52 年 1 月から同年 9 月までの期間及び 53 年 9 月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料が、重複納付されたことは確認できるものの、当該重複納付に関する保険料の還付処理は、管轄社会保険事務所に保管されている還付整理簿及び還付リストにおいて、還付期間、還付金額、還付決議日及び還付金支払日が確認でき、当該記載内容に不自然な点は見られないなど、申立人に対する保険料の還付を疑わせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年6月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年6月から46年3月まで

私は、はっきりと時期を憶えていないが、国民年金保険料を納付していないことに気付いたため、国民年金の加入手続を行い、将来、年金がもらえるように、未納となっていた保険料をすべて金融機関で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料を納付した時期及び金額等の記憶が曖昧である上、国民年金を受給するためには保険料を25年間納付することが必要であり、その後は保険料を納める必要はないと思っていたと説明しており、現年度納付すれば受給資格期間を満たしていたことから現年度納付のみをしたものと考えられるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年9月から15年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年9月から15年9月まで
私は、国民年金保険料を納付していたのに、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人から加入手続及び当時の納付状況等を聴取することが困難であり、申立期間の一部に同居期間がある父親、姉及び婚姻期間がある配偶者も保険料の納付に直接関与しておらず、母親からも当時の状況を聴取することができないため、当時の状況が不明確である。また、申立人は、申立期間後の平成15年11月ごろに国民年金手帳の記号番号が払い出されていることが確認できるが、申立期間中に居住していた一区三市及び当該区市を管轄する社会保険事務所において、申立人の加入及び納付の記録が確認できないなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、上記の手帳記号番号が払い出された平成15年11月時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年2月から44年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年2月から44年1月まで
私の国民年金保険料は前妻が納付してくれていたため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の前妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与していないため、加入手続及び保険料の納付状況が不明確である上、前妻自身も申立期間のうち厚生年金保険加入期間以外の昭和40年8月から12月までの期間は国民年金に未加入の期間であるなど、申立人の前妻が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和46年4月ごろの時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年8月から45年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年8月から45年4月まで

私は、昭和45年5月ごろ、申立期間の国民年金保険料を区役所の窓口で納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、国民年金手帳の所持の有無、国民年金保険料の納付状況に関する記憶が曖昧である上、申立人は、昭和45年5月に国民年金へ任意加入しており、当該任意加入時点において、申立期間は任意加入期間として扱われていたことが確認でき、任意加入では、制度上、申立期間の保険料をさかのぼって納付することができないなど、申立人が申立期間当時に国民年金に加入し、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情が見当たらず、また、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

さらに、申立期間は、平成4年8月に任意加入期間から強制加入期間に資格記録が訂正されているが、当該訂正時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から46年3月まで

私は、申立期間当時、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を区役所の窓口で納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、国民年金手帳を所持していた記憶が無く、申立期間の国民年金保険料の納付状況に関する記憶が曖昧である上、国民年金手帳の記号番号が連番で払い出されている申立人の妻も申立期間の自身の保険料が未納となっているなど、申立人が国民年金に加入し、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情が見当たらず、また、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)も無い。

さらに、社会保険事務所が管理している手帳記号番号の払出簿を確認したが、申立期間当時、申立人が使用していた別名での記載は確認できず、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から61年3月まで
私は、申立期間の国民年金保険料を区役所の集金人に納付していたはずである。申立期間が無資格期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、全期間にわたって同一金額を納付したと説明しているが、申立期間の保険料額は、定期的に改正され、その始期と終期の金額は乖離^{かいり}しており、申立人が納付したとする金額は、実際の保険料額と大きく異なっている上、申立期間当初、申立人が居住する区では、5年に一度、年金手帳を更新していたが、申立人は、当該手帳の更新に関する記憶が曖昧^{あいまい}であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情が見当たらず、また、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 3605

第1 委員会の結論

申立人の平成12年5月から13年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年5月から13年3月まで

私は、夫婦二人分の国民年金保険料の納付書が来れば、私の夫と一緒にもれなく納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の保険料を、夫が手元にあった納付書で夫婦二人分の国民年金保険料と一緒に納付したと説明しているが、保険料を納付したとする夫は、納付頻度、納付時期、納付金額等の納付状況に関する記憶が曖昧であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京厚生年金 事案 1711

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年ごろから 45 年ごろまで
② 昭和 46 年ごろから 47 年ごろまで
③ 昭和 48 年ごろから 49 年ごろまで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、申立期間について加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間①はA社に、申立期間②はB社に、申立期間③はC社に、それぞれ勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、A社からデパートに派遣されて販売員として勤務していたと申し立てている。

しかし、A社は、社会保険事務所の記録から、厚生年金保険の適用事業所であった事実は確認できないほか、同社に係る商業法人登記の記録は見当たらない。

また、申立人は、A社の事業主や同僚の氏名を記憶していないことから、これらの者から、申立期間①における申立人の勤務の実態や当時の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

申立期間②については、申立人は、B社からデパートに派遣されて、販売員として勤務していたと申し立てている。

しかし、B社は、既に全喪しているほか、同社の事業主や経理担当者の所在は不明であり、同社及びこれらの者から、申立期間②における申立人の勤務の実態や当時の同社の厚生年金保険の取扱い等について確認することができない。

また、申立人は、B社の同僚の氏名を記憶していないことから、社会保険事

務所のB社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間②当時に厚生年金保険に加入していることが確認できる8名の従業員に、申立人の申立期間②における勤務の実態や当時の同社の厚生年金保険の取扱い等について照会したところ、いずれも、申立人のことを記憶しておらず、うち2名は、当時、同社では、デパートに派遣された販売員は、正社員ではなく、日雇いの派遣社員であり、厚生年金保険に加入させていなかったとしている。

申立期間③については、申立人は飲食店であるC社の従業員として勤務していたと申し立てている。

しかし、申立期間③当時のC社の経理担当者は、当時、申立人は正社員ではなく、時給で雇用されたパート従業員として勤務していたが、同社では、このような従業員は厚生年金保険の加入の対象としていなかったとしている。

また、申立人は、C社の同僚2名の氏名を記憶しているが、このうち1名は、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、加入記録が無く、残り1名は、連絡が取れないことから、これら同僚から、申立期間③における申立人の勤務の実態や当時の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

そこで、社会保険事務所のC社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間③当時に厚生年金保険に加入していることが確認できる9名の従業員に、申立人の申立期間③における勤務の実態や当時の同社の厚生年金保険の取扱い等について照会したところ、このうち6名は、申立人のことを記憶しておらず、残り3名は、申立人が同社に勤務していたことを記憶しているものの、申立人の厚生年金保険の加入状況及び当時の同社の厚生年金保険の取扱いは不明であるとしている。

以上のことに加えて、申立人の申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の記録について、被保険者資格の喪失日に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 7 月 31 日から同年 11 月 21 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の記録が無いとの回答をもらった。同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなったのは、平成 3 年 11 月 21 日で、社会保険に係るすべての手続きを代表取締役である私が行ったにもかかわらず、資格喪失日が同年 7 月 31 日となっているのは納得できないので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、申立てに係る A 社の代表取締役として同社に在職し、申立期間後も代表取締役又は清算人として同社の解散に関与していたことが商業登記簿等により認められる。

また、社会保険庁の A 社に係る厚生年金保険被保険者記録では、申立人は、同社における厚生年金保険の被保険者資格を平成 3 年 7 月 31 日に喪失した旨の処理が 4 年 3 月 7 日行われたことが確認できる。

さらに、上記記録から、当該喪失処理が行われた際に、申立人の健康保険証を社会保険事務所に返還した記録が確認できる上、同社の役員 1 人についても、平成 4 年 3 月 7 日に、3 年 4 月から同年 10 月までの期間の標準報酬月額を 71 万円から 9 万 2,000 円に訂正する旨の処理が行われている。

一方、申立人は、当初、A 社の解散に関連する各種手続きについては、責任者として自ら行ったと申し立てていたが、その後、申立期間当時から雇われ社長であり、自分は金銭面のことや会社印等については関与できず、親会社から派遣された経理担当者等 2 人が行ったと主張している。

しかし、親会社から派遣された経理担当者等 2 人のうち 1 人は、A 社が全喪

(平成3年11月21日)した数日前から有給休暇を消化するため出社していないとしており、また、残る1人については、同社の関係者は、同人は高齢の嘱託社員であり、同社の解散に関連した業務に関与していなかったとしている。

このため、A社が解散した平成3年12月12日まで同社の代表取締役であり、その後、清算人となった申立人が、4年3月7日に同社からの届出により行われた自己及び役員に係る厚生年金保険の資格喪失及び標準報酬月額の遡及訂正について全く関与せず、また、承知していなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立期間当時、A社の代表取締役であり、その後、同社の清算人であった申立人は、資格喪失処理にかかわっており、同社の清算業務に関連して行われた当該処理について責任を負うべきであり、申立人の厚生年金保険の被保険者資格の喪失日に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 42 年 9 月 18 日から 43 年 4 月 1 日まで
②昭和 43 年 4 月 1 日から 44 年 4 月 10 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A新聞の新聞販売店に勤務していた昭和 42 年 9 月 18 日から 46 年 2 月 16 日までの期間のうち、A社B店に勤務した申立期間①及び同社C店に勤務した申立期間②の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間①については、大学の受験勉強をしながら、また、申立期間②については、大学に入学してから勤務しており、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①については、A社B店に、申立期間②については、A社C店に勤務していたと申し立てている。

しかし、申立期間①のA社B店及び申立期間②のA社C店はいずれも、申立期間当時、社会保険事務所に厚生年金保険の適用事業所としての記録がない。

このため、これら販売店を統括するA社に、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所となっていない販売店の従業員の厚生年金保険の加入の取扱いについて照会したところ、同社は、販売店の事業主の申請に基づいて、同社において厚生年金保険の加入手続をしていたとしている。

また、A社は、各販売店の従業員の厚生年金保険の加入状況を記した年金台帳を保管しており、当該年金台帳における申立人の記録を確認したところ、申立人は、昭和 44 年 4 月 10 日から 45 年 7 月 1 日までについて厚生年金保険の加入記録があるが、申立期間①及び②については記録がなく、社会保険事務所の同社に係る厚生年金保険被保険者名簿の記録と一致している。そして、同社は、これらの記録から、申立期間①及び②について、申立人を同社において厚

生年金保険に加入させていたとは考えられないとしている。

一方、申立期間①及び②当時のA社B店及び同社C店の事業主とは連絡がとれないため、当該事業主から、申立期間①及び②当時における申立人の勤務実態や厚生年金保険への加入状況等について聴取することはできない。

そして、申立期間①については、申立人は当時の同僚を記憶していないことから、A社の年金台帳及び社会保険事務所の同社に係る被保険者名簿から、申立期間①当時にA社B店で勤務していたことが確認できる複数の従業員に、厚生年金保険の加入状況について照会したところ、申立人を記憶している者はいなかったが、1人の従業員は、A新聞の奨学生は、入店したときから厚生年金保険へ加入していたが、それ以外の者には試用期間があり、その間は厚生年金保険に加入させていない取扱いがあり、自分は奨学生であったとしている。そして、上記被保険者名簿では、当該従業員は、自分が入店したとする時期に被保険者となっている。

また、もう1人の従業員は、同社における厚生年金保険の取扱いについての記憶はないが、自分は奨学生でなかったとしている。そして、上記被保険者名簿では、当該従業員の被保険者資格の取得時期は、同人が記憶している入店時期の約1年後となっている。

また、申立期間②については、申立人が記憶している同僚1人に照会したが、申立人を記憶していないため、申立期間②当時にA社C店で勤務していたことが確認できる複数の従業員に厚生年金保険の加入状況等について照会したところ、1人の従業員が申立人を記憶しており、申立期間②当時に申立人が勤務していたとしているが、厚生年金保険の加入状況等については分からないとしている。そして、当該従業員及び上記同僚はいずれも奨学生であったとしており、この2人の厚生年金保険の資格取得時期は、上記被保険者名簿ではこの2人が記憶していた入店時期と一致している。

このため、A社では、奨学生は入店時に厚生年金保険に加入させるが、奨学生でない者は、入店後1年程度経過してから厚生年金保険に加入させていたと考えられるところ、申立人は、申立期間①及び②の期間において奨学生ではなかったとしている。

これらに加えて、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶は無く、また、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 10 月から 42 年 8 月まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が減額されていることが判明した。給与明細等はないが、当時は毎年 6,000 円ずつ昇給しており、当該事業所は労働組合も強く、給与が減給されたとは考えられないので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険庁のA社に係る厚生年金保険の標準報酬月額の記録が、昭和 41 年 6 月の資格取得時が 1 万 8,000 円であるにもかかわらず、その 4 か月後の同年 10 月の定時決定では 1 万 4,000 円に減額されており、減額されていないことを証明できる給与明細書等はないものの、給与が毎年昇給していた時期に考えられないとして申し立てている。

しかし、A社は、申立期間に係る給与額や厚生年金保険料の控除額が分かる賃金台帳等の資料を保有していないことから、申立人の申立期間の報酬月額及び保険料控除額について確認することができないとしている。

また、社会保険事務所のA社に係る厚生年金保険被保険者名簿を確認しても、申立人の標準報酬月額等の記載内容に不備は無く、社会保険庁のオンライン記録とも一致しており、また、さかのぼって標準報酬月額の訂正が行われた形跡もない。

一方、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額は、被保険者資格取得の 4 か月後の昭和 41 年 10 月に定時決定されている。当該決定は、通常では同年 5 月から 7 月までの 3 か月間に実際に支払われた給与の総額を 3 月で除した額を標

準報酬月額等級表の範囲に当てはめて決められている。しかし、申立人の場合、A社で被保険者資格を取得したのが6月20日であることから、当該月の給与は20日未満のため算入せず、7月の給与と6月分の残業手当等を加算した額で決定されたものと考えられるところ、申立人の残業手当等が予定より少なければ、同社に入社した資格取得時の標準報酬月額（採用時の俸給に仮定の残業手当等を加算し決定）より減額されていても不自然とは言えない。

また、A社で昭和42年8月1日に被保険者資格を取得した従業員2名についても、厚生年金保険の資格取得時の標準報酬月額は、1万4,000円と記録されている。

さらに、申立人がA社で被保険者資格を取得してから約1年2か月後の昭和42年9月に厚生年金保険の標準報酬月額が随時改定されているが、当該改定は、採用後一定期間経過後に給与の昇給があり改定されたものとするのが自然である。

加えて、申立人は、A社では毎年昇給があったとしているが、申立人を含む同社の複数の従業員については、昭和43年10月の標準報酬月額の定時決定は前年の42年の随時改定又は定時決定と変わらない記録となっており、申立人の主張とは異なる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立に係る標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 1717

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 20 年 12 月 1 日から 26 年 4 月 1 日まで
② 昭和 27 年 1 月 1 日から 28 年 4 月 ころまで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社B支店に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、履歴書及び同僚からの確認書のとおり、昭和 20 年 12 月 1 日から 28 年 4 月 まで継続して勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。なお、同社B支店では支店長で勤務していたので、本社又は同族会社のC社で厚生年金保険に加入していた可能性もあるので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 28 年 5 月 ころに申立人自身が記入したとする履歴書及びA社B支店の同僚が証明した「職歴についての確認書」があることから、申立期間①及び②についても同社に勤務していたとして申し立てている。

しかし、社会保険事務所の記録では、A社B支店は、適用事業所となったのが昭和 23 年 4 月 1 日であり、また、適用事業所でなくなったのが 27 年 7 月 1 日であり、申立期間のうち、20 年 12 月 1 日から 23 年 3 月 31 日まで及び 27 年 7 月 1 日から 28 年 4 月 までの期間は適用事業所となっていない。そして、申立人は、同社B支店において 26 年 4 月 1 日から 27 年 1 月 1 日まで被保険者記録がある。

また、A社は、既に全喪し、当時の事業主や経理担当者も連絡先が不明であることから、同社及びこれらの者から、申立人の同社本社及び同社B支店での勤務状況や厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

さらに、上記同僚は、「職歴についての確認書」により、申立人がA社B支

店に昭和23年4月から28年4月まで勤務していたことを証明しているものの、自分は27年春には同社を退職しており、28年には在職していなかったとしており、また、同確認書を書いたのは申立人に依頼されたためであり、申立人については、同支店で支店長であったことから勤務していたことは覚えているが、その期間については明らかではなかったとしている。

そこで、社会保険事務所のA社本社、同社B支店及びC社に係る厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間①及び②に、それぞれの会社で勤務したことが確認できる複数の従業員に、申立人のA社本社又は同社B支店における勤務状況や厚生年金保険料の控除等について照会したところ、申立人が同社本社ではなく、同社B支店で支店長として勤務していたことは確認できたものの、勤務していた期間までは特定できず、また、同社本社及び同社B支店における厚生年金保険の取扱い等については確認することができなかった。

そして、申立人は、自身でA社の役員であったとしているところ、申立人が記憶している同社の社長を含む4名の役員については、同社本社、同社B支店及びC社のそれぞれの会社の厚生年金保険被保険者名簿に加入記録は見あたらず、また、申立人についても、A社本社及びC社の同名簿に加入記録は無い。

さらに、申立人は、A社B支店で支店長であることから、同支店の厚生年金保険の適用事業所としての届出、従業員の給与からの保険料控除、社会保険料の納付等を管理監督する立場であったことを考えると、当時、自身の厚生年金保険の加入や同社における健康保険証の発行に係る手続や申立期間に被保険者記録がないことに気が付かなかったとは考え難い。

加えて、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料や周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 5 月 1 日から 35 年 1 月 4 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社（現在は、B社。）に勤務した昭和 34 年 5 月 1 日から 35 年 1 月 22 日までの期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間当時勤務していたことを証明する日付入り封筒及び写真を提出するので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA気付けの申立人あて封筒の日付及び集合写真により、勤務していた期間は特定できないものの申立期間当時、申立人がA社に勤務したことは推認できる。

しかし、A社は、申立期間後に、事業所を移転したこと等から、申立期間当時の資料を保有していないため、申立人の勤務実態や厚生年金保険の加入状況等は確認できないとしている。

また、A社の現在の事業主は、申立期間当時、同社では、約6か月間の試用期間経過後に厚生年金保険の加入手続きを行う取扱いがあったとしており、また、A社の現在の役員は、同社の試用期間は約6か月であったが、厚生年金保険の加入時期は人により異なっていたとしている。

そして、申立人が記憶している同僚2人とは連絡が取れないことから、社会保険事務所の同社に係る被保険者名簿から、申立期間同時に厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、2人の従業員は試用期間があったため厚生年金保険に未加入の期間があるのではないかとしている。

そこで、上記従業員の入社日と厚生年金保険の資格取得日を確認したところ、

入社日から3か月程度経過後、厚生年金保険に加入していることが確認できる。

加えて、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、また、これを確認できる関連資料や周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 9 月から 50 年 2 月まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に運転手として勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。同社には間違いなく、1年以上に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録等により、申立人が昭和 48 年 9 月 22 日から 50 年 2 月 20 日までA社に運転手として勤務していたことは認められる。

しかし、A社は、申立期間当時の従業員に関する資料を保有していないこと等から、申立人の勤務状況や厚生年金保険の加入状況等について確認することができないとしている。

そして、申立人は、当時の同僚等を記憶していないため、社会保険事務所のA社の厚生年金保険被保険者名簿から申立期間当時に厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に対し、申立人の勤務状況等を確認したものの、申立人のことを記憶している従業員はいなかった。そして、当該複数の従業員は、同社では、運転手は入社してもすぐに退社する者が多かったこともあり、雇用保険には加入していたが、厚生年金保険は加入していない者もかなりいたとしている。

また、A社は、申立期間当時のタクシーの台数から判断すると常時約 200 名程度勤務していたのではないかとしていることから、上記被保険者名簿から申立期間当時厚生年金保険に加入している従業員数を確認したところ、申立期間当時、概ね 100 人程度であることから、約半数が加入していないことが確認でき、事業主は、当時一部の従業員について厚生年金保険に加入させていなか

ったものと考えられる。

さらに、上記被保険者名簿に欠番は無く、また、仮に、事業主から申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得届が出されていれば、その後、算定届、さらに、資格喪失届が提出されるはずであり、社会保険事務所がこれらを全て記録しなかったとは考え難いことから、社会保険事務所の記録誤りとは考えられない。

加えて、申立人は、事業主により給与から厚生年金保険料が控除されていたとしているが、これを確認できる関連資料や周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 4 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の記録が無い旨の回答をもらった。同社には、定時制高校に通いながら勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間についても定時制高校に通いながら、A社に勤務していたと申し立てているところ、雇用保険の加入記録から、昭和 41 年 4 月 4 日から 43 年 3 月 30 日まで同社に勤務していたことは認められる。

しかし、A社は、既に全喪し、また、当時の事業主や経理担当者は連絡先が不明であることから、同社及びこれらの者から、申立人の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社の申立期間当時の取締役、同社における社会保険の取扱いについて確認したところ、同社では、一般の社員については、入社時から雇用保険と厚生年金保険をセットで加入させていたが、高校に在学する勤労学生については、入社時から雇用保険には加入させていたものの、厚生年金保険は一定期間、勤務の継続性が確認できた時点で加入させており、加入させるまでは、その保険料は控除していなかったと供述している。

さらに、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 4 月 1 日から 43 年 10 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いという回答をもらった。申立期間に同社に勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 40 年 4 月 1 日から 43 年 10 月 1 日までA社に勤務していたと申し立てている。

しかし、A社の本部機能を受持つB社は、申立期間当時のA社の従業員に関する資料等を保有していないことなどから、申立人が申立期間に同社に勤務していたことを確認することはできないが、厚生年金保険の加入対象者として勤務していたのであれば、手続漏れは考えられないため、申立人は被保険者でなかった可能性が高いとしている。

さらに、申立人は、申立期間において臨時社員として勤務していたとしているところ、申立人と同時期にA社に入社し、同じ部署で臨時社員として勤務していたと申立人が記憶している同僚も、同社における厚生年金保険の加入記録が無い。

そこで、社会保険事務所のA社に係る厚生年金保険被保険者名簿から申立期間当時厚生年金保険に加入していたことが確認できる複数の従業員に照会したところ、このうち、当時、人事を担当していたとする従業員は、申立人のことを記憶していないが、臨時社員は、厚生年金保険に加入させていなかったと供述している。また、そのほかの従業員も、申立人のことを記憶していなかった。

以上のほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料や周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 6 月 26 日から 35 年 5 月 21 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社（現在は、B社。）C支店に勤務していた昭和32年6月26日から35年5月21日までの厚生年金保険の加入記録が無いという回答をもらった。当該期間に同社C支店に勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社C支店に勤務していたと申し立てている。

しかし、A社の後継会社であるB社は、申立期間当時の従業員に関する資料等を保有していないことなどから、申立人が申立期間に同社に勤務していたことを確認することができないとしている。

また、申立人が氏名を記憶している当時の複数の同僚のうち、連絡先が判明した6人に照会したところ、そのうちの1人は、申立人の勤務場所はA社C支店であったが、申立人は同社の外注先の会社の従業員だったと思うと供述しており、そのほかの回答のあった者は、申立人のことを記憶していなかった。なお、当該外注先の会社は、社会保険事務所の記録において、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無い。

そこで、社会保険事務所のA社C支店に係る厚生年金保険被保険者名簿から申立期間当時厚生年金保険に加入していたことが確認できる複数の従業員に照会したものの、申立人のことを記憶している者はいなかった。

さらに、A社C支店が加入する健康保険組合の記録においても、申立人の申立期間における加入記録は存在しない。

加えて、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除され

ていたとするが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 21 年 12 月 1 日から 22 年 8 月 31 日まで
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いという回答をもらった。同社に勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあったA社における昭和 21 年 12 月及び 22 年 1 月の給与明細書、辞令等により、申立人が申立期間にA社に勤務していたことは確認できる。

しかし、上記昭和 21 年 12 月及び 22 年 1 月の給与明細書では、申立人は、当該給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、A社は既に全喪している上、同社の事業主は連絡先が不明であり、同社及び事業主から、申立人に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人が申立期間当時A社に勤務していたと記憶している2名の同僚は、社会保険事務所の同社に係る厚生年金保険被保険者名簿に記録されていない。このため、事業主は、当時、一部の従業員について厚生年金保険に加入させていなかったものと考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 6 月 ころから 32 年 6 月 27 日まで

厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。A社には、申立期間に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における申立人の同僚の供述から、申立人が同社に入社した時期は特定できないものの、申立人が申立期間当時も同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は既に解散しており、また、当時の事業主は既に死亡していることから、同社及び事業主から申立人の勤務の実態や厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

そして、A社の申立期間当時の社会保険事務担当者は、当時、同社では、試用期間として、入社後一定期間厚生年金保険等の社会保険に加入させない取扱いがあり、その間は、給与から厚生年金保険料は控除されていなかったと供述している。

そして、このことは、社会保険事務所のA社に係る厚生年金保険被保険者名簿から申立期間当時に被保険者であったことが確認できる当該担当者を含む複数の従業員に照会し、同社に入社したとする時期を確認し、これを当該被保険者名簿により、被保険者資格取得年月日を比較したところ、入社から厚生年金保険の資格取得日までの期間が短い者で6か月程度、長い者では20か月以上あることから確認できる。

また、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料や周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 7 月 23 日から 34 年 8 月 1 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には昭和 34 年 7 月 31 日まで勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間もA社に勤務していたと申し立てている。

しかし、A社では、同社の保管している当時の厚生年金保険被保険者に係る台帳から、申立人は、社会保険事務所の記録どおり、昭和 30 年 7 月 17 日に厚生年金保険の資格を取得し、31 年 7 月 23 日に被保険者資格を喪失しているため、同日以降は、被保険者でなかったために、34 年 7 月までの分の厚生年金保険料は控除していなかったはずであるとしている。

また、申立人は、当時の同僚一人の氏名を記憶しているが、当該同僚は、申立人とは一緒にA社に入社したものの、申立人が同社で申立期間も勤務していたか否かについては記憶にないとしている。

そこで、社会保険事務所のA社に係る被保険者名簿から、申立期間当時に、厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に照会したところ、申立人のことを記憶している従業員はいなかった。

さらに、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 22 年 4 月 1 日から 24 年 3 月 31 日まで
②昭和 25 年 12 月 25 日から 26 年 12 月 31 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務していた申立期間①及びB社に勤務していた申立期間②の加入記録が無いとの回答をもらった。両期間とも厚生年金保険に加入していた記憶があるので、申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人はA社に昭和 22 年 4 月 1 日から 24 年 3 月 31 日まで勤務していたと申し立てている。

しかしながら、A社の事業主は、当時の人事記録等を残しておらず、申立人の勤務等については確認できないとしているが、厚生年金保険に加入させずに、厚生年金保険料を控除するという事はなかったとしている。

また、申立人が記憶している当時の同社における上司及び同僚について、社会保険事務所の同社に係る被保険者名簿により確認したところ、上司等の管理職であった者は、当該名簿により加入記録が確認できるが、同僚 5 人の加入記録は確認できない。

このことから、同社では、一部の者しか厚生年金保険に加入させていなかったものと認められる。

そこで、上記当該名簿から、申立期間当時に同社に勤務し、厚生年金保険に加入していることが確認できる従業員に確認したところ、既に死亡もしくは所在が不明であることから、申立人の勤務の実態や厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

申立期間②について、申立人の記憶している同僚の供述等から、申立人が申立期間当時、B社に勤務し、C県に測量業務のため派遣されていたことが確認できる。

しかし、事業主は、資料が残っていないため当時の状況については不明としている上、当時の役員、上司等は死亡しており、これらの者から申立人の勤務の実態や厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

また、社会保険事務所のB社に係る被保険者名簿により、申立人が一緒にC県に派遣されたと記憶している複数の同僚については、全員が昭和27年1月から厚生年金保険に加入しており、このことから、当時、事業主は、C県に派遣された従業員について、26年12月まで厚生年金保険に加入させていなかったものと推認される。

さらに、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶がなく、これを確認できる関連資料や周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 34 年 7 月 26 日から 35 年 2 月 1 日まで
②昭和 35 年 11 月 1 日から 36 年 4 月 1 日まで
③昭和 37 年 11 月 17 日から 46 年 12 月 1 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうちの申立期間①、B社に勤務した期間のうちの申立期間②及びC社に勤務した期間のうちの申立期間③の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間①、②及び③の期間もそれぞれの会社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、A社に昭和 32 年 3 月 26 日から当該期間を含めて 35 年 2 月 1 日まで勤務していたと申し立てている。

しかし、A社は、既に廃業しており、当時の事業主は、既に死亡しているため、同社及び事業主から申立人の申立期間①における勤務の状況や厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

そこで、申立人が氏名を記憶していた同僚及び社会保険事務所の同社に係る厚生年金保険被保険者名簿から申立期間①当時に厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に照会したところ、申立人の申立期間①における勤務の状況や厚生年金保険の加入状況等については、不明としており、これらを確認することができない。

申立期間②については、社会保険事務所の記録では、B社において昭和 35 年 2 月 1 日に資格を取得し、同年 11 月 1 日に資格を喪失後、36 年 4 月 1 日に同社にて再度資格を取得しており、申立期間②の加入記録がないが、申立人は、当該期間も同社に勤務していたと申し立てている。

しかし、B社は、既に廃業しており、当時の事業主は、既に死亡しているため、同社及び事業主から申立人の申立期間②における勤務の状況や厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

そこで、申立人が氏名を記憶していた同僚及び社会保険事務所の同社に係る厚生年金保険被保険者名簿から申立期間②当時に厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に照会したところ、申立人の申立期間②における勤務時期の特定や厚生年金保険の加入状況等については、不明としており、これらを確認することができない。

申立期間③については、申立人は、C社に昭和37年11月17日から当該期間を含めて46年12月1日まで勤務していたと申し立てている。

しかし、C社は、既に廃業しており、当時の事業主は、既に死亡しているため、同社及び事業主から申立人の勤務期間③における勤務の状況や厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

また、申立人が記憶していた同社の申立期間③当時の上司や同僚は、時期は特定できないが申立人が、溶接工として同社に勤務していたことは記憶しているが、当時の厚生年金保険の加入状況等については分からないとしている。そして、申立人が記憶していた当時の役員は、申立期間③当時、申立人は、社員から請負へ雇用形態の変更があったのではないかと供述している。

そこで、社会保険事務所の同社に係る厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間③当時に厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に照会したところ、申立人のことを記憶している従業員はいなかった。

さらに、事業主から申立人に係る昭和37年11月17日の資格喪失届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所が、これを記録すること、また、申立期間③においては、9度の報酬月額算定基礎届の提出があるにもかかわらず、これを記録しないことは考え難い。このことから、事業主が社会保険事務所の記録どおり同日に資格を喪失した旨の届出を行ったと認められ、社会保険事務所は申立人に係る申立期間③に係る厚生年金保険料の納入告知を行っていないと考えられる。仮に、申立期間③において、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていた場合、事業主が、同社は10名程度の事業所であるにもかかわらず、108か月という長期間にわたり、申立人の被保険者記録がないことに気付かず、申立人の給与から厚生年金保険料を控除し続けていたとは考え難い。

以上のほか、申立人の申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として①、②及び③の申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 47 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 4 月 1 日から 4 年 7 月 1 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間は、同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の労働者名簿及びC工業組合発行の感謝状の記載内容により、申立人が同社に平成3年4月1日から4年7月1日までの期間も勤務していたことが確認できる。

しかし、申立人から提出された平成3年12月分から4年3月分までの申立人の給与明細書では、厚生年金保険料が給与から控除されていないことが確認できる。

また、同社の事業主は、申立期間当時は、試用期間を設けており、この間は、厚生年金保険には加入させず、厚生年金保険料も給与から控除していなかったと供述している。そして、申立人が、申立期間当時同社に勤務していたと記憶している同僚は、社会保険事務所の同社に係る厚生年金保険被保険者名簿によると、同社に入社したとする日から1年1か月後に厚生年金保険に加入していることが確認でき、当該同僚は、厚生年金保険に加入するまでは給与から厚生年金保険料の控除はなかったと供述している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 12 月 19 日から 41 年 3 月 5 日まで
② 昭和 44 年 1 月 26 日から 45 年 3 月 2 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した申立期間①及びB社に勤務した期間のうちの申立期間②の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間①及び②もそれぞれの会社に勤務したことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①の昭和 40 年 12 月 19 日から 41 年 3 月 5 日までの期間については、申立人は、A社の工場で溶接工として勤務していたと申し立てている。

しかし、雇用保険の記録により、申立人は、申立期間①のうち、昭和 41 年 1 月 5 日から同年 3 月 5 日までの期間については、C社に勤務していたことが確認できるため、この間については、A社に勤務していたとは認められない。

そして、C社では、採用した従業員の試用期間が2か月ないし3か月程度あり、試用期間は当該従業員については、厚生年金保険に加入させず、給与からその保険料を控除していなかったとしている。

このことは、社会保険事務所のC社に係る厚生年金保険被保険者名簿において、被保険者資格を申立人と同じ昭和 41 年 3 月 5 日に取得している複数の従業員に確認したところ、いずれも当該資格取得日の2か月程度前に入社したとしていることから確認できる。

また、A社は、既に全喪しており、同社の元事業主及び管財人は、申立期間①当時の資料を保存していないため、申立人の勤務の状況や厚生年金保険料の控除等について確認することができないとしている。

さらに、申立人も上司及び同僚の氏名を記憶していないことから、これらの

者から申立人の勤務の状況や厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

加えて、仮に、申立人が申立期間①のうち、昭和40年12月19日から41年1月4日までA社に勤務していたとしても、このわずか約2週間について、事業主が申立人を厚生年金保険に加入させ、その保険料を控除していたとは考え難い。

申立期間②の昭和44年1月26日から45年3月2日までの期間については、申立人は、B社に勤務していたと申し立てている。

しかし、雇用保険の記録により、申立期間②のうち、昭和44年5月13日から同年9月1日までの期間については、申立人は、会社名までは判らないが、B社以外の会社に勤務していることが確認できることから、この間においてB社に勤務していたとは認められない。このため、申立人が申立期間②のうち、同社に勤務していたと考えられるのは、44年1月26日から同年5月12日までの期間及び同年9月2日から45年3月1日までの期間となるが、申立人は、申立期間②においてB社以外の会社における申立人の雇用保険の記録があることについて、44年1月25日に一旦B社を退職し、その後、D社に入社したことを思い出したとしているので、44年1月26日から同年5月12日までの期間については、B社に勤務していたとは認められない。

また、D社は、厚生年金保険の適用事業所となっていないことが社会保険事務所の記録により確認できる。

さらに、申立人は、D社の事業主、同僚等の氏名を記憶していないので、これらの者から申立人の勤務の状況や厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

一方、B社では、正社員については、採用と同時に厚生年金保険と雇用保険に加入させているが、両保険の加入記録が無い期間については、同社に勤務していたとしても正社員ではなく、給与からその保険料を控除していなかったとしている。

加えて、申立人には、昭和44年9月2日から45年3月1日までの期間について、B社及びD社のいずれにおいても雇用保険の加入記録が無い。

以上のことに加え、申立人が申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除については、申立人には具体的な記憶は無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 8 月 31 日から 37 年 10 月 20 日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた申立期間について、加入記録が無い旨の回答をもらった。A社前事業主夫人の、厚生年金に加入していたはずとする手紙もあり、申立期間は、A社に勤務していたのは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社に勤務し、A社前事業主夫人の厚生年金に加入していたはずとする手紙からも、厚生年金保険料を給与から控除されていたと主張している。

しかしながら、当該A社前事業主夫人の手紙では、申立期間当時、同社の従業員は8名で、全員が厚生年金保険に加入していたはずであるとしているが、そのうち、申立人を含む3名については、社会保険事務所のA社に係る厚生年金被保険者名簿に氏名が確認されない。また、申立人が記憶している同僚7名のうち2名（申立人を含め3名）は、社会保険事務所のA社に係る厚生年金保険被保険者名簿に加入記録が無い。

このことから、申立人の申立期間当時、同社では必ずしも全ての従業員を厚生年金保険の被保険者としていたわけではないものと認められる。

一方、A社の現事業主は、申立期間当時の従業員に関する記録が残っていないため、申立人に係る厚生年金保険料の控除について確認することができないとしている。また、社会保険事務所のA社に係る厚生年金被保険者名簿を確認したところ、健康保険及び厚生年金保険の整理番号に欠番が見当たらないことから、社会保険事務所において申立人に係る加入記録が失われたとは考えられ

ない。

さらに、仮に、事業主から申立どおり被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、7回の被保険者報酬月額算定基礎届のほか、被保険者資格の喪失届も提出されていたはずであるにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から当該社会保険事務所への資格の得喪に係る届出は行っていなかったものと認められる。

そして、当時の事業主においても、このような申立人の被保険者資格の得喪等に係る9回の社会保険事務所に対する届出の機会において申立人の加入記録がないことに気付かないこと、また、約7年間も社会保険事務所から申立人の厚生年金保険料の納入告知が来ていないことに気付かないことは考え難い。

加えて、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、また、これを確認できる関連資料や周辺事情も無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 11 月から 43 年 3 月まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。A社に勤務していたのは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社に勤務していたと申し立てている。

しかし、A社は既に全喪しており、同社の元事業主は、申立期間当時の従業員の勤務の実態や厚生年金保険の適用等に関する資料を保有していないことなどから、申立人が同社に勤務していたことを確認することはできないとしている。

また、申立人が記憶していた同僚3名のうち、同僚1名にはA社に係る厚生年金被保険者名簿に加入記録は無く、残る同僚2名に申立人の勤務の実態や厚生年金保険料の控除等について照会したところ、両名とも申立人のことを記憶しておらず、同社における申立人の勤務の状況や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

そこで、社会保険事務所のA社に係る厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時に厚生年金保険に加入していると認められる7名の従業員に、申立人の勤務の状況や厚生年金保険料の控除について確認したものの、申立人のことを記憶している従業員はいなかった。

さらに、A社に係る健康保険組合及び厚生年金基金の加入記録は無い。

そして、申立期間における社会保険事務所の同社に係る厚生年金被保険者名簿については、欠番は無く、社会保険事務所の事務処理に不自然さは見当たらず

ない。

加えて、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人自身も明確な記憶が無く、また、これを確認できる関連資料や周辺事情も認められない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 10 月 21 日から 56 年 2 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間も同社に勤務していたことは間違いないので、厚生年金被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間もA社に勤務していたと申し立てている。

しかし、A社は、申立期間当時の従業員の勤務の状況や厚生年金保険の適用等に関する資料を保有していないことなどから、申立人が申立期間も同社に勤務していたことを確認することはできないとしている。

また、申立人は、申立期間当時のA社における上司や同僚等を記憶しておらず、これらの者から申立人の申立期間における勤務の実態や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

そこで、社会保険事務所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時にA社に勤務し、厚生年金保険に加入していることが確認できる従業員 17 名に、申立人の勤務の実態や厚生年金保険料の控除等について照会したところ、回答のあった 9 名は、いずれも申立人のことを知らないとしている。

また、当該被保険者名簿には、健康保険及び厚生年金保険の整理番号の欠番や申立人の記録に係る訂正等も無く、社会保険事務所の事務処理に不自然さは見当たらない。

また、申立人のA社における雇用保険の加入記録は、社会保険事務所の厚生年金保険の加入期間の記録と一致しており、申立期間の加入記録は無い。

加えて、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料や周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 30 年 5 月から 31 年 10 月まで
②昭和 31 年 12 月から 32 年 4 月まで
③昭和 34 年 2 月から 35 年 6 月まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、申立期間①、②及び③において加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間①についてはA社に、申立期間②についてはB社（現在は、C社。）に、申立期間③についてはD社（現在は、E社。）に、それぞれ勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社における申立人の同社の従業員の供述により、期間は明確でないが、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は、既に全喪している上、当時の事業主は、連絡先が不明であるため、同社及び事業主から厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人は、A社にはF会の紹介で入社したとしているが、申立期間当時の同社の採用担当者である上司は、同会の紹介で入社した人は全員アルバイトであり、厚生年金保険には加入させておらず、厚生年金保険料を給与から控除していなかったと供述している。

さらに、申立人が記憶している上記上司以外の者については、死亡又は連絡先が不明であることから、社会保険事務所のA社に係る被保険者名簿から申立期間①当時に厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に照会したところ、そのうち1名が、申立人はアルバイトであったと供述している。

加えて、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料控除については、申立人は控除されていたとするが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

申立期間②については、申立人は、昭和 31 年 12 月から 32 年 4 月まで B 社に勤務したと申し立てている。

しかし、B 社の後継会社である C 社は、申立期間当時の人事記録等、従業員に関する資料を保有していないこと等から、申立人の勤務の状況等について確認することはできないとしている。

また、C 社は、当時、半年程度の短期間勤務の者は厚生年金保険に加入させておらず、厚生年金保険料を控除していなかったと供述している。

さらに、申立人は、B 社における当時の上司や同僚の氏名を記憶していないため、社会保険事務所の同社に係る被保険者名簿から、申立期間当時に厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に照会したが、申立人を記憶している者はいなかった。

加えて、申立期間②に係る申立人の厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

申立期間③については、申立人は、昭和 34 年 2 月から 35 年 6 月まで D 社に勤務したと申し立てている。

しかし、D 社の後継会社である E 社は、同社が保管する申立期間当時の D 社に係る厚生年金保険加入者台帳、退職者カード及び昭和 34 年 9 月 1 日現在の住所録に申立人の名前が無いことから、申立人が D 社に勤務していたことは確認できず、仮に勤務していたとしても、正社員ではなかったと考えられるとしている。

また、正社員でない者は、厚生年金保険に加入させず、厚生年金保険料を控除していないとしている。

さらに、申立人が記憶していた同僚及び社会保険事務所の D 社に係る被保険者名簿から申立期間当時に厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に照会したが、申立人のことを覚えている者はいなかった。

加えて、申立人に係る申立期間③の厚生年金保険料控除については、申立人は控除されていたとするが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和23年6月1日から24年1月1日まで
②昭和25年8月1日から同年10月1日まで
③昭和30年8月1日から31年6月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうちの申立期間①、B社に勤務した期間のうちの申立期間②及びC社に勤務した期間のうちの申立期間③について加入記録が無いとの回答をもらった。それぞれの期間にそれぞれの会社に勤務していたのは間違いないので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社における同僚の供述から、期間は明らかでないが、申立人が同社において勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所の記録では、A社は、申立人が厚生年金保険被保険者資格を取得した昭和24年1月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①において、適用事業所としての記録が無い。

また、A社は既に解散している上、事業主は既に死亡しているため、同社及び事業主から同社における申立人の勤務の状況等を確認することはできない。

さらに、申立人が記憶している上記同僚は、申立人のことを記憶しているものの、A社に入社後、同社が厚生年金保険の適用事業所となるまでの期間に、自分の給与から厚生年金保険料が控除されていた記憶は無いと供述している。

加えて、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料や周辺事情は無い。

申立期間②については、B社における同僚の供述から、期間は明らかでないが、申立人が同社において勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所の記録では、B社は、申立人が厚生年金保険被保険者資格を取得した昭和25年10月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間②において、適用事業所としての記録が無い。

また、B社の所在地を管轄する法務局において、同社に係る商業登記の記録は確認できず、事業主の連絡先は不明であるため、同社及び事業主から同社における申立人の勤務の状況等を確認することはできない。

さらに、申立人が記憶している上記同僚は、申立人のことを記憶しているものの、B社が厚生年金保険の適用事業所となる前に、自分の給与から厚生年金保険料が控除されていたかは分からないと供述している。

加えて、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料や周辺事情は無い。

申立期間③については、申立人は、C社に昭和30年8月1日から勤務していたと申し立てしているところであり、同社の商業法人登記簿謄本により、申立人は、同年8月19日から同社の役員であったことが確認できる。

しかし、社会保険事務所の記録では、C社は、申立人が厚生年金保険被保険者資格を取得した昭和31年6月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間③において、適用事業所としての記録が無い。

また、C社は既に解散しており、当時の事業主も既に死亡していることから、同社及び事業主から申立人の申立期間における勤務の実態や厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

さらに、申立人は、二人の同僚の氏名を記憶していたが、そのうち一人は既に死亡しており、もう一人の連絡先は不明であるため、これらの同僚から、C社における申立人の勤務の状況等について確認することができない。

加えて、申立人の申立期間③に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料や周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 9 月ころから 37 年 12 月ころまで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた昭和 36 年 9 月ころから 37 年 12 月ころまでの厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答をもらった。当該期間に同事業所に勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 36 年 9 月ころから 37 年 12 月ころまでにA社に勤務していたと申し立てている。

しかし、A社は既に解散しており、また、当時の事業主も既に死亡していることから、同事業所及び事業主から申立人の勤務の実態や厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

また、申立人は、A社における二人の同僚の氏名を記憶していたが、そのうち一人の連絡先は不明であり、もう一人は、申立人を記憶していなかった。

そこで、社会保険事務所のA社に係る被保険者名簿から申立期間当時厚生年金保険に加入していたことが確認できる複数の従業員に照会したものの、申立人を記憶している者はいなかった。

さらに、申立人は、A社での給与は時給制だったとしているところ、当該照会をした従業員のうち一人は、時給制の正社員はおらず、仮に、申立人が同事業所に勤務していたとしても、請負や繁忙期に採用したアルバイトだったのではないかと供述している。

加えて、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料や周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和31年4月1日から同年8月25日
②昭和39年4月14日から40年3月20日
③昭和50年3月29日から同年4月20日

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A組合に勤務した期間のうち、申立期間①、②及び③の記録が無いとの回答をもらった。昭和31年4月1日から50年4月20日まで同組合に継続して勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①、②及び③もA組合に勤務していた旨申し立てている。

しかし、社会保険事務所の記録では、A組合が厚生年金保険の適用事業所であった期間は、昭和31年8月25日から39年4月14日まで及び40年3月20日から52年9月9日までであり、同組合は、申立期間①及び②において、厚生年金保険の適用事業所となっていない。

そして、A組合は、既に解散している上、当時の事業主の連絡先は不明であり、同組合及び当該事業主から申立人の勤務の状況等について確認することができない。

また、申立人が自分と同時期に入社したと記憶している同僚は、申立期間①について、A組合が適用事業所となった昭和31年8月以前は厚生年金保険料を控除された記憶は無いと供述している上、申立期間②についても上記同僚は、同組合が昭和39年4月に解散した際に、従業員は全員退職し、昭和40年の再設立に関する事務は私が1人で行っており、その間は厚生年金保険料を控除された記憶は無いと供述している。

さらに、申立期間③については、申立人は、A組合に係る雇用保険の記録に

において、離職日が昭和 50 年 3 月 31 日となっていることから、申立人が少なくとも同日まで A 組合に勤務していたことが認められる。

しかし、申立期間③当時に A 組合の経理を担当していた従業員は、厚生年金保険料の会社負担分の支出の関係から、月末に退職した従業員については、当該月を厚生年金保険の被保険者としない事務処理を行っていたため、当該月に係る厚生年金保険料を給与から控除することは無かったと供述している。

加えて、申立人の申立期間①、②及び③における厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年9月30日から26年5月15日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社（現在は、B社）C営業所に勤務していた昭和23年9月30日から26年5月15日までの厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答をもらった。当該期間に同事業所に勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社C営業所における申立人の同僚の供述から、期間は明らかではないが、申立人が、同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険事務所において、A社C営業所は、昭和24年3月1日に厚生年金保険の適用事業所として記録されており、申立期間のうち、同日以前は適用事業所となっていない。

また、A社C営業所については、D社C営業所が前身であるところ、申立人から提出されたD社C営業所の従業員名簿には、申立人を含む17人の従業員の氏名が記載されており、この17人は、全員が社会保険事務所のD社C営業所に係る被保険者名簿において加入記録が確認できる。そして、この17人は、D社C営業所が適用事業所で無くなった昭和23年9月30日に、全員が同営業所における厚生年金保険被保険者資格を喪失している。さらに、この17人については、A社C営業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和24年3月1日には、7人のみが同営業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得している。

これについて、申立人及び同僚は、D社C営業所からA社C営業所に移行するとき、A社C営業所における厚生年金保険の加入記録が無い10人全員が退

職したわけではなく、10人のうち何人かは、A社C営業所に移籍していたと供述している。このことから、A社C営業所の事業主は、申立期間当時、従業員全員を厚生年金保険に加入させていたわけでは無いと考えられる。

さらに、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 39 年 8 月まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社B営業所に勤務していた昭和36年4月から39年8月までの厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答をもらった。当該期間に同事業所に勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年4月から39年8月までにA社B営業所で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、申立人が申立期間当時勤務していたとするA社B営業所は、社会保険事務所において、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、同事業所の所在地を管轄する法務局に商業登記の記録も無い。

また、申立人は、A社B営業所における上司や同僚等の氏名を記憶しておらず、これらの者から申立人の勤務の実態や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 1744

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 4 月 1 日から 38 年 10 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、同社に入社した昭和 35 年 4 月 1 日から 38 年 10 月 1 日までの厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、昭和 35 年 4 月 1 日から勤務していたので、申立期間についても、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における申立人の同僚の供述から、申立人が申立期間において、事務職員として同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社の給与計算等を担当していた上記同僚は、同社においては、女性事務職員の場合、昭和 38 年 10 月 1 日に、自分を含む女性事務職員全員が厚生年金保険の被保険者資格を取得しており、同日より前には厚生年金保険に加入しておらず、給与から厚生年金保険料は控除されていなかったと供述している。

また、社会保険庁のA社に係る記録から昭和 38 年 10 月 1 日より前に厚生年金保険に加入していた女性従業員を複数確認できるものの、これらの従業員は、自分は看護師として同社に勤務していたとしており、申立人と同じ事務職員で同日より前に厚生年金保険に加入していた者は確認できなかった。このことについて、上記給与担当の同僚は、看護師は事務員とは採用の仕方別であり、取扱いが異なっていたと思うと供述している。

さらに、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 8 月 10 日から 46 年 1 月 4 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、入社直後の申立期間について、加入記録が無いという回答があった。申立期間も同社に勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、申立人の同僚の供述から、申立人がA社に入社したとする昭和 43 年 8 月ころから同社に営業社員として勤務していたことは推認できる。

しかし、申立期間当時、A社の社会保険事務手続及び給与計算を担当していた従業員に確認したところ、同社では、営業社員については、入社後1年から2年経過してから様子を見て厚生年金保険に加入させており、入社後2年半程度厚生年金保険に加入させていない者もいたと記憶しており、厚生年金保険に加入させていない期間においては、給与から厚生年金保険料を控除していなかったとしている。

そこで、申立人が氏名を記憶している当時の同僚5名のうち、連絡先が判明した3名にA社への入社時期を照会し、社会保険事務所の同社に係る厚生年金保険被保険者名簿により、厚生年金保険に加入するまでの期間を確認したところ、2名が入社してから約21か月後に、1名が入社してから約16か月後に加入していた。そして、3名とも、厚生年金保険に加入するまでは、給与から厚生年金保険料は控除されていなかったとしている。

また、申立人の同社における雇用保険資格取得日は昭和46年8月21日となっており、申立期間に係る雇用保険の加入記録は無い。

さらに、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 4 月 1 日から 33 年 6 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間について加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には高等学校卒業直後の 32 年 4 月 1 日から勤務していたので、申立期間についても厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から、申立期間当ても、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は、既に全喪しており、事業主等とも連絡が取れないことから、同社及びこれらの者から申立人の申立期間における勤務の実態や厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

そこで、申立人が記憶していたA社の同僚に照会したところ、申立人と同じ業務に従事していた複数の同僚が、同社では入社後に見習期間を設け、当該期間は社会保険に加入させていなかった旨供述しており、これらの同僚が入社したとする日から社会保険事務所の同社に係る事業所別被保険者名簿における厚生年金保険の被保険者資格取得日までの期間を見ると、6か月ないし1年程度となっていることが確認できる。このため同社では、申立期間当時、採用した従業員について、入社してから相当期間経過後に厚生年金保険に加入させるという取扱いを行っていたことが認められる。

また、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶がなく、これを確認できる関連資料や周辺事情もない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立

人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年6月から27年11月まで

厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した昭和25年6月から27年11月までの期間について、加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の同僚の証言により、申立人が、申立期間当時、同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険庁の記録によると、A社は、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、また、所在地を管轄する法務局には同社の商業登記の記録も無い。

さらに、A社の元請会社であるB社の後継会社であるC社の事務担当者は、申立人の申立期間当時、同社D鉱業所では、下請会社等の従業員を同鉱業所の健康保険組合に加入させていなかったことから、当該従業員を厚生年金保険に加入させていたとは考えられず、当該従業員は、同鉱業所の厚生年金保険の被保険者とはなっていないと思うとしている。

加えて、申立人は、A社を退社する際、同社の事務担当者から年金証明書を受領し、その後、E社に入社する際に同社の事務担当者に同書を提出したと主張しているが、申立人は同書又はその控えを保有しておらず、また、同社は既に全喪しているために、当該事実を確認できないところ、社会保険事務所のE社に係る厚生年金保険被保険者番号払出簿を見ると、申立人を含む5人の被保険者番号は新たに連番で払い出されている（厚生年金保険被保険者資格取得日はいずれも昭和30年8月1日）ことが確認できることから、A社に勤務して

いた当時の被保険者番号を引き継いでいないことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、申立人は記憶があるとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 1 月から同年 6 月まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社に勤務していたのは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の同僚の証言から、勤務期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は、社会保険事務所の記録では、平成 2 月 3 月 31 日に全喪しており、翌日以降の期間については適用事業所となっていないことが確認できる。

また、A社に係る商業登記簿では、同社は既に解散しており、同社から申立人の申立期間における勤務状況や厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

さらに、A社に申立人と同時期に入社したと申立人が記憶している同僚は、社会保険庁の同社に係る厚生年金保険被保険者縦覧照会回答票に、加入記録が見当たらない。

そして、申立期間当時にA社本社において、社会保険関係の事務を担当していた従業員は、申立人を記憶しておらず、同社は申立期間には既に全喪させることが決まっており、各支店で新たに採用した従業員については、給与から各種社会保険料の控除は行わず、健康保険や厚生年金保険等に加入させていなかった可能性があるとして供述している。このことについては、申立人の同社における健康保険組合及び雇用保険の加入記録が無いことから裏付けられる。

加えて、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除につい

ては、申立人は、平成2年2月にA社から給与等が振り込まれたことが確認できる銀行預金通帳（控）を提出しているが、当該通帳（控）では、同月の厚生年金保険料の控除は確認できず、翌月以降の同社からの振込も確認できない。

そして、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料や周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月から同年 7 月まで

厚生年金保険の加入記録を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、同じ敷地内のB社に移る昭和 48 年 7 月まで勤務した記憶があるので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断理由

A社の親会社のB社が保有していた社員台帳及び戸籍の附票の異動日から、申立人は、申立期間のうち昭和 48 年 6 月からA社で勤務したことが確認できる。

しかし、A社は、申立期間当時から現在まで、正社員については、採用時から雇用保険や厚生年金保険等の社会保険に加入させているが、申立人は、入社時から親会社のB社に移る予定があったことから、短期間の雇用契約による臨時社員であったため、A社では厚生年金保険に加入させていなかったとしている。

また、申立人が記憶していたA社での上司は、申立人は、同社に採用されたときからB社への入社が決まっており、A社では臨時的に雇用されていたことを記憶していると供述している。

さらに、社会保険事務所のA社に係る厚生年金保険被保険者名簿では、健康保険の整理番号に欠番は無く、同事務所の事務処理に不自然さは見られない。

加えて、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料や周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 5 年 4 月から 7 年 10 月まで
② 平成 7 年 11 月から 13 年 10 月まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、平成 5 年 4 月から 13 年 10 月まで勤務した A 社及び関連会社の B 社に勤務した期間の記録がないとの回答をもらった。給与明細等はないが、C 部部長として勤務していたので厚生年金保険の被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 社に申立期間①の平成 5 年 4 月から 7 年 10 月まで勤務し、その後、B 社に申立期間②の同年 11 月から 13 年 10 月まで勤務し、この間、厚生年金保険の被保険者であったと申し立てている。

この申立期間①に係る申立人の A 社における勤務については、社会保険事務所の同社に係る被保険者縦覧照会回答票に、平成 5 年 4 月から 9 年 7 月まで加入記録のある複数の従業員に照会したところ、連絡の取れた 1 名の従業員は、申立人が平成 5 年 4 月から 9 年ごろまで同社に C 部部長として勤務していたとしている。

しかしながら、同社は、平成 9 年 7 月 29 日に全喪しており、全喪時の事業主は、同社に申立人が勤務していたことは覚えているが、申立人の厚生年金保険の加入状況及び同社の厚生年金保険の取扱いについて記憶がないとしており、申立期間当時の役員、経理担当者等は連絡先不明又は連絡が取れないため、これらの者から申立人の勤務の状況や厚生年金保険の取扱い等について確認できない。

一方、A 社は、申立期間当時、政府管掌健康保険の適用事業所となっており、厚生年金保険に加入していれば当然当該健康保険に加入しており、他の医療保

険には加入していないはずであるところ、申立人は、同社から健康保険被保険者証を受け取ったことはないとしており、かつ、申立人の居住していた区市の記録において、平成5年4月から13年10月まで国民健康保険に加入していることが確認できる。また、社会保険事務所の記録では、申立人は、厚生年金保険に加入すれば通常加入しない国民年金に申立期間前の4年6月から申立期間後も継続して加入しており、申立期間のうちの5年4月から7年10月分までの保険料を納付している。

また、申立期間②において、申立人が勤務したとするB社は、社会保険事務所の記録では、厚生年金保険の適用事業所とはなっておらず、同社はA社の元事業主が関連会社として設立したとしているが、同事業主は、同社が厚生年金保険の適用事業所になったことはなく、従業員から厚生年金保険料を控除したこともないとしている。

さらに、申立人が記憶しているB社の複数の同僚について照会したが、いずれも連絡がとれないことから、これらの者から申立人の勤務の状況や厚生年金保険の取扱い等について確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人は記憶があるとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年9月から30年9月まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた昭和27年9月から30年9月までの厚生年金保険の加入記録が無いという回答をもらった。給与明細等はないが、同社に勤務していたのは確かなので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めて欲しい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言及び申立人の具体的供述内容から、申立人がA社に勤務していたこととうかがわれる。

申立人は、申立期間にA社に勤務していたと申し立てている。

しかし、A社を継承したB社は、申立期間当時の人事記録等従業員に関する資料を保有していないことから、申立人が同社に勤務していたことを確認することはできないとしている。

また、申立人は、当時のA社における同僚を1名記憶していたが、当該同僚は連絡先が不明であることから、社会保険事務所の同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から申立期間当時に厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に、申立人の勤務の状況等について照会したところ、連絡がとれた4名の従業員は、いずれも申立人を記憶していないとしている。

さらに、上記被保険者名簿では、被保険者整理番号の欠番や不自然な訂正等の形跡も無いことから、社会保険事務所において申立人に係る厚生年金保険の記録が失われたとは考え難い。

加えて、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和18年3月から19年10月1日まで
② 昭和20年5月10日から同年6月まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、昭和18年3月から20年6月まで勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社に申立人と同期入社した同僚の供述から、申立人が同社に昭和18年3月から19年9月30日までの期間を含め勤務していたことは推認できる。

しかし、申立期間①については、当時の労働者年金保険法では、被保険者の対象は、昭和19年9月30日まで男子筋肉労働者に限られており、申立人及び上記同僚が、A社で入社した年齢が13歳であったため、当時は大人が行う仕事の補助的な業務をしていたとしていることから、申立人は、同保険法の被保険者であったことは考え難い。

なお、申立人及び上記同僚は、社会保険事務所のA社に係る厚生年金保険被保険者名簿では、厚生年金保険法の施行により男子非筋肉労働者や女性労働者にも被保険者資格の適用が拡大された昭和19年10月1日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

申立期間②については、申立人は、勤務していたA社B工場が昭和20年5月ころ戦災により焼失したものの、その後も焼け跡の片付け等を行っており、同年6月まで同社で勤務していたとしている。

しかし、上記被保険者名簿では、申立人が被保険者資格を喪失した昭和20

年5月10日と同日に30名が同様に喪失している。そこで、この30名のうち、連絡先が判明した複数の従業員に、同社での申立期間②当時の勤務状況等を照会したところ、そのうち1名から回答があり、同社では申立人と同じB工場に勤務していたが、同工場が戦災により焼失した後は仕事がなく、同社B工場は退職したことを記憶していると供述している。

また、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料や周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 6 月 1 日から 43 年 7 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間も同社に勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人は、申立期間のうち昭和 41 年 6 月 1 日から同年 12 月 13 日まで及び 42 年 6 月 1 日から 43 年 6 月 30 日までについては、A社に勤務していたことは確認できる。

しかし、A社は、既に全喪し、また、事業主は連絡先が不明であるが、同社で申立期間当時、社会保険関係の事務を担当していた従業員は、同社では、当時、土木工事を主な業務としていたため、冬季間は積雪で業務は行っておらず、一部の従業員を除いて、ほとんどの従業員が、その間は、雇用保険から失業給付を受給していたと供述している。

一方、申立人は、A社で雇用保険の加入記録が無い期間については、同社では勤務しておらず、同社には自分のトラックを持ち込み、出来高による請負契約を結び、申立期間には、国民健康保険に加入していたと供述している。

これらのことと、同社の厚生年金保険の取扱いが政府管掌健康保険とセットであることから判断して、事業主が申立人の給与から健康保険料を控除せず、厚生年金保険料のみを控除したとは考えられない。

なお、申立人は、A社において昭和 43 年 7 月の 1 か月間のみ、厚生年金保険の被保険者となっているが、このことについて申立人は、家族の問題から国民健康保険を脱退せざるを得なかった時期があったとしており、その期間だけ、

同社では雇用関係のないものの、申立人に頼まれ、資格取得したものと推認される。

また、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人は、請負契約の出来高払いから厚生年金保険料が控除されていたとしているが、これを確認できる関連資料や周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 7 月 16 日から 48 年 5 月 1 日まで

厚生年金保険の加入記録を社会保険事務所に照会したところ、A社における厚生年金保険の被保険者資格取得日が昭和 48 年 5 月 1 日となっている。同社に入社したのは 47 年 7 月であるため、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の同僚の証言及び申立人が保管していた歩合給のメモにより、申立期間に同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、A社では、同社が保管していた申立人に係る健康保険厚生年金保険資格取得確認通知書控において、申立人の厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和 48 年 5 月 1 日となっていることから、申立人は、申立期間当時は厚生年金保険の被保険者となっておらず、厚生年金保険料の控除もされていなかったはずであるとしている。

また、申立人が記憶している同僚に、A社における厚生年金保険の適用状況について照会したところ、自分の入社時期は、昭和 47 年 2 月ごろであるが、厚生年金保険の資格取得日は、その約 1 年後の 48 年 2 月 3 日であると供述しており、この資格取得日については、社会保険事務所の同社に係る被保険者名簿において確認できる。さらに、当該同僚が自分より先に入社していたとする従業員の厚生年金保険の資格取得日は、当該同僚と同日の昭和 48 年 2 月 3 日であることが当該被保険者名簿において確認できる。このため、同社においては、申立期間当時、従業員を採用後、相当期間経過してから厚生年金保険に加入させていたものと考えられる。

加えて、申立人のA社における雇用保険の加入記録は、厚生年金保険の加入

記録と一致している上、申立人は、申立期間において国民年金に加入し、その保険料を納付していることが社会保険事務所の記録から確認できる。

そのほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人は控除されていた記憶があるとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額について記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 2 月 1 日から 13 年 2 月 9 日まで
平成 9 年 2 月 1 月から 13 年 2 月 9 日までの厚生年金保険の標準報酬月額が最低等級に訂正されているが、このような届出を行った覚えは無い。当時の給与額は 30 万円であり、適正な標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人の平成 9 年の定時決定に係る標準報酬月額は当初 30 万円として処理されていたところ、11 年 9 月 7 日付けの処理で、9 年 2 月 1 日にさかのぼって 9 万 2,000 円に訂正されている。

なお、同日に平成 10 年及び 11 年の定時決定に係る標準報酬月額についても 9 万 2,000 円として処理され、また、12 年の定時決定に係る標準報酬月額についても 13 年 1 月 16 日に 9 万 8,000 円で処理されているが、これらについては、さかのぼった訂正処理は行われていない。

これら一連の標準報酬月額の処理については、①申立人は、事業主の妻であり、かつ取締役であったことから、自身が、当時、滞納しがちであった厚生年金保険料を納付するために、度々社会保険事務所に出向いていたと供述していること、また、②申立人は、申立期間当時に、社会保険の届出事務を事務員に行わせていたとも供述しているが、夫である代表取締役に代わって、会社経営にも積極的に関与していたとしていることから、同事業所の厚生年金保険に係る標準報酬月額の届出事務について自ら執行していた、又は執行させる権限を有している立場にあったと考えられる。

したがって、申立人に係る平成 10 年度の住民税の課税資料から、9 年については申立人の給与から社会保険料が控除されていたことは認められるものの、上記のとおり、平成 9 年の定時決定に係る標準報酬月額が、30 万円から

9万2,000円にさかのぼって訂正処理されていることについては、申立人の当該事業所における立場に鑑み、当該処理が有効ではないとの主張は認めがたく、申立人は会社の業務として行われた当該訂正処理について責任を負うべきであり、申立人は、自身の標準報酬月額の減額処理に同意していたものと考えることが自然である。

なお、平成10年1月から13年1月の標準報酬月額については、当該期間において、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる資料等は無い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人の、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額について記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 3 月 1 日から 5 年 4 月 30 日まで

平成 5 年 5 月 6 日まで専務として勤務した A 社は同年 4 月 25 日に不渡りを出し同年 5 月に倒産したが、その際、社会保険等の事務処理は、専務である自分が行った。厚生年金保険料 380 万円を現金で同年 5 月 25 日から 28 日ころに社会保険事務所に持参して納めており、同年 3 月末までの社会保険料の滞納は無いはずである。平成 5 年 3 月まで、従来どおり 53 万円の標準報酬月額に見合った保険料が控除されていたにもかかわらず、標準報酬月額が、同年 5 月 6 日に、4 年 3 月 1 日にさかのぼって 53 万円から 11 万円に訂正されていることがわかった。私はそのような手続きをしていないし、社会保険事務所からも説明が無かったので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が専務取締役を務めていた A 社は、平成 5 年 4 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、その 6 日後の同年 5 月 6 日に申立人の標準報酬月額はさかのぼって、4 年 3 月から 5 年 3 月までの間について、53 万円が 11 万円に訂正されたことが社会保険庁の記録により確認でき、事業主及び取締役 2 名についても、申立人と同様の処理がなされている。

一方、申立人は、平成 5 年 5 月に A 社が倒産するに至る時点で社会保険の事務手続を自らが行ったとしており、同年 5 月 25 日から 28 日ころに現金 380 万円を社会保険事務所に持参して納め、同年 3 月までの厚生年金保険料の滞納はないはずであると主張している。しかしながら、社会保険事務所の担当官は、保険料納付について、当該月の保険料の納付日は翌月の末日であり、同日までに保険料が納付されない場合は、さらに、その翌月中に保険料が納付されるべく督促状を送付することとしており、申立人が 5 年 5 月に社会保険事務所に持

参して納めた保険料は、同年2月分の保険料と考えることが妥当であると説明している。このことは、社会保険事務所及び同社が加入している厚生年金基金並びに健康保険組合の担当者が、同社においては、5年1月までの保険料納付について滞納は無かったと供述していることとも一致している。このことから、申立人が社会保険事務所に持参して納めた380万円は5年2月分の保険料であり、同社では、5年2月分の保険料納付から滞納があったものと考えられる。

また、申立人に係る厚生年金基金及び健康保険組合の記録も、上記の社会保険庁の記録と同様にさかのぼった訂正が行われており、このことについて、厚生年金基金及び健康保険組合の担当者は、いずれも、申立期間当時の書類は保存されていないが、同基金及び組合においては、事業所からの届出に基づいて、適正な手続により標準報酬月額の見直し処理を行っていることを供述している。

さらに、申立人は、平成5年5月にA社が倒産するに至る時点において、実兄である代表取締役が入院していたので、専務取締役である自分が法人印を管理し、また、社会保険の事務手続を行ったと供述しており、代表取締役に代わって自ら社会保険事務所に赴いて事務手続を行っているところ、専務取締役であった申立人が関与せずに社会保険事務所が標準報酬月額の改定処理を行ったとは考え難く、申立人は、自身の標準報酬月額の減額処理に同意していたものと考えることが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人の、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 5 月から 44 年 6 月 9 日まで
② 昭和 58 年 6 月 1 日から 59 年 1 月 1 日まで
③ 平成 7 年 4 月から 8 年 2 月 15 日まで

①の期間については、大学卒業後の昭和 43 年 5 月に A 社に入社し、厚生年金保険料も控除されていた記憶があるのに、同期間の厚生年金保険加入記録が無い。②の期間については、B 社（現在は、C 社。）の退職時期が 58 年 12 月であったはずである。また、③の期間については、平成 7 年 4 月から D 販売所（同販売所は、後に法人化して E 社）に勤務したが、8 年 2 月から厚生年金保険に加入したこととなっている。これらの申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

①の期間について、A 社の申立期間当時の経理担当者は、同社では、申立期間当時に、入社後の数か月間程度を見習い期間として厚生年金保険に加入させない取扱いをしており、正社員として採用した時点で厚生年金保険と雇用保険を同時に加入させていたと供述しているところ、申立人の同社における厚生年金保険と雇用保険の加入記録の期間は一致しており、申立期間にはいずれの加入記録も無い。

また、申立期間当時の元同僚 8 名に照会して 5 名から回答を得たところ、そのうち 4 名（上記経理担当者を含む。）は申立人を記憶しておらず、1 名は申立人を記憶しているものの入社年月日まではわからないと回答しており、申立人が、申立期間に A 社で勤務していたことを確認できない。

さらに、申立期間当時の事業主及び申立人が名前を記憶している元同僚 1 名はいずれも死亡しており、申立内容に関する関連事情や周辺事情を聴取するこ

とができなかった。

②の期間について、申立人は、B社に係る昭和49年11月11日から58年5月31日までの勤務期間について厚生年金保険の加入記録と雇用保険の加入記録を有しており、同期間の勤務実態が確認できるところ、申立期間については、厚生年金保険及び雇用保険のいずれの加入記録も無い。

また、B社から提出された昭和58年12月1日現在の同社体制組織図には、申立人の名前が記載されておらず、同社では、少なくとも同時期において、申立人は同社に勤務していなかったと思われる旨供述している。

さらに、申立期間当時の同僚と思われる4名に照会して回答を得たところ、うち2名は申立人を記憶しておらず、2名は申立人を記憶しているものの退職時期等はわからないと回答しており、申立人が、申立期間にB社に勤務していたことを確認できない。

③の期間について、D社から提出された申立人の事業所に係る厚生年金保険の資格取得届及び資格喪失届の事業主控をみると、申立人に係る厚生年金保険の被保険者資格得喪の手続は、社会保険庁の記録と同様の日付で行われていることが確認できる。

また、D販売所が加入していた退職金共済の申立人に係る記録は、平成8年3月1日から13年4月30日までとなっており、社会保険庁の記録と若干の期間の相違はあるものの、概ね一致している。

なお、申立期間当時の事業主は、申立期間当時に、申立人から、失業保険給付を受けているので社会保険の手続をしないでほしいと言われた記憶があると供述しており、申立人も、申立期間の始めころに失業保険給付を受けていた記憶があることを供述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 4 月から同年 11 月まで

大学卒業と同時に知り合いが経営する A 社に入社し、父親が起業する会社が立ち上がるまでの間を、同社に勤務した。当時、同社に勤めていた兄は厚生年金保険に加入しているのに、私が未加入なのは納得できないので、同社の勤務期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時に A 社に勤務し申立人と親交の深かった同僚の供述により、申立人が申立期間に同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、申立人は、A 社には、父親が会社を立ち上げた時点（昭和 33 年 8 月ころ）で同社を退職し父親の会社に入社することを前提として勤務していたことを供述しており、このことについて、上記の同僚は申立期間当時に同社の庶務課に在籍し、社内の事情を知りうる立場にあったところ、同社では、入社後一定期間は厚生年金保険に加入させない取扱いが行われていたこと、また、このような取扱いから、同社においては、申立人のように、予め同社を退職することが予定されている者を厚生年金保険に加入させることは考え難いことを供述している。

また、A 社に昭和 32 年及び 33 年に入社している従業員 29 名に照会し、15 名から回答があったところ、このうち 9 名は、同社では見習い期間が数か月間あり、同期間は厚生年金保険への加入は無かったことを回答している。

さらに、A 社は、申立期間後、数年して厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主も既に死亡していることから、申立てに係る関連資料や周辺事情を得ることはできなかった。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額について記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 6 月 1 日から 14 年 5 月 1 日まで

平成 13 年 6 月に、社会保険事務所の担当官から「保険料を納付せずに解決する方法がある。」とだけ言われ、説明は一切受けず、私の平成 4 年 6 月から 6 年 10 月までの標準報酬月額を 53 万円から 30 万円に、6 年 11 月から 11 年 3 月までの標準報酬月額を 59 万円から 30 万円に、また、11 年 4 月から 13 年 5 月までの標準報酬月額を 50 万円から 30 万円に書き換えられた書類を作成され、言われるがままに押印した。

その後、14 年 5 月に、「社員各自が国保に切換えたら経費の節約になる。」と上手に諭され社会保険の解約に応じ、私の 7 年 3 月から 14 年 4 月までの標準報酬月額を 30 万円から 9 万 8,000 円に書き換えられた書類を作成され押印した。

これらは、社会保険事務所によって、私の標準報酬月額が改ざんされたのであるから、標準報酬月額を従前のものに戻すように訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人の A 社における厚生年金保険の標準報酬月額の記録（平成 4 年 6 月から 6 年 10 月までは 53 万円、6 年 11 月から 11 年 3 月までは 59 万円及び 11 年 4 月から 13 年 5 月までは 50 万円）が、13 年 6 月 22 日付けの処理で、さかのぼって 30 万円に訂正されており、さらに、同社は 14 年 5 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているところ、その翌日の 14 年 5 月 2 日付けの処理で、7 年 3 月から 14 年 4 月までの 30 万円の記録が、さかのぼって 9 万 8,000 円に訂正されていることが確認できる。

一方、申立人は、平成 12 年 6 月 2 日に A 社の代表取締役就任しており、上記の記録訂正が行われた時期には既に代表取締役であるとともに、申立期間のうち、代表取締役に就任する前の期間についても、申立人は、同社の実質的な代表者として経営に携わり、厚生年金保険料の滞納金の支払いについて自ら

が社会保険事務所に相談に赴いていたことを供述している。

また、社会保険事務所が保管している滞納処分票の記録によると、A社の「社長（申立人を指している。）」は、平成11年6月から14年6月までの間に延べ11回（11年の6月8日、12年の6月30日、12月4日、13年の1月16日、3月30日、4月27日、6月20日、8月23日、及び14年の2月28日、3月28日、6月26日）にわたり社会保険事務所の担当官と面談していることが確認でき、数回にわたって社会保険事務所担当官と滞納保険料の納付の約束をするものの、約束どおりに納付が行われておらず、厚生年金保険料を含む社会保険料の支払いへの対応に苦慮していたことが認められる。

さて、上記の滞納処分票の記録によると、平成13年6月20日に社長と面談した記録があり、「300に変更し、調整する。」との記載が、また、14年5月1日に社会保険事務所の担当官がA社に出向いた記録があり、「(社長) 今後の売上増も見込めず、現在の部屋も退去せざるをえないこととなった。一度、事業を休業し、新たに出直すことにしたとのこと。保険料の未納分については、社長の給与の支払いが正しくなされていないことから、報酬の見直しを行い、なくなる。全喪届、資格喪失届を受理する。」との記載が確認でき、この結果、13年6月22日と14年5月2日の2回にわたって標準報酬月額がさかのぼった訂正処理が行われることになったものと思われ、これは、申立人が保管している標準報酬決定通知書（副）等の書類により処理手続が行われたことが確認できる。これについて、申立人は、これらの書類は社会保険事務所の担当官が作成したものであり、自分は自身の標準報酬月額がさかのぼって減額訂正されることを理解していなかったと主張しているが、一方で、自ら当該書類に押印したことを認めており、同書類には、申立人の名前が代表取締役となっている会社名のゴム印が押されていること、また、法人印を押した形跡も認められる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、申立内容に係る厚生年金保険標準報酬月額がさかのぼった訂正処理について、会社の業務を執行する責任を負う代表取締役としてA社の同訂正処理に関わっていることから、当該訂正処理について責任を負うべきであり、また、社会保険事務所が保管する滞納処分票の記録からも、社会保険事務所から説明は一切無く当該処理は有効ではないとの申立人の主張は認め難く、申立人は、自身の標準報酬月額の減額処理に同意していたものと考えることが自然である。

したがって、申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年5月1日から37年8月5日まで
② 昭和37年8月5日から38年10月30日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、申立期間①については、厚生年金保険に加入していた記録はあるが、脱退手当金が支給されていること、また、A社に勤務していた申立期間②については、厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答をもらった。

しかし、申立期間①については、脱退手当金を受給していないので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。また、申立期間②については、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示がされているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りが無く、申立期間に係る被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和37年10月10日に支給決定されているなど、脱退手当金の支給等に係る一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より以前の申立人の2つの被保険者期間(計5か月)については、その計算の基礎とされておらず、未請求となっている。

しかし、申立人は、申立期間①以前に、自ら脱退手当金の請求を行い、当該脱退手当金を受給したとしており、社会保険事務所の記録でも、昭和 32 年 12 月 23 日に脱退手当金の支給記録があるところ、当該支給の際、上記 2 つの被保険者期間に係る脱退手当金が未請求となっており、申立人が、当該被保険者期間について、失念していたものと考えられることから、申立期間①に係る脱退手当金が一部の期間において未請求となっていることに不自然さは無い。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

申立期間②については、申立人の同僚 1 名の供述から、期間は特定できないが、申立人が A 社で勤務していたことは推認することができる。

しかし、申立期間②直後に申立人が勤務していた B 社の人事担当者が申立人を採用する際に記載したとみられるメモには、申立人が、その当時、小間物店で午前中半日勤務していた旨記載されており、同社入社直前まで A 社（衣料品卸小売会社）に勤務していたとする申立人の供述と異なっている。

また、申立人の夫の C 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人が、A 社に係る政府管掌健康保険の被保険者資格を喪失した昭和 37 年 8 月 5 日の約 1 か月前の同年 7 月 9 日から 38 年 10 月 29 日まで、夫の健康保険の被扶養者となっていた記録があり、このため、申立人は、夫の健康保険加入に伴い、その被扶養者となったことがうかがわれ、申立期間②当時、自らは A 社に係る健康保険に加入していなかったものと考えられる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 3 月 15 日から 39 年 7 月 11 日まで
② 昭和 41 年 1 月 18 日から 43 年 3 月 26 日まで
60 歳になり年金の受給資格について社会保険事務所に照会したところ、脱退手当金が支給済みとなっていることを知った。

しかし、最初に勤務した会社では、制度の変更により脱退手当金を受給できないと言われ、また、脱退手当金が支給されたとされる時期の直前に勤務していた会社では、脱退手当金についての説明は無かった。脱退手当金を受給した記憶は無いので、厚生年金保険の加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示がされているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りが無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 43 年 6 月 27 日に支給決定されているなど、脱退手当金の支給等に係る一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、脱退手当金の支給対象となる最終事業所において、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した日（昭和 43 年 3 月 26 日）の前後 1 年以内に被保険者資格を喪失した者 6 名について、脱退手当金の支給記録を確認したところ、支給記録のある者 4 名のうち 3 名は、被保険者資格喪失日から約 3 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることを踏まえると、事業主が申立人の委任を受けて代理請求した可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 2 年 1 月 1 日から 5 年 4 月 1 日まで
② 平成 5 年 6 月 1 日から 6 年 8 月 18 日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間①はA社に、申立期間②はB社に勤務していたので、当該期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①についてA社に勤務していたと申し立てているところ、同社との雇用契約書から、申立人が、申立期間①について同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、社会保険庁の記録から、A社が、申立期間①の期間中に厚生年金保険の適用事業所であった事実は確認できない上、申立人自身も、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除された記憶は無い旨の供述をしている。

また、社会保険庁の記録から、親会社において厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できたA社の元事業主及び同僚は、「同社では、外国人の従業員は、社会保険には加入させておらず、親会社においても外国人の従業員については、基本的に社会保険に加入させていなかった可能性が高い」旨の供述をしている。

さらに、申立人の申立期間①に係る雇用保険の加入記録も確認できない。

申立人は、申立期間②についてB社に勤務していたと申し立てているところ、同社との雇用契約書及び雇用保険の加入記録から、申立人が、申立期間②について同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、B社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立人に係る厚生年金保険料の控除に関する関連資料等について確認できない上、事業主及び当時の社会保険担当者とも連絡が取れず、申立人に係る厚生年金保険料の控除に関する供述等を得ることができない。

また、申立人自身も、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除された記憶は無い旨の供述をしているほか、連絡が取れた同僚も、「外国人の従業員については、社会保険に加入していたかどうかは分からない」と供述している。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る国民健康保険の加入記録が確認できる上、申立人について申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間①及び③について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 4 月 1 日から 31 年 1 月 1 日まで
② 昭和 31 年 1 月 1 日から 33 年 3 月 1 日まで
③ 昭和 33 年 3 月 1 日から 34 年 1 月 まで

社会保険事務所において厚生年金保険加入期間を確認したところ、申立期間②について脱退手当金を受給していると言われた。しかしながら、脱退手当金を受け取った記憶も無いので、年金として受けられるようにしてほしい。

また、申立期間①及び③については、厚生年金保険の加入記録が無いと言われた。申立期間①はA社に、申立期間③はB社に勤務していたので、当該期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間②について脱退手当金を受給していないと申し立てているところ、申立人の厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、脱退手当金の支給等に係る一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

2 一方、申立人は、申立期間①はA社に、申立期間③はB社に勤務してい

たと申し立てている。

しかしながら、A社及びB社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立人に係る厚生年金保険料の控除に関する関連資料等について確認できない上、事業主や当時の同僚等からも、申立人に係る厚生年金保険料の控除に関する供述等を得ることができない。

また、社会保険事務所のA社及びB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立期間①及び③の期間中に、申立人が被保険者であった事実は確認できない上、整理番号の欠番等は見られず、社会保険事務所の事務処理に不自然さは見当たらない。

このほか、申立人について申立期間①及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②から④に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間①及び⑤について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年12月15日から29年2月26日まで
② 昭和29年2月26日から30年3月20日まで
③ 昭和31年1月13日から同年1月18日まで
④ 昭和31年5月1日から39年9月1日まで
⑤ 昭和40年8月6日から42年6月6日まで

平成19年7月に、社会保険事務所において厚生年金保険加入期間を確認したところ、申立期間②から④について脱退手当金を受給していると言われた。しかしながら、脱退手当金を受け取った記憶も無いので、年金として受けられるようにしてほしい。

また、申立期間①及び⑤については、厚生年金保険の加入記録が無いと言われた。申立期間①及び⑤はA社に勤務していたので、当該期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間②から④について脱退手当金を受給していないと申し立てているところ、申立人の厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたとする昭和41年4月22日の直前の同年3月8日に、脱退手当金の算定に必要な標準報酬月額等を社会保険庁から申立期間に係る脱退手当金を裁定した社会保険事務所に対し回答した記録が記載されているほか、脱退手当金の支給額に計

算上の誤りは無いなど、脱退手当金の支給等に係る一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

2 一方、申立人は、申立期間①及び⑤について、A社に勤務していたと申し立てている

しかしながら、A社は、申立人の申立期間①及び⑤当時の勤務状況等について確認できる資料を保有しておらず、当該期間に係る勤務の実態や厚生年金保険料の控除までは分からないとしている。また、申立期間①及び⑤当時の同僚のうち、連絡が取れた同僚のすべてが、申立期間①及び⑤に係る期間について、申立人に関する記憶は無いとしており、申立期間①及び⑤に係る申立人の勤務実態等に関する証言を得ることができない。

さらに、社会保険事務所のA社の事業所別被保険者名簿の整理番号に欠番等は見られず、社会保険事務所の事務処理に不自然さは見当たらない。

このほか、申立人について申立期間①及び⑤に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び⑤に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年10月1日から38年3月27日まで

昭和48年頃、同窓会での友人との会話において、再就職すれば厚生年金の期間が加算されると聞いて、社会保険事務所へ事実確認に行ったところ、自分が脱退手当金を受給したことになることを知った。当時は若く、年金に重きを置いていなかったため、大した抗議もせずにそのまま帰ってしまったが、平成19年12月ごろ再度社会保険事務所へ確認に行ったところ、やはり申立期間について脱退手当金を受給しているとの回答を受けた。

しかし、事業所から退職金は受け取ったものの、脱退手当金に関する説明は無く、当時は社会保険事務所にも行ったことが無い。脱退手当金を請求し、受給したのであれば失念するはずがないので、記録を訂正し、年金として受けられるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は脱退手当金を受給していないと申し立てしているところ、申立人が勤務していた事業所の厚生年金保険被保険者名簿の女性被保険者のうち、脱退手当金の支給記録を確認できた7名中6名が厚生年金保険被保険者資格喪失日から6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることに加え、当該支給決定の記録がある者の一人は、事業所がその請求手続きをした旨の供述をしていることを踏まえると、申立人の脱退手当金の請求についても、その委任に基づき事業主が代理請求した可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る最終事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和38年6月10日に支給決定されて

おり、脱退手当金の支給等に係る一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 4 月 1 日から 33 年 2 月 1 日まで
② 昭和 33 年 2 月 1 日から 35 年 8 月 20 日まで
③ 昭和 36 年 1 月 1 日から 37 年 6 月 30 日まで

平成 15 年 8 月ごろに、社会保険事務所で年金受給の手続をしたとき、申立期間については、脱退手当金を受給していると言われた。

しかしながら、脱退手当金をもらった記憶は無いので、脱退手当金の支給記録を訂正し、年金として受けられるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について脱退手当金を受給していないと申し立てしているところ、申立人の申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る最終事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 5 か月後の昭和 37 年 12 月 7 日に支給決定されており、脱退手当金の支給等に係る一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人は、申立期間の事業所を退職後、すぐには国民年金に加入しておらず、年金に対する意識が高かったとは考え難い上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

東京厚生年金 事案 1777

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年9月1日から33年6月26日まで

昭和45年ごろに、社会保険事務所に行って厚生年金保険被保険者証の再交付の手続きをしたときは、脱退手当金を支給済みとは言われなかったのに、56年11月に社会保険事務所で厚生年金保険の加入期間を確認したところ、脱退手当金は支給済みと言われた。

しかしながら、脱退手当金は受給しておらず、社会保険事務所からの説明は納得できないので、記録を訂正し、年金として受けられるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、脱退手当金を受給していないと申し立てているところ、申立人が勤務していた事業所の厚生年金保険被保険者名簿の女性被保険者のうち、脱退手当金の支給記録を確認できた24名中22名が厚生年金保険被保険者資格喪失日から6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている。さらに、当該支給決定の記録がある者の一人は、事業所において脱退手当金を退職金と併せて受領した旨の供述をしているほか、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人の脱退手当金の請求についても、その委任に基づき事業主が代理請求した可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る最終事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和33年9月2日に支給決定されており、脱退手当金の支給等に係る一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月 1 日から 39 年 12 月 24 日まで
社会保険事務所に期間照会申出書を提出したところ、平成 19 年 10 月 10 日付けで申立期間については脱退手当金を受給済みである旨の回答をもらった。
しかしながら、脱退手当金をもった記憶は無いので、脱退手当金の支給記録を訂正し、年金として受けられるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について脱退手当金を受給していないと申し立てしているところ、申立人の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が日付け入りで記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、脱退手当金の支給等に係る一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人は、申立期間の事業所を退職後、国民年金に加入しておらず、年金に対する意識が高かったとは考え難い上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険第四種被保険者として厚生年金保険料を納付していたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年2月1日から52年1月14日まで
社会保険事務所に厚生年金保険第四種被保険者期間について照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。昭和51年1月31日にA社を退職して直ぐに、社会保険事務所で第四種の手続きをした記憶があるので、申立期間も厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和51年1月31日にA社を退職後、直ちに社会保険事務所に厚生年金保険第四種被保険者の資格取得の届出の手続を行ったため、申立期間も厚生年金保険第四種被保険者であったと申し立てている。

しかし、社会保険事務所の記録では、申立人がA社を退職後、厚生年金保険第四種被保険者となったのは、昭和52年1月14日であるところ、このことは、社会保険事務所が保有している申立人から提出された厚生年金保険第四種被保険者資格取得申出書及び第四種被保険者資格取得日選択届により、申立人の第四種被保険者資格取得の申出の日は、52年1月14日であり、資格取得日は、52年1月14日であることから確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、厚生年金保険第四種被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を納付していたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年7月1日から同年9月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A病院に医師として勤務した期間のうち、同病院の命で支援のためB病院に勤務した平成元年7月1日から同年8月31日までの期間の加入記録が無いとの回答をもらった。当該期間も同医院に間違いなく勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B病院及びA病院の提出資料から、申立人が、申立期間にB病院に勤務していたことは推認できる。

しかし、B病院は、個人事業所ということもあり、社会保険事務所には申立期間も含め厚生年金保険の適用事業所としての記録がない。

そして、同医院の院長は、申立人がA病院から短期出張により、申立期間にB病院に勤務し、自分の代診を務めたが、申立期間当時、同医院は厚生年金保険の適用事業所にはなっていないことから、申立人の報酬から厚生年金保険料の控除はしていないとしている。

また、B病院は、申立人は申立期間当時、出向になっており、同病院における出向者は、出向期間の報酬は出向先から支払われる取扱いであることから、当該期間の同病院における厚生年金保険の被保険者資格は喪失させているとしている。

このことは、申立人の給与が申立期間にB病院から支給されていないことは、申立人が提出した銀行の普通預金月中取引表により、同病院からの入金記録が、申立期間の前後にあるものの、申立期間には無いことからもうかがえる。

加えて、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの

控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和23年4月1日から24年4月1日まで
②昭和24年8月1日から25年5月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた申立期間①及びB社に勤務していた昭和24年8月1日から26年6月1日までの期間のうちの申立期間②の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間①及び②もそれぞれの会社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、当該期間にA社に勤務していたと申し立てている。

しかし、A社は、申立期間に適用事業所としての記録が無い。そして、同社の所在地を管理する法務局には同社の商業登記の記録もない。このため、申立期間当時の同社の事業主等の連絡先が不明であり、同社及び事業主等から、申立人の申立期間当時の勤務の実態や厚生年金保険料の適用状況について確認することができない。

また、申立人は、当時のA社における上司や同僚等について、申立人の兄のみを記憶しているところ、当該兄は、すでに死亡しているため、当該兄から申立人の申立期間当時の勤務状況や同社の厚生年金保険の適用状況等について確認することができない。

申立期間②については、申立人は、当該期間もB社に勤務していたと申し立てている。

しかし、B社の承継会社であるC社は、申立期間当時の従業員に関する資料等を保有していないことなどから、申立人の申立期間における勤務の実態や同

社における厚生年金保険の加入状況等について確認できないとしている。

また、申立人は、当時のB社における同僚等の氏名を記憶していないため、社会保険事務所のB社に係る被保険者名簿から申立期間当時に厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に、申立人の申立期間における勤務状況や同社における厚生年金保険の適用状況等について照会したところ、連絡のとれた6名の従業員は、いずれも申立人のことを記憶しておらず、また、このうち、1名の従業員は、同社では試用期間があったことから、自分は、昭和24年10月に入社したが、約10か月後の25年7月までは厚生年金保険に加入していなかったとしている。そして、このことは、社会保険事務所の記録において、当該従業員の厚生年金保険の被保険者資格の取得日が、昭和25年8月1日となっていることから確認できる。

これらに加えて、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 4 月ころから 53 年 8 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた昭和 46 年 4 月ころから 54 年 2 月 27 日までの期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間も同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に申立期間の昭和 46 年 4 月ころから 53 年 8 月 1 日までについても勤務していたと申し立てている。そして、50 年 7 月及び 52 年 9 月にA社に入社した従業員の証言から、申立人は、申立期間のうち、50 年 7 月以降については、同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、A社の事業主は、申立人が同社に勤務していたことは記憶があるものの、当時の従業員に関する資料を残していないことから、申立人が申立期間も同社に勤務したことを確認できず、また、申立期間の厚生年金保険料の控除等も確認できないとしている。そして、同社の現在の社会保険関係事務担当者は、申立期間当時、同社では、入社してもすぐに退社する者がかなりいたことなどから、入社した従業員の勤務状況等をみて社会保険に加入させるかどうかを判断しており、すべての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではないと当時の社会保険関係事務担当者から聞いているとしている。

また、申立人は、当時のA社における上司や同僚等の氏名を4名記憶しているところ、2名の同僚は、社会保険事務所の同社に係る厚生年金保険の被保険者名簿に加入記録が無く、厚生年金保険の被保険者となっていなかったものと考えられる。また、残りの2名の同僚は、申立人が在籍していたことは記憶しているが、申立期間に在籍していたかは記憶にないとしている。

そこで、社会保険事務所のA社に係る被保険者名簿から申立期間当時厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に、申立人の申立期間における勤務状況や同社における厚生年金保険の適用状況等について照会したところ、連絡のとれた5名の従業員のうち、3名の従業員は、申立人の名前を記憶しているが勤務期間は記憶しておらず、また、申立人が申立期間の一部において勤務していたことを証言した2名の従業員は、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除については分からないとしており、さらに、この2名のうち、1名は、申立期間当時、同社では、従業員の勤務状況等を判断して厚生年金保険に加入させており、すべての従業員が加入していたわけではないとしている。

加えて、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和19年6月1日から同年10月1日まで
②昭和21年1月1日から同年9月15日まで
③昭和21年10月1日から22年2月1日まで
④昭和22年7月1日から23年11月1日まで
⑤昭和24年3月1日から同年12月1日まで
⑥昭和24年12月1日から26年6月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた申立期間①、②及び⑥並びにB社に勤務していた申立期間③、④及び⑤の加入記録が無いとの回答をもらった。いずれの期間も間違いなく両社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、厚生年金保険被保険者の資格取得年月日が昭和19年6月1日と記載されている被保険者証を保有しているので当該期間もA社に勤務していたと申し立てている。

しかし、厚生年金保険法（昭和19年2月16日法律21号）は昭和19年6月1日に施行されているところ、同法附則第1条及び第3条の規定に基づき同年10月1日から保険料徴収及び保険給付が開始されており、同年6月1日から同年9月30日までは同法施行に伴う準備期間となっており、制度上、申立期間①については、厚生年金保険の被保険者期間として算入されない。

2 申立期間②については、申立人は、当該期間もA社に勤務していたと申し立てている。

しかし、A社は、申立期間②当時の従業員や社会保険の取扱いに関する資料を保有していないことなどから、申立人が申立期間②に同社に勤務してい

たことや厚生年金保険の取扱いについて確認することができないとしている。

また、申立人は、申立期間②当時のA社における上司及び同僚等の氏名を記憶していないことから、社会保険事務所のA社に係る厚生年金保険の被保険者名簿から申立期間②当時に厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員へ申立人の当時の勤務状況や同社の厚生年金保険の適用状況等について照会したが、いずれも連絡先不明又は回答がなかった。

- 3 申立期間③及び④については、申立人は、当該期間もB社に勤務していたと申し立てている。

しかし、B社は、昭和24年3月25日に全喪しており、また、当時の事業主等の連絡先は不明であり、さらに、申立人は、申立期間③及び④当時のB社における上司及び同僚等の氏名を記憶していないため、同社及びこれらの者から申立人の当時の勤務の状況や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

そこで、社会保険事務所のB社に係る厚生年金保険の被保険者名簿から申立期間③及び④当時に厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に、申立人の申立期間③及び④における勤務の状況や同社の厚生年金保険の適用状況等について照会したものの、申立人のことや厚生年金保険の取扱いについて記憶している者はいなかった。

- 4 申立期間⑤については、申立人は、当該期間もB社に勤務していたと申し立てている。

しかし、B社は、社会保険事務所の記録では、昭和24年3月25日に既に全喪しており、申立期間のうち、同年3月25日から同年12月1日までは適用事業所となっていない。また、当時の事業主等の連絡先は不明であり、さらに、申立人は、申立期間⑤当時のB社における上司及び同僚等の氏名を記憶していないため、同社及びこれらの者から申立人の当時の勤務の状況や厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

そこで、社会保険事務所のB社に係る厚生年金保険の被保険者名簿から同社の全喪時に厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に、申立人の申立期間⑤における勤務状況や同社の厚生年金保険の適用状況等について照会したものの、いずれも連絡先不明又は回答がなかった。

- 5 申立期間⑥については、当時のA社の従業員の証言により、申立人は、期間は明確でないものの、同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は、申立期間⑥当時の従業員や社会保険の取扱いに関する資料を保有していないことなどから、申立人の申立期間⑥当時の勤務の状況や同社における厚生年金保険の加入状況等を確認できないとしている。

また、申立人は、申立期間⑥当時のA社における上司及び同僚等の氏名を記憶していないため、社会保険事務所のA社に係る厚生年金保険の被保険者

名簿から申立期間⑥当時に厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に、申立人の申立期間⑥における勤務の状況や同社の厚生年金保険の適用状況等について照会してところ、申立人が申立期間⑥当時に勤務していたことを証言した3名の従業員は、申立期間⑥当時の同社における厚生年金保険の適用状況等については分からないとしており、また、この3名のうち、1名の従業員は、自分は、昭和24年ころに入社して、申立人と同じ業務であったが、厚生年金保険の未加入期間があるとしている。そして、社会保険事務所の記録では、当該従業員の被保険者資格の取得日は、入社約1年後の25年5月15日であることが確認できる。

- 6 これらに加えて、申立人の申立期間①、②、③、④、⑤及び⑥に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②、③、④、⑤及び⑥に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 8 月 7 日から 32 年 8 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた昭和 30 年 3 月 7 日から 34 年 9 月 19 日までの期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。当該期間も同社に間違いなく勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてもA社に勤務していたと申し立てている。

しかし、A社は、昭和 35 年 7 月 1 日に全喪しており、さらに、同社の元事業主等の連絡先が不明であることから、同社及び事業主等から申立人の申立期間の勤務の実態や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人は、当時のA社における上司及び同僚等を 3 名記憶しているところ、連絡がとれた 1 名の同僚は、申立人のことを記憶しているが、その勤務期間についてははっきり覚えていないとしており、また、同社における厚生年金保険の適用状況等についても記憶していないとしている。

そこで、社会保険事務所のA社に係る被保険者名簿から申立期間当時厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に、申立人の申立期間における勤務状況や同社における厚生年金保険の適用状況等について照会したところ、連絡のとれた 3 名の従業員のうち、1 名の従業員は、申立人が昭和 30 年ころから 34 年ころまで同社に在籍していたと思うが、その間継続して勤務していたかは明確に記憶していないとしており、また、同社における厚生年金保険の適用状況等についても分からないとしている。そして、残り 2 名の従業員は、申立人が同社で勤務していた記憶はあるが、勤務期間までは記憶にないとしている。

一方、社会保険事務所のA社に係る厚生年金保険の被保険者名簿から申立人は、昭和30年8月7日に被保険者資格を喪失し、その後32年8月1日に資格を再取得していることが確認できるが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録するとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届を行ったものと考えられる。

そして、事業主が仮に申立人の申立期間に係る資格喪失届を提出していたとすれば、その後の算定基礎届及び資格の再取得の届出の際に申立人が申立期間に被保険者となっていないことに気付いたはずであり、また、申立期間に申立人の給与から保険料を控除していれば、毎月の社会保険事務所からの保険料納入告知の額との差により、申立人が被保険者となっていないことに気付いたはずであると考えられる。

加えて、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月 1 日から 49 年 11 月 1 日まで

厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた昭和 46 年 6 月 1 日から 49 年 11 月 1 日までの期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間も間違いなく同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間についてもA社に勤務していたと申し立てている。

しかし、A社は、申立人の申立期間当時の従業員に関する資料等を保有していないことなどから、申立人の申立期間における勤務実態や同社における厚生年金保険の加入状況等については確認できないとしている。

また、申立人は、当時のA社における上司や同僚等を8名記憶しているところ、連絡のとれた3名については、上司は、申立人が、昭和48年6月前後にB社に出向したが、同社は48年6月にA社からは独立した別会社として設立された会社なので、出向といってもA社には籍はなかったとしており、さらに、その当時の給与及び社会保険に係る事務については勤務先のB社で行っていたはずであるとしている。そして、1名の同僚は、申立期間当時は申立人と勤務内容が異なっていたので、どこに在籍していたか分からないとしており、また、残り1名の同僚は、申立人がA社の給油部に在籍していたことがあることは記憶しているが、申立期間に同社又はB社のいずれに在籍していたかについては記憶にないとしている。

そこで、社会保険事務所のA社に係る被保険者名簿から申立期間当時厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に、申立人の申立期間に

おける勤務状況や同社における厚生年金保険の適用状況等について照会したところ、連絡のとれた4名の従業員のうち、2名の従業員は、申立人のことを記憶していないとしており、また、もう2名の従業員は、申立人は同社に在籍していたと思うが、同社における在籍期間及び厚生年金保険の適用状況等については、分からないとしている。

なお、申立人は、前記上司の供述から昭和48年6月前後に出向したとするB社において、49年11月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得しているが、同社は、同日に厚生年金保険の適用事業所となっており申立期間は適用事業所となっていない。

加えて、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、船員保険の被保険者であったと認められない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和19年1月11日から同年2月10日まで
②昭和19年8月6日から20年4月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に入社し、同社が保有するBを下船してから乗船するまでの申立期間①及び同社が保有するCがD島付近で沈没し、他社の貨物船で帰国するまでの申立期間②の船員保険の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間①及び②についても同社から給与を支給されていたので、船員保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社のBを下船して次に乗船するまでの申立期間①の昭和19年1月11日から同年2月10日までの期間も同社を退職しておらず、また、乗船していたCがD島付近で沈没し、その後、他社の貨物船で帰国するまでの申立期間②の19年8月6日から20年4月1日までについても、同社に勤務しており、同社から給与も支給されていたと申し立てている。

しかし、船員保険法の昭和20年2月の改正により、船員保険の被保険者の範囲が拡大されて下船中の船員も被保険者となるのは、昭和20年4月1日からであることから、20年3月31日までは、下船中の船員は被保険者になることはできない期間であると認められる。

そして、A社では、当該船員保険法の改正に伴う被保険者の範囲拡大の取扱い及び自社の船員の船員保険の加入記録を確認する限り、昭和20年3月31日までは、下船の都度被保険者資格の喪失手続きを行い、下船中は船員保険料を控除していなかったはずであるとしている。

加えて、申立人の申立期間①及び②に係る船員保険料の事業主による控除に

については、申立人に明確な記憶が無く、また、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間①及び②において船員保険の被保険者であったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 8 月頃から 44 年 3 月頃まで
② 昭和 44 年 5 月頃から 47 年 6 月頃まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、昭和 43 年 8 月頃から 44 年 3 月頃まで勤務していた A 事業所の加入記録及び 44 年 3 月から 47 年 6 月まで勤務していた B 事業所における 44 年 5 月から 47 年 6 月までの加入記録が無い旨の回答をもらった。いずれの期間も勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、A 事業所において、調理師見習いとして勤務していたと申し立てている。

しかし、A 事業所は、社会保険事務所の記録では、厚生年金保険の適用事業所としての記録が無く、社会保険事務所の調査によると、同事業所は C 社の事業部門であるところ、社会保険事務所の記録では、申立期間当時、C 社において厚生年金保険における任意単独被保険者 1 名が存在し、当該被保険者は、昭和 43 年 6 月 20 日に厚生年金保険の資格を取得し、同年 11 月 16 日に資格の喪失の届出がなされていることが確認できる。

そして、同制度においては、適用事業所以外で働く従業員が、本人の希望により厚生年金保険に加入を希望する場合、事業主の同意が得られれば加入できるものであるが、申立人からは、厚生年金保険への加入を希望し、事業主から同意を得たというような主張は無く、同社において、任意単独被保険者となっているのは、上記 1 名のみであることから判断すると、同社が申立人に係る任意単独被保険者としての加入手続きを行ったとは考え難い。

また、同社は、申立期間当時の人事記録等の資料を保有していないため、申立人の勤務の状況等については確認することはできないが、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは平成元年7月1日であり、それ以前は同社の従業員は厚生年金保険に加入させていなかったとしており、また、上記任意単独被保険者についての資料等も保管していないことから当該従業員についても不明であるとしている。

さらに、申立人は、当時の上司や同僚等の氏名について姓しか記憶していないため、また、社会保険事務所のC社に係る被保険者名簿から申立期間①の当時に、厚生年金保険に加入していることが確認できたのは、上記従業員1名だけであり、当該従業員は、連絡先が不明なため、これらの者から申立人の勤務の状況や同社の厚生年金保険の取扱い等について確認することができない。

申立期間②については、申立人は、B事業所（社会保険事務所において適用事業所となっている名称は、D社（現在は、E社））に調理師見習いとして勤務していたと申し立てているところ、申立人は、同社において昭和44年3月27日に厚生年金保険の資格を取得し、同年5月21日に資格を喪失していることが確認できる。

そして、申立人は、社会保険事務所の記録では、申立期間②のうち、昭和44年8月9日から同年12月21日までの期間については、F社において、厚生年金保険に加入していることが確認できることから、当該期間については、D社における厚生年金保険の被保険者であったとは認められない。

また、申立人は、D社に係る雇用保険の加入記録では、昭和44年3月27日に被保険者となり、同年5月20日に離職したことが確認できることから、上記社会保険事務所のD社における厚生年金保険の加入記録と一致している。

さらに、同社は、申立人が同社に勤務していたことを確認できる資料を保有していないことなどから、申立人が申立期間②の当時に同社に勤務していたことを確認することができないとしている。

加えて、社会保険事務所のD社に係る被保険者名簿から申立期間②の当時に厚生年金保険に加入していることが確認できる従業員に申立人の勤務の状況等について照会したが、回答を得ることができなかった。

また、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に具体的な記憶が無く、これを確認できる関連資料や周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年1月6日から25年3月1日まで
② 昭和29年4月5日から30年7月1日まで
③ 昭和51年10月1日から52年5月1日まで
④ 平成3年4月17日から7年8月11日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうちの申立期間①、B社（現在は、C社。）に勤務した期間のうちの申立期間②、D社に勤務した期間のうちの申立期間③及びE社（現在は、F社。）に勤務した期間のうちの申立期間④の記録が無いという旨の回答をもらった。4社とも申立期間も勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、A社に昭和23年1月6日に入社し、申立期間①の同日から25年3月1日までについても勤務していたと申し立てている。

しかしながら、社会保険事務所の記録では、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和25年3月1日であることから、同社は、申立期間①において、厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、同社は、すでに解散しており、申立期間①の当時の事業主及び申立人が記憶していた当時の上司や同僚等はすでに死亡しているため、同社及びこれらの者から申立人の当時の勤務の状況や同社の厚生年金保険の取扱い等について確認することができない。

そこで、社会保険事務所の同社に係る被保険者名簿から、同社が適用事業所となった昭和25年3月1日に厚生年金保険に加入していることが確認できる

複数の従業員に照会したところ、連絡の取れた従業員によると、申立人のことは記憶しているが、申立期間①当時の同社の厚生年金保険の取扱い等については分からないとしている。

申立期間②については、雇用保険の加入記録により、申立人は、昭和 29 年 4 月 21 日から申立期間②を含め 42 年 7 月 20 日まで、B 社に勤務していたことが確認できる。

しかし、同社は、申立期間②当時の従業員に関する資料を保有していないことなどから、申立人の勤務の状況や厚生年金保険の加入状況等を確認することはできないとしている。

また、申立人は、申立期間②の当時の上司や同僚等を記憶しておらず、これらの者から申立人の勤務の実態や厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

そこで、社会保険事務所の同社に係る被保険者名簿により、申立期間に同社に勤務していたことが確認できる複数の従業員に、同社における申立期間②の当時の厚生年金保険の取扱い等について照会したが、不明であるとしている。

さらに、上記被保険者名簿を確認したところ、被保険者整理番号の欠番や不自然な訂正の形跡も見当たらない。

申立期間③については、社会保険事務所の記録では、申立人は、D 社において、昭和 48 年 4 月 16 日に厚生年金保険の資格を取得し、51 年 10 月 1 日に資格を喪失後、52 年 5 月 1 日に同社において再度資格を取得しており、51 年 10 月 1 日から 52 年 5 月 1 日までの申立期間③の被保険者記録が無い。

そして、同社は、すでに解散しており、申立期間③の当時の事業主は亡くなっているため、同社及び事業主から申立人の勤務の状況や厚生年金保険の加入状況等について確認することができなかった。

また、雇用保険の加入記録を確認したところ、申立人の同社に係る入退社日は、上記厚生年金保険の加入記録と一致している。

さらに、社会保険事務所の同社に係る被保険者名簿から、申立期間③の当時に、厚生年金保険に加入している複数の従業員に照会したところ、申立人は、同社の設立に係る発起人であったが、自身で他の会社を経営していたこともあり、一時期出勤していない期間があり、途中から毎日出勤するようになったと供述している。

申立期間④については、社会保険事務所の記録では、申立人は、E 社において、昭和 61 年 10 月 20 日に厚生年金保険の資格を取得し、平成 3 年 4 月 17 日に資格を喪失後、7 年 8 月 11 日に同社において再度資格を取得しており、3 年 4 月 17 日から 7 年 8 月 11 日までの申立期間④の被保険者記録が無い。

しかし、同社から提出のあった賃金台帳を確認したところ、申立人は、申立期間④当時において、給与から厚生年金保険料を控除されていないことが確認できる。

また、雇用保険及び同社が加入していたG健康保険組合の記録を確認したところ、申立人の同社に係る雇用保険及び当該健康保険組合の記録は、上記厚生年金保険の加入記録と一致している。

以上のことに加えて、申立人の申立期間①から④までの期間における厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料や周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①から④までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 2 月頃から 3 年 7 月頃まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務していた期間について、加入記録が無いという回答をもらった。申立期間に同社に勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の複数の同僚の供述及び申立人の申立内容から判断すると、申立人は、期間は不明であるが、申立期間当時、A社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、同社の事業主は、申立人のことを記憶しておらず、また、同社は、申立期間当時の従業員に関する資料を保有していないことなどから、申立人の勤務の状況や厚生年金保険の加入状況については不明であるとしている。

また、申立人が記憶していた申立当時の複数の同僚は、いずれも連絡先が不明であるため、申立人の勤務の実態や厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

そこで、社会保険事務所の同社に係る記録から、申立期間当時に厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に照会したところ、申立人のことは記憶しているが、同社の従業員は、すべての従業員が厚生年金保険に加入していたわけではないので、申立人の加入状況等については分からないとしている。また、当該同僚によると、同社の従業員は、入社後すぐに厚生年金保険に加入したわけではなく、事業主が各従業員の勤務状況等を考慮して、1年程度経過した後、各従業員の希望等を聞いた上で、厚生年金保険に加入させ

ていたと記憶していると供述している。

また、当該事業主は、申立期間当時は従業員に厚生年金保険への加入を強制すると退職する者が多かったこともあり、本人の希望等も考慮して加入させており、すべての従業員を加入させていたわけではなく、おおむね4分の1程度の従業員は、厚生年金保険に加入していなかったとしている。

このことは、上記複数の同僚が、同社では、厚生年金保険への加入を希望した従業員は、厚生年金保険に加入したが、加入を希望しない等の理由で厚生年金保険に加入しない者もいたとしていることと符合する。

さらに、申立人は、申立期間に係る雇用保険の加入記録も存在しない。

加えて、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料や周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 7 月から 34 年 6 月 26 日まで
② 昭和 35 年 2 月 20 日から同年 10 月まで

社会保険事務所に照会したところ、A事業所における厚生年金保険の加入記録は、昭和 34 年 6 月 26 日から 35 年 2 月 20 日までという回答があった。しかし、同事業所には、32 年 4 月に入社し、試用期間を経てから 35 年 10 月頃まで勤務していたので、申立期間についても厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A事業所の当時の事業主から提出のあった申立人に係る採用時の就職希望調査表及び申立人による勤務状況等に関する具体的な供述から判断すると、申立人が、当該期間に同事業所に勤務していたことは推認できる。

また、当該事業主に照会したところ、同事業所は、職業安定所を通じて同事業所の従業員を募集しており、申立人の他、集団就職で採用した従業員を厚生年金保険に加入させなければ、募集要項に反したことになり、以降求人票が受理されなくなるため、すべての従業員を3か月間の試用期間経過後に事業主自身で厚生年金保険の加入手続を行い、給与からその保険料を控除していたとしている。

しかしながら、社会保険事務所の同事業所に係る被保険者名簿を見ると、申立人と同時に採用されたと申立人及び上記事業主が説明する複数の同僚について、入社時である昭和 32 年 4 月もしくは試用期間経過後の同年 7 月に厚生年金保険に加入しているものはおらず、入社から2年ないし3年程度経過してから厚生年金保険に加入していることが確認できる。また、申立人と同時期に

同事業所に入社し、1年程度で離職したと申立人及び当該事業主が説明する同僚については、当該被保険者名簿において加入記録が無い。

また、上記被保険者名簿では、同事業所が適用事業所となった昭和31年12月1日に7名の従業員が厚生年金保険に加入していることが確認できるが、その後申立人の資格取得日である34年6月26日まで、厚生年金保険に加入した従業員は存在しない。

上記のように、事業主は、同事業所の従業員について、遅滞なく厚生年金保険の加入手続きを行っていたと主張するが、上記被保険者名簿における同事業所の従業員の厚生年金保険の加入状況を見ると、事業主の主張するようにすべての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは考え難い。

さらに、当該事業主は、従業員の給与については試用期間経過後から厚生年金保険料を控除していたとするが、当時の資料はすべて破棄したとしていることから、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無く、申立人と同時期に採用された複数の従業員に照会したものの、昭和32年4月の入社時から各々の厚生年金保険の資格取得日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたか否かについては、記憶が無いとしている。

申立期間②については、申立人は、A事業所を退職後、1か月もせずに叔父が勤務する事業所に勤務し、同社において昭和35年11月1日に厚生年金保険の資格を取得していることから、A事業所の退職日は同年10月であると申し立てている。

また、上記A事業所の事業主に照会したところ、申立期間②の当時の申立人の勤務の実態を確認できる資料は無いが、申立人は、昭和35年10月頃に同事業所を退職したと記憶していると供述している。

しかしながら、仮に、申立人及び事業主の主張のとおり、昭和35年10月まで勤務していたとすれば、上記被保険者名簿には、申立人に係る同月の算定基礎届に係る記録があるはずであるが、当該記録は無く、同事業所では35年8月に厚生年金保険に加入していたすべての従業員について、月額変更届による標準報酬月額の上改定が行われているところ、申立人には当該改定記録は無く、給与の改定が無かったとすることは考え難い。

さらに、上記被保険者名簿から申立期間②の当時に厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に照会したものの、申立人の退職時期を記憶している者はいなかった。

加えて、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 22 年頃から 26 年頃まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた申立期間について、加入記録が無いという回答があった。同社では、厚生年金保険に加入していたはずであるので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、申立人が申立期間にA社のB支社に勤務していたと申し立てている。

しかし、同社の後継会社であるC社は、同社が保管していたA社の申立期間における社員名簿に申立人の記載が無いことから、申立人が同社に勤務していたことを確認することはできないとしている。

また、同社によると、申立期間当時は、同社の営業職員よりも、同社と個人で代理店契約を結び、仕事をする者が多かったとしているところ、当時の代理店契約に関する資料等が一切保管されていないため正確なことは分からないが、申立人は、上記社員名簿に記録が無いこともあり、生命保険を販売する個人代理店であった可能性もあるとしており、仮に、当該代理店契約であった場合は、当該契約をした者については、厚生年金保険や健康保険に係る手続きは行わず、その保険料を控除していなかったとしている。

さらに、申立人の妻は、申立期間当時の上司や同僚の氏名を記憶していないため、これらの者から申立人の勤務の状況や厚生年金保険の加入状況等を確認することができない。

そこで、社会保険事務所の同社に係る被保険者名簿から申立期間当時に同社に入社し、厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に照会したが、申立人のことを記憶している従業員はいなかった。

また、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人の妻は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社において厚生年金保険に加入していた期間は、昭和 42 年 1 月 15 日から 48 年 3 月 31 日である旨の回答をもらった。同社には同年 3 月末日まで勤務し、次の職場に移ったので、資格喪失日を同年 4 月 1 日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社の後継会社であるB社が発行した退職証明書により、昭和 48 年 3 月 31 日まで同社に勤務していたことは明らかなので、厚生年金保険の資格喪失日は、同年 4 月 1 日であると申し立てている。

しかしながら、社会保険事務所の記録では、申立人は、A社において、昭和 42 年 1 月 15 日に厚生年金保険の資格を取得し、48 年 3 月 31 日に資格を喪失しており、同年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日までの申立期間の被保険者記録が無い。

また、上記退職証明書について、B社に照会したところ、同社が合併する前のことであり、人事記録などの申立人のA社に係る勤務の状況等を確認できる資料を保有していないため、申立人から提出のあった社会保険事務所が作成した厚生年金保険の加入記録において、申立人のA社の資格喪失日が昭和 48 年 3 月 31 日となっていることから、同日を退職日として当該退職証明書を作成したとしている。しかし、厚生年金保険における資格喪失日は、退職日の翌日であるため、当該退職証明書の作成状況から考えると、当該証明書により申立人が昭和 48 年 3 月 31 日まで勤務したとは認められない。

さらに、社会保険事務所のA社に係る被保険者名簿を見ると、申立人と同日である昭和 48 年 3 月 31 日に同社において厚生年金保険の資格を喪失している

者が、19名存在する。一方、同年4月1日に資格を喪失している従業員は存在しない。

そこで、上記昭和48年3月31日に同社において厚生年金保険の資格を喪失した複数の従業員に照会したところ、申立期間当時、同社の工場を閉鎖するということを当時の事業主から告げられたが、具体的にいつ退職したということや申立期間の厚生年金保険料を事業主により控除されていたかについては記憶に無いとしている。

加えて、申立期間当時の事業主はすでに死亡しており、当時の状況や申立人の勤務の実態や厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

また、申立人の同社における雇用保険の加入状況については、加入記録が無い。

さらに、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 8 月 31 日から同年 9 月 1 日まで
② 昭和 62 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日まで
③ 平成 4 年 4 月 3 日から同年 5 月 1 日まで
④ 平成 11 年 4 月 5 日から同年 5 月 6 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうちの申立期間①、B社に勤務した期間のうちの申立期間②、C社に勤務した期間のうちの申立期間③及びD社に勤務した申立期間④の記録が無いという旨の回答をもらった。4社とも当該期間に勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①の昭和 44 年 8 月 31 日から同年 9 月 1 日までについては、申立人は、A社の退職日は 44 年 8 月 31 日であると申し立てている。

しかしながら、申立人については、同社に係る雇用保険の加入記録では、昭和 42 年 1 月 12 日に入社し、44 年 8 月 30 日に離職していることが確認でき、厚生年金保険の加入記録と一致している。

また、同社は、既に解散しており、申立期間①の当時に社会保険事務を担当し、後に同社の事業主となった者もすでに死亡しているため、同社及び当該事業主から申立人の退職日が昭和 44 年 8 月 31 日であるか否かについて確認することができない。

さらに、社会保険事務所の同社に係る被保険者名簿を見ると、同社における被保険者の資格喪失日については、必ずしも各月の 1 日ではなく、月末に資格を喪失している者が多数確認できることから、同社は、各々の従業員の退職日

の翌日を資格喪失日として届け出ていたものと考えられる。

申立期間②の昭和 62 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日までについては、申立人は、62 年 4 月上旬に B 社に入社したため、同月から厚生年金保険に加入していたはずであると申し立てている。

しかし、同社は既に解散しているため、申立期間②の当時の事業主及びその妻に申立人の勤務の状況や厚生年金保険の加入状況等について照会したものの、回答を得ることができなかった。

また、申立期間②の当時に、同社の社会保険に係る手続きを行っていた社会保険労務士に照会したものの、当時の資料を保有していないことなどから、申立人の勤務の状況や同社の厚生年金保険の手続き等について確認することはできないとしている。

さらに、申立人の申立期間②に係る雇用保険の加入記録も存在しない。

加えて、社会保険事務所の同社に係る記録から申立期間②の当時に厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に照会したものの、申立人のことは記憶しているが、申立人の入社日について記憶している者はいなかった。

また、当該複数の同僚の同社における厚生年金保険の加入記録を見ると、各々の入社日から 3 か月ないし 9 か月程度経過後、厚生年金保険に加入していることが確認できることから、同社では、入社してから一定期間経過後、従業員を厚生年金保険に加入させていたものと考えられる。

申立期間③の平成 4 年 4 月 3 日から同年 5 月 1 日までについては、申立人は、C 社に 4 年 2 月から同年 4 月末日まで勤務していたと申し立てている。

しかしながら、同社から提出のあった厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書及び申立人の同社に係る雇用保険の加入記録では、申立人は、いずれも平成 4 年 4 月 2 日に離職していることが確認でき、上記社会保険事務所の記録と一致している。

このことについて、同社に照会したところ、上記資格喪失確認通知書に平成 4 年 4 月 24 日付けの社会保険事務所が確認済みである旨の押印がなされていること及び雇用保険の加入記録も上記社会保険事務所の記録と一致することなどから考えると、4 年 4 月 2 日を資格喪失日として届け出たことは間違いなく、申立期間③に係る厚生年金保険料を申立人の給与から控除したとは考え難いとしている。

申立期間④の平成 11 年 4 月 5 日から同年 5 月 6 日までについては、申立人は、D 社に 11 年 4 月 5 日に入社し、およそ 1 か月後の同年 5 月 6 日に退職したと申し立てているところ、当時の事業主の供述により、申立人は、具体的な期間は不明であるが、同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、同社は既に解散しているため、上記事業主に照会したところ、当時の資料を保有していないことなどから、申立人の厚生年金保険の加入状況

や当時の同社の取扱い等については不明であるとしている。

そこで、社会保険事務所の記録から申立期間④の当時に同社において厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に照会したところ、申立人のことは記憶していないが、同社では、期間は覚えていないが、入社後に一定期間の試用期間があり、当該期間を経過後、厚生年金保険に加入していたと供述している。

このことは、当該同僚の厚生年金保険の加入記録を見ると、入社の日からおよそ3か月後に厚生年金保険に加入していることから裏付けられる。

以上のことに加えて、申立人の申立期間①から④までにおける厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料や周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①から④までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。